

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

# 経済科学 通信

2006. 2 No.109

1981年5月20日第4種郵便物認可  
ISSN 0385-065X



## 北海道の地域と経済

憲法問題／靖国問題／総選挙／  
横田めぐみさんの遺骨DNA鑑定／米軍再編

大月書店より好評の新刊

## 中国はいま何を考えているか

ナショナリズムの深層 大西広著 46判・1300円

日中両国で高まるナショナリズムの実態と原因、両国政府の対応、打開の方針などをさまざまな視点から冷静に分析・解明する。マスコミ・論壇での反中国一辺倒の論調にみられる「誤解」を正し、アジア外交への展望を示す

## 現代金融と信用理論

信用理論研究学会編 A5判・2800円〈信用理論研究学会創立50周年記念論集I〉

本書では、国内の貨幣・金融諸問題を金融システム論、銀行論、リテイル金融論、金融資本論、金融政策論、金融恐慌論、貨幣論などの各分野から解明する。金融理論研究の到達点と今後の課題を示す気鋭の研究集団による成果

## 金融グローバリゼーションの理論

信用理論研究学会編 A5判・2800円〈信用理論研究学会創立50周年記念論集II〉

50周年記念論集第2弾。本書では、変貌する国際金融分野の現状を多角的に解明する。国際通貨体制、為替相場制度、国際銀行業、途上国金融問題、ユーロなどの諸問題を検討するとともに、今後の国際通貨システムを展望する

## 中国の国有企业改革と労働・医療保障

塚本隆敏著 A5判・3800円

中国の企業改革の実態を探る。特に民営化・私有化が進む国有企业での労働者の状態、雇用・就業問題、労使関係の現状や改革にともない大きな課題となつた社会保障、とりわけ医療保険制度をめぐる問題を豊富な資料から解明

## キーワードで読み解く 現代のジャーナリズム

JCJジャーナリズム研究会編 吉原功編集代表 A5判・2200円

混迷する時代のなかでメディアは、市民の立場で正確に事実を伝えているのか。「戦後60年」「インターネットのメディア参入」「戦争報道」「メディア規制」など約90項目のキーワードで最新のジャーナリズム状況を解明していく

## 明仁さん、美智子さん、皇族やめませんか

元宮内庁記者から愛をこめて 板垣恭介著 46判・1200円

元宮内庁名物記者が、みずから体験した多くの事実と豊富な文献・資料を駆使して、切れ味鋭く、小気味よく語る。皇族に対する同じ人間としてのヒューマンな問題提起。こんな非人間的な制度はおしまいにしようと問いかける

大月書店ホームページ  
<http://www.otsukishoten.co.jp/>

大月書店

東京都文京区本郷2-11-9  
電話03(3813)4651(代表) 税別価格

# 経済科学通信

*Letters of Economic Science*

第109号(2006年2月)

## NEWSを読み解く

外交問題としての憲法問題	大西 広	2
靖国問題の「原点」	三土 修平	6
日本の9.11は何をもたらしたか		
—小泉劇場の総選挙を考える—	神谷 章生	10
横田めぐみさんの遺骨DNA鑑定は正しかったか	宗川 吉汪	14
米軍再編		
—米軍が「宇宙・地球規模攻撃軍」を設置した意味—	藤岡 慎	19

SPECIAL EDITION  
特集

## 北海道の地域と経済

北海道特集に当たって	神谷 章生	23
町村の立場から見た道州制と自治	北 良治	24
町村の立場から見た道州制と自治	宮谷内留雄	28
「道州制」と北海道経済の可能性	小田 清	32
JR北海道の今日	宮田 和保	37

## 投稿論文

人事労務管理者と労働組合リーダーのための大学院 —もう一つのMBA、「労使関係・人事労務管理」修士—	黒田 兼一	43
---	-------	----

書評		54
----	--	----

遠州尋美著『グローバル時代をどう生きるか—自立コミュニティが未来をひらく—』／中村共一編著『市民にとっての管理論 公共性の再構築』／西川芳明・伊佐淳・松尾匡編著『市民参加のまちづくり【事例編】—NPO・市民・行政の取組から—』／『市民参加のまちづくり【戦略編】—参加とリーダーシップ・自立とパートナーシップ—』／玄幡真美著『仕事における年齢差別—アメリカの経験から学ぶ—』

## 勤労・実践を捉えかえす学び(6)

市民社会フォーラムの活動報告 —学問・運動・市民の言論空間—	岡林 信一	62
-----------------------------------	-------	----

## 誌面批評

二つのコメント	青木 圭介	67
---------	-------	----

## 外交問題としての憲法問題

OHNISHI Hiroshi

大西 広

### 外交問題としての憲法問題

先日、韓国である観光寺院を訪問した際のボランティアのガイドとの交流は久しぶりに新鮮なものであった。訪問した寺院もまた豊臣秀吉に破壊されたものだったので、当然にその侵略が話題となったが、それがさらに1945年に至る日本の朝鮮支配の話に及ぶ。私は大変申し訳ないことをしたと述べたが、そのガイド氏は日本の朝鮮支配も積極的なところがあったと言う。当時の朝鮮は儒教の影響で文明化が遅れており、その打破にとって日本の支配は役割を果たしたというのである。私としては多少はリップサービスで日本支配なしにも朝鮮の人たちは文明化したはずだと述べたが、実際、こうした積極的な影響がなかったわけでもない。資本主義の一段階たる帝国主義にも「文明化作用」のあることを否定できない。これはそれが如何に暴力的なものであっても、である。

が、このガイド氏との話は現在の話に及ぶ。日本は再軍備をしている。私は小泉が嫌いだと述べられた。ついでに言うと、同行した知り合いの韓国人研究者が憲法九条を改定しようとしていると話が続き、こうした問題への関心の強さを再認識した。私は現在全大教の委員長をしているので、日本の労働組合は再軍備に反対していると言うと、良い人に会えたと本当に喜んでいただいた。戦前の帝国主義支配に比較的好意的であったこのガイド氏さえこのように言うのであるから、アジア諸国民の危惧がどれほど大きいか、そしてその意味で、憲法問題は外交問題としてあることを知らなければならない。

### アジアとの摩擦回避なしに 9条維持は不可能

しかし、これが外交問題としてあることは、次のような意味においても言うことができる。とい

うのは、中国研究者として昨年4—5月の日中問題の危機を振り返ったとき、そのときと同じ状況が再現されれば我々は憲法の国民投票で負ける。そうしたことを強く感じさせられたからである。憲法九条の非武装論はその前文に書かれているように、「諸国民の公正と正義に信頼」することをその前提としている。つまり、その信頼をもてないとき、我々は「われらの安全と生存を保持」できないとなる。その前文にてその下りを確認されたい。

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と正義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、專制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる國際社会において、名譽ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」

実のところ、この「諸国民の公正と正義に信頼する」とのくだりは昨年八月に出された自民党の改憲草案の一次案には残っていた。「前文」ではなく九条一項にあるが、残っていた。が、その後、11月に出された一応の最終案には欠落している。「自衛軍」をめざす改憲案の理念と抵触することを自民党でさえ否定できなかつたのである。ともかく、こうしてこの理念は戦力不保持を主張する憲法と根本的に相容れないことがこうした形でも確認されているのである。

したがって、この理念が生き残れるかどうかといった視点から現状を振り返って見たとき、昨年4—5月のような状況がありうると考えられるることは大変に恐ろしいことである。私はいくつかの日中友好団体に入っているが、たとえば日中友好協会はこの状況下で全国大会さえ予定どおりに開けなかつた。5月に福井県芦原温泉で予定してい

た大会に右翼が脅しをかけ、旅館側や警察が責任をもてないとして開催が見合わされた。日中友好協会は毛沢東時代に分裂問題が起き、その時一度開催ができなかつたが、それを除くと歴史上初めてのことである。

また、この協会の私の属する京都府連合会には「火をつける」との脅迫電話があり、また別種の日中友好団体（N P O 日中文化交流中心）のホームページには「南京大虐殺万歳！」といった書き込みがなされた。あるいは、かなり友好的な人々からもその際には計画していた中国貧困地域の支援活動に「もうやめよう」との声が出されるような状況があつた。すでに国会内では改憲勢力の議席が2／3を優に上回っている。そうであればなおのこと、国民世論の動向が勝敗を決する。この意味で、今後2、3年以内に予想される国民投票の際にどのような世論状況が表れるか。マスコミの情報操作の力が増している現状のもとでは、こうしたナショナリズムとの闘いにもっと我々は力を注がねばならないようと思われる所以である。

## 外交関係悪化の原因は何か

しかし、他方で、私の考えるところ、こうした世論の動向は「マスコミの宣伝」や「政治家の宣伝」ということだけでは説明ができない。なぜなら、マスコミがいつでも政府に都合のよい方向で報道しているわけではないからであり、というよりマスコミこそが逆に世論に動かされているとも言えるからである。これは「大衆迎合主義」と評される現在の小泉政治についても言えることである。今、日本では中国を悪く言えば言うほど人々が喝采をするような状況にある。その状況下でマスコミは売れる、視られる報道をするためにはどうしてもそうした報道姿勢を探らざるを得ない。また政治家たちはその状況下でより多く得票できる言質を口にせざるを得ない。そうしたより根本的な事情にこそ、もっと分析の目が注がれなければならないのではないかと私は考えている。

その視点からするとき、たとえば、我々はこうした状況が昔からのものでなかつたことに気づくことができる。たとえば、内閣府が毎年年末に発表する「外交に関する世論調査」によると、1990年代後半、中国に「親しみを感じる」と答えた回

答者はほぼ50%水準を維持しており、これは、2005年末の32%と大きく違つてゐる。私の考えでは、日本が長期不況にあつてゐる一方で、隣国中国が知らぬ間に大きくなつてゐる、そうした状況に気づいた日本人の一種のジェラシーがこの背後にゐるのではないかと思われる。

實際、以前、我々日本人は中国を非常に貧しい国だと考えて來、それは事実でもあった。農村の貧しさが様々に報道され、その原因は多くの場合共産主義の結果だと理解した。そして、この可哀想な状況に手を差し伸べるべく、多くの援助を政府・民間を問わずに行なつたのである。その時にジェラシーのようなものはなく、強いて言えば優越感のようなものを持っていた。が、その状況が変わり、彼らが今や我々日本人より豊かに暮らすようになりつつある。中国人のすべてではないが、多くがそうなりつつあることは事実である。この状況への変化はここ数年のことである。この変化を多くの日本人は心の上で受け止めることができないでいる。

## しかし、変化は必ず来る

しかし、こうした大国の興亡過程における国民的心理状況はいずれ解決する。中年以上の大人们はともかく、韓国や台湾、香港などの貧しかつた頃を知らない若者たちは今やそうした諸国・地域を見下したりはしていない。まずは対等の国や地域と認識している。こうした状況が中国に対しても遅かれ早かれやってくることであろう。あるいはもっと言って、これだけ躍進目覚しい中国であるのであるから、それを認めないわけにはいかない。この圧力がより急速に進む可能性もある。

この可能性を私が強く認識するようになったのは、ふたつの周辺国家・地域のこの間の変化がとくに大きかつたという事情がある。そのひとつは台湾の変化である。

台湾について、我々は陳水扁政権が出来た頃からつい先ごろまでずっと「台湾独立は世の趨勢」と思っていたのではなかろうか。私自身もそうかも知れないと一時は動搖した。が、去年の5月頃から流れは一気に変わり、野党指導者たちが続々と大陸訪問をするようになった。また、陳水扁政権は地方選挙で大敗を喫し、次期大統領選挙での

敗北はほぼ不可避とされるようになった。そして、ここでの問題は、この変化の最大の推進力が台湾財界の大陸への急接近にあったことである。

実は台湾財界の大陸への急接近は2004年の5月頃から始まっている。それ以前から，在米中国人の間で始まっていた「緑色台商」（陳水扁政権を支持する台湾独立派の台湾企業。陳水扁派が緑をシンボルカラーとしているのでこう呼ばれている）の大陸での企業活動の制限を求める動きが大陸においても広まり、それがついにこの時期、「人民日報」でも報じられるようになったからである。特にこのときは、李登輝政権から陳水扁政権までの總統府資政（顧問）をしていた奇美グループのトップ、許文龍氏が名指しで攻撃されるに至り、彼はついにこの時、グループ内の一企業の董事長をも辞任することとなる。そして、さらに、その翌年の2005年3月には陳水扁派が開催した「反国家分裂法抗議集会」の朝、「台湾独立は間違いだ。私は反国家分裂法を支持する」との書簡を新聞に載せるに至る。台湾と中国の経済関係はその後もさらに深まっている。この流れが抗しがたいことを示している。

したがって、このように経済の必要性が政治の方向を決めるというのであれば、日本の対外関係の変化が反中的なあるいは反アジア的な日本政府の外交戦略を転換させてしまうことが予想される。すでに2004年に香港を含む中国の日本の対外貿易に占める比率はアメリカを越したが、この5年前にはまだその1/2にすぎず、さらにその5年前には1/3にすぎなかった。それほどのスピードで日中関係が深まっていく以上、日本でも遅かれ早かれ台湾同様の変化が起きざるをえないだろう。この変化が不可避なことを台湾の事例は示している。

## 韓国の変化が示唆するもの

それからもうひとつ、示唆に富むのはこの10年の韓国の変化である。今から10年前にはまだ保守政党ハンナラ党が政権についていたものが、新千年民主党の金大中が大統領に選ばれるかと思いきや、続く大統領選挙ではより左に位置する盧武鉉が勝利し、民主化の流れは決定的となっている。そして、この変化もまた親米路線から親中路線へ

の転換を含み、アジアにおけるアメリカの後退としての意味を持つことが重要である。

韓国の変化をもたらしているのも対中経済関係の深まりであるが、それに止まらないさらにふたつの事情がある。そのひとつは、金大中の太陽政策による北朝鮮との関係改善であり、これが韓国において米軍が韓国に駐留しなければならない理由をなくしているからである。たとえば、もし米朝戦争が勃発したらとの質問に今や過半の韓国人が北朝鮮とともにアメリカと闘うと回答するようになっている。そして、もしこうであるのであれば、そもそもアメリカに頼る理由はない。これが最近のアメリカ離れの基礎的な原因を形成しているのだということが私の理解である。アメリカは自身の世界支配を世界各地で国家間対立を作り出すことによってなして來た。が、こうした支配はその対立の解消にともなって維持不能になる。今後、日本においても日朝間の国交回復等が進行するなら、日米安保の正当性が揺らぐことも十分にありうると思われる。

が、韓国のアメリカ離れはこうした韓国側の要因だけでなく、アメリカ側の要因から理解すべきかも知れない。アメリカはその海外駐留部隊の大規模な再編を始めているが、その本質は財政危機による海外駐留部隊の縮小であると見られている。すると、在韓米軍の縮小はアメリカ側の要因がより重要だということになり、またそうすれば今後アメリカの対日政策がどう変化するかという問題が出てくる。そして、この意味でも、実は「ブッシュ後」のアメリカが日本のアメリカ離れを加速させる可能性を知らねばならないのである。

というのはこういうことである。すなわち、人気激減のブッシュが次期大統領選で勝利できる可能性はすでに相当小さなものになっているが、もしここで対立候補が勝利するとするなら、それはほぼ間違いなくイラクでの失敗を衝くというものになろう。そして、その場合、他国の様々な問題に口を突っ込むという政策自体もが問われることになり、それは何らかの意味において「孤立主義」への回帰を含むこととなろう。つまり、東アジアの地においてもアメリカの撤退を要求する声がアメリカの内部からも強まっていると考えられるのである。

## 憲法問題と政治再編

したがって、以上のようなことからしたとき、2年後に予定されるアメリカの大統領選挙の後には現在とは根本的に異なる状況が現出されていると思われるのあって、これはほぼ同時に予定される台湾の総統選をも考慮に入れればなおさら状況の差を予想しなければならないということになる。そして、この2年ほどの間に日中間の経済関係はさらに強まり、おそらくたとえば日本の貿易額に占める中国のウエイトはアメリカのそれの1.5倍程度にはなっているであろう。その状況下で日本の政治にも台湾や韓国におけると同じような大きな変化が生じる可能性が大いにあると思われるである。

実際、こうした変化への準備はすでに政界において開始されていると見るべきである。親米的反対的な発言で前原氏への批判は民主党内でも強まっており、他方、自民党内でもアジアとの関係改善を目指すいくつかの動きが出揃い始めている。そのひとつは昨年7月に野田毅、加藤紘一、高村正彦といったメンバーが結成した「靖国問題研究会」であって、また同年11月には「国立追悼施設を考える会」が自民・民主・公明の三党有志によって結成されている。小泉を引き継ぐ次期首相には安部氏などやはりタカ派が選出されると思われるものの、その次の内閣がどのような布陣となるかは上記の諸状況による。私の予想では、今から3年後の総選挙までに「親米派」と「親アジア派」との大規模な政界再編があり、その後者が勝利する。「3年後」との予想に2年程度の誤差はありえようが、この基本的な予想に私は自信を持っている。

ので、ここでは、この予想を基本的な出発点としてさらに憲法問題を考えてみたいと思うのである。

すると、ここでのひとつの問題は、こうした「靖国」や外交戦略の問題での政界の分岐が憲法九条の問題での分岐に繋がるのかどうかという問題であろう。そして、実際、これらの問題は微妙に異なる内容を持っており、そのため国民レベルの合意水準も異なっている。たとえば、05年における国民世論の状況を示すいくつかの調査結果を列挙すれば下表のようになる。

この結果を見て考えねばならないことは、憲法九条に関わる国民的合意の到達点は高くなく、首相の靖国参拝への反対論に及ばないことがある。その首相の参拝への反対論自体もまだ不十分な合意水準であるが、過去の戦争への謝罪の不十分論や東シナ海の権益主張といった論点に比べれば合意水準は高い。「国益」の問題として東シナ海の問題を国民は譲ろうとしないと同様、靖国問題は参拝しないことの方が国益に合致するという状況がそうしているものと思われる。したがって、我々がもし戦略的に考えるのなら、こうした「国益」をどう憲法問題での合意に昇華していくかであろう。これは逆に言うと、靖国問題で我々と合意できる人々にどう憲法問題でも合意を取れるかという問題となる。

この意味で課題となるのは、この靖国問題でも「新追悼施設の建設」となった瞬間にさらに合意の水準が高まるることであり、この合意を大切にすることが重要ではなかろうか。この合意での議員連盟が自民・民主・公明三党のメンバーのみで構成されているのには、共産・社民への彼らの偏見もあるかも知れないが、他方で共産・社民の勢力のこの問題での運動の不熱心さもあるのではないだろうか。日中議連のような場も利用しつつ、あ

東シナ海独自油田開発（『読売新聞』05年10月）

戦争への謝罪について（『読売新聞』05年10月）

首相の靖国参拝について（『日本経済新聞』05年10月）

首相の靖国参拝について（『共同通信社』05年10月）

日本人の贖罪意識について（『読売新聞』05年10月）

新追悼施設の建設について（『日本経済新聞』05年10月）

憲法九条の改定について（NHK、05年1月）

憲法9条について（『毎日新聞』05年9月）

進めるべき=65%

まだ不十分=27%

もはや十分=63%

反対=37%

賛成=47%

反対=46%

賛成=48%

必要=47%

不要=45%

賛成=49%

反対=31%

すべきでない=39%

すべき=39%

改定しない方がよい=19%

るいは2つの日中友好協会などの市民団体も巻き込んだ運動が必要ではないかと考える。

そして、最後に述べておきたい問題は、このような外交問題起源の国民世論の転換、およびそれに関わる政界の再編が早ければ来年に予想される憲法問題での国民投票に間に合うのかどうかという問題である。私の見通しは、台湾の総統選、アメリカの大統領選以降に引き伸ばしすることができ、かつ次の総選挙以降に引き伸ばすことができればかなり勝算はある。その意味で、引き伸ばしをすることだけでも非常に重要である。が、この引き伸ばしが重要であるのには、それだけでなく国内の新たな統一戦線の形成への時間も必要となるということがある。国内で上記のようなレベルでの合意を基礎とした統一戦線の結成に成功するのであれば、実はこの憲法問題で敗北をしようと

も、それに続く選挙で平和的な政府を成立させる重要な鍵を握ることができるからである。

明治維新も「1945年革命」も実は外交戦略をめぐる革命であって、今後の日本に訪れる革命的転換だけがそうでないと考えるのは自然でない。というより、世界中の革命のほとんどが外交をめぐるそれであったというのが本当のところである。なので、今回の憲法をめぐる国家の路線選択問題もまた実は外交問題であるというのが私の意見である。

## 参考文献

大西広『中国は今なにを考えているか』大月書店、

2005年

(おおにし ひろし 所員 京都大学)

## 靖国問題の「原点」

MITSUCHI Shuhei

三土 修平

最初にお断りしておくが、私はここで「靖国問題」を読み解くといつても、本誌の読者の平均的な方々が期待しているであろうようなことを書くつもりはない。

現時点で日本の首相が靖国神社に公式参拝することがいかに近隣アジア諸国との友好関係にとって深刻な阻害要因となるか、いかに憲法上も疑義があるか、……そういったことならば、私が書かずとも、『産経新聞』系を除くおおかたのマスメディアではしょっちゅう報じられていることであり、日々見慣れているそんな主張を私が繰り返したところで、みなさんの信念を強めること以外には何の役にも立たない。

私がめざしているのは、従来のマスメディアではありません取り上げられてこなかったこの問題の別の側面に光を当てることである。

終戦60年を迎えた今年の春から夏にかけて、「小泉首相は今年こそ8月15日に靖国参拝を実行するのではないか」との憶測にからんで、靖国問題をめぐる出版ラッシュが起こった。中には単なる便乗出版としか思えないお粗末なものもあった。岡崎久彦の『国家戦略からみた靖国問題』

(PHP新書)などは羊頭狗肉もいいところで、中を開いてみれば、国家間のパワーポリティクスこそすべてだと思っている外交官上がりによる時事評論の寄せ集め。しかも「靖国」に割かれているページはほんの少しだ。「中・韓は外交カードとして靖国を利用しているにすぎない。ここで屈したら国家百年の計を誤る。断固参拝を続けよ」の一点張りだ。こうした論者のつねとして、「靖国はどこの国にでもある無名戦士の墓のようなもの。国家の代表がそれを表敬するのは世界の常識。それにいちやもんをつけるなど非常識」との断定がまず大前提としてあり、何ゆえに日本に関してはその「常識」が通らない事態が生じているのかについて、深い掘り下げはない。時流を見て出版社が販売戦略上題名に「靖国問題」と入れただけのもので、もともとこの問題について深い思索をめぐらせたうえで書かれている書物ではない。著者の念頭にあるのは、現時点で時間軸を横に切ってながめた国と国との力関係の構図だけである。

これに対して4月に刊行されてベストセラーとなった高橋哲哉の『靖国問題』(ちくま新書)や、7月に刊行された赤澤史朗の『靖国神社』(岩波

書店)は、周到な準備のもとに豊富な史料を活用しながら多面的に問題を論じたもので、読みごたえがある。この問題が「中・韓の外交カード」などという皮相的な次元の問題ではないことを明らかにし、読者の思慮を促している。戦前において、民衆の感情を基盤としながらそれをある特定の方向に動員するための装置として機能してきた「靖国」を、そして戦後もその性格の多くを引きずっている「靖国」を、この国の法・政治・文化などすべてにかかわる総合的な問題として読み解いてゆく筋道を、高橋は高橋なりに、赤澤は赤澤なりに、示そうとしている。

靖国問題は、1985年8月15日の中曾根康弘首相の公式参拝が国際的な反発を招いて以降、外交問題という切り口で論じられることが多くなったが、それ以前の、靖国神社国家護持法案が国会に何度も上程された時代(1969~1974年)には、何よりもまず憲法の政教分離規定との関連で論じられていた。靖国神社は「神道」という特定宗教の施設であり、「民間」の施設なのであるから、国家が公的にかかわることは憲法違反というわけである。

それに対する保守派のお決まりの反論は「同神社はどこの国にもある戦没者の追悼という公的事業を担う施設なのだから、特定宗教だとして目くじらを立てるほうが不自然だ」との「常識論」であった。国家護持法案を危険視して反対運動に取り組んだ人々、後に一連の靖国訴訟の原告側となつたような人々は、当初はそれに対し、憲法の政教分離規定の厳格解釈という形式的な法律論を主たる拠り所として再反論を展開した。が、そういううちにA級戦犯が密かに合祀されていた(1978年10月17日)事実が明るみに出たりすることを通じて、問題とされるべきはむしろ先の大戦やそれに先立つ植民地支配についての日本人の歴史認識の問題であることが強調されるようになり、その論調への外国からの呼応もあって、1980年代半ばから国際問題化が起こってきたのである。

A級戦犯の合祀に関しては、そもそも戦後は宗教法人となって国家との公的な関係を断たれはずの靖国神社に対して、厚生省が合祀適格者の名簿送付を行なっていたこと自体が憲法違反ではなかったかという議論も起り、改めて憲法解釈の切り口からの議論が出てきたが、いずれにせよ、問題の重点は、国家が関与して戦没者の「顕彰」を行なうことの危険性という点にあることが、し

だいに強調されるようになってきた。

近年のそのような論調を反映してか、赤澤の『靖国神社』は、「政教分離」「信教自由」ではなく、「戦争観」「平和観」こそが靖国問題の最大の争点であると宣言し、その視角から戦後の靖国神社の変遷を跡づけようとする。戦後改革を経て一時期は戦死者を悼み平和の尊さを訴える慰靈の場へと脱皮しようとしていた靖国神社が、ある時期から戦前そのものの「顕彰」路線を復活させ、東京裁判史観批判、大東亜戦争肯定論を旨とする復古主義の牙城へと変貌を遂げていったありさまが、分析されている。高橋の『靖国問題』は、最後の章で靖国に代わる新追悼施設の案に言及して、非武装・非戦の誓いの下に設けるのではないかぎりそれもまた「第二の靖国」となり、戦う国家の自己正当化の具にしかならないと、いささか過激な口調で非武装中立論を讚えて論述を終わっている。

私は、これらの著者の思索と史料探索の努力には敬意を払うが、国家主義的な思想への潔癖な忌避を表明しさえすればこの問題への最終解答になるかのように構えるその態度には、いささかの違和感を覚える。そこには、靖国神社の国家護持論が起こって以来反対派が選んできた闘争スタンスの弱点がむしろ露呈されているようにも思えるからだ。

それは、「靖国神社は神道という特定宗教の施設であり、私法人ではないか」との戦後改革後の形式的事実をまず前提としたうえで、それに国家が公的にかかわることは憲法の政教分離規定に違反するという形式論で、とりあえず攻められるところまでは攻めるというスタンスである。それでは攻めきれなくなると軍国主義復活の危険性という実質論をやや唐突に持ち出すことで補完する。法廷闘争用の論理としてはそれでいいかもしれない。が、その闘争の論理が対マスコミでも対世論でも強調された結果は、靖国神社をめぐる戦後史を見るうえで、客観的な鑑識眼を養う方向には貢献しなかった。

靖国神社が戦後改革の過程で私法人化され、そのうえで憲法に厳格な政教分離が定められたことは、結果として、戦前の靖国思想的なものの公的復権を阻止する一定の歯止めとはなった。このことは事実である。しかし、この「私法人化」+「厳格な政教分離」という改革は、実はけっして理想的な改革であったわけではない。反対派が法

# NEWSを読み解く

廷闘争の都合上、「戦後改革の成果を守れ」というスローガンに頼らざるをえなかった事情はわかるとしても、運動がそのスローガンの惰性に乗った結果として、「戦後改革によってせっかく人権の尊重される民主的な国を作ったのに、それをなし崩しに否定する勢力があって、わが国を悪いほうへ、悪いほうへと引っ張ってきた」という、ある種の末法思想的な慨嘆が、つねに通奏低音として流れることになった。これを私は「せっかく史観」と名づける。

これに対して、靖国神社国家護持などを唱えた人々の基調には「謀略史観」と呼ぶべきものがある。「G H Qによる戦後改革は日本弱体化のための謀略であり、その一環として、1945年12月15日の神道指令は、本来国家の公事であるはずの戦没者の追悼事業を担う組織を、民間の宗教法人としてしか認めないと不自然な改革を押しつけた。そのうえで憲法20条と89条に政教分離を定めることにより、『それは民間の宗教だから』との理由づけで国が靖国神社に公的にかかわれないことにてしまった。こんなのは日本の文化も伝統も無視した乱暴な改革であり、日本人の真心がそれで納得するはずがない。早晚見直しが起こるのは当然のことだ」と要約できる。

「謀略史観」は素朴な民衆の心に訴えることを意図しており、それなりに説得力を発揮してきた。これに対して「せっかく史観」のほうは、同じ事実認定に依拠しながら、それを「軍国主義復活への歯止めとなる正しい改革」として位置づけるという点だけが違っており、いわば「謀略史観」の陰面である。問題は、これら二つの史観が依拠している事実認定そのものに、不正確な点があるという事実である。

靖国神社は、降って湧いたように押しつけられた神道指令によって、選択の余地なく宗教法人へと改組されたのではない。神道指令に先立つ2か月ほどの期間、G H Qに顧問として送り込まれた宗教学者・岸本英夫を通じて、日本の神社界は改革の動向を知りうる立場にあったし、自分たちの意図を改革に反映させるべく、多少の駆け引きもできる立場にあった。そして神道指令それ自体は、戦没者の追悼事業を公的に行なってはならないとは一言も書いていない。G H Qの担当者であったW・K・バンスの一貫した立場は、「公的な戦没者追悼施設がほしいのなら、靖国神社を宗教に中

立的な無名戦士の墓のようなものに改組することで、公的施設として残すことを認めてよい。どうしても神道的な宗教性にこだわるなら、公的性格は剥奪されるが、それでよいのだな」というものであった。日本政府および靖国神社は、このような念押しを受けたうえで、神社として留まると決めたのである。その結果、神道指令とは別建ての宗教法人令の改正というかたちで、1946年2月2日に靖国神社は宗教法人としてのみ生き残ることを許されると決まったのである。

ここには最初から、「天皇の宗教は全国民の信奉すべき宗教」という観念に彩られた、信教の自由に抵触する戦前の国家宗教の施設を、なるべく無傷で延命させるための手段として、G H Qが掲げている錦の御旗である信教の自由を逆手に取って活用するという、目的と手段の「ねじれ」があった。

新憲法の制定にあたって非武装条項との取り引きで象徴天皇の存置が認められたのと同様、靖国神社の件でも、結果はG H Qの一方的な押しつけで決まったのではなく、日本の守旧派の利害関心を反映した「駆け引きと妥協の産物」として決まったのである。

戦前に抑圧されていた民間の宗教に活動の自由を保障するために導入したはずの宗教法人制度を、戦前の国家宗教の改革後の受け皿としてそのまま流用することを許したのは、G H Qとしては詰めが甘かったのであり、後になって彼らがそれを後悔したこと示す文書も残されている。が、いったん宗教法人として信教の自由の下に置いてしまった組織を規制することの法的矛盾の前に、有効な手を打てないまま、彼らは再検討の時間切れを迎えることになった。

そして占領期間が終ったとき、そこにあったのは、多少平和主義的に改革されたとはいえ、依然として天皇のための死を讃える施設としての性格を多分に残した靖国神社であり、「それは本来公的なものなのだから、早く元の姿に戻さねば」という国民の意識であった。サンフランシスコ平和条約署名後の1951年10月18日に、G H Qの規制緩和を受けて行なわれた吉田茂首相の公式参拝を当時の新聞各紙が軒並み好意的に報道したことや、占領終了後まもない国会で、国は靖国神社への戦没者合祀を援助する仕事を速やかに進めよとの議論が堂々となっていたことなどを、当時の史料

で素直に読めば、それは靖国神社の改革が当初からはらんでいた弱点の顕在化にすぎなかつたことがわかる。

それを今日の視点で「確立された新憲法秩序に対する許すべからざる裏切り」であるかのように指摘するのは、「せっかく史観」の色眼鏡で見た後知恵であり、リアリティーのある歴史認識ではない。

もちろん、そのような「ねじれ」を含む改革から始まった靖国神社の戦後が、その後ますますその「ねじれ」に起因する矛盾を蓄積していくことは事実である。靖国神社は一方で「本来公的な事業に携わっているのだから、國から特別の礼を尽くされて当然だ」との思想を色濃く表明していくながら、他方では、新憲法下の「民間」の神社であるからこそ許される活動の自由の下、それを公的に持ち上げたい保守派政治家をさえかえって手こずらせる行動を取ってきた。現に「A級戦犯だけ別に祀るようにできないか」との政治家からの働きかけに対して、「いったん神として合祀したものを取り下げるとは、教義からいってありえない」と、堂々と突っぱねている靖国神社の姿は、それを民間に「潜らせる」ことで温存しようとした終戦直後の保守政治家たちにとっては、心外な姿であろう。

靖国神社を特殊法人に改組して再び公共化しようというかつての靖国神社法案の考え方は、さんざん検討されたあげく、その矛盾を露呈し尽くして、舞台を降りることになった。国家護持の支持者のあいだでも、神道的宗教性を保持したままの靖国神社を公共化してこそ意味があると考える人々と、公共化する以上多少の改組は必要だと考える人々とのあいだには、埋めがたい溝があることがわかつてしまつたからである。

こうして、民間に「潜らされた」靖国神社は、たとえて言えば抜き身の錐が布袋の中に納められているような（布袋の中に納められたものはおとなしくその中に納まっているべしと言われても、錐というものはその本性からして袋を突き破って外に顔を出さずにおれない）まことに座りの悪い状態で推移することになり、その公的復権が認められないことに苛立ちを募らせる支持者のあいだで、戦後改革そのものを呪詛する極右的な主張が力を得てゆく結果を招いた。その意味で、東京裁判史観批判、大東亜戦争肯定論を旨とする今日の

靖国神社の姿もまた、当初からの潜在的矛盾の顕在化であった。

私が指摘したいのは、「謀略史観」の陰画としての「せっかく史観」に寄りかかりすぎた反靖国派もまた、この敵の姿に踊らされてはいいのか、ということである。

「戦没者の追悼を国に求めたりする思想自体が危険」という高橋哲哉式の割り切り方は、現時点での靖国支持派の危険な主張に照らせば、確かにある程度の正当性をもつかもしれないが、戦後改革の当初には、靖国神社的なものへの国民の郷愁の一部は肯定しながらも、何とかそれを戦後社会に軟着陸させる方途も考えられていた。バランスによる提案がそれで、それを日本側が蹴った結果が今日の事態なのである。

無名戦士の墓、宗教に中立的な施設、……等といつても、しょせんは国家主義的な「顕彰」においてがつきまとうとか、軍人・軍属だけを特別扱いすることは問題だとか、今日の視点に立てばバランス提案もなお批判されるべき点がある。しかし、今日の靖国神社のようなものを残すよりは、よりましな選択肢があったのに、それが蹴られた結果、今日の混乱が起こっているのだということは、踏まえておくべき史実である。

それが踏まえられず、国家主義への危機感だけが強調され、代案としては百年河清を待つような非武装中立論が、何の現実的戦略もなく「哲学的」に称揚されるとき、若者の多くがそれを忌避してむしろ岡崎久彦流のリアリズムに傾いてしまう危険性は高い。そういう事態を前にしたとき、高橋はいったいどうやって自己の言説への責任を取るのか。

幸い、今年8月13日のNHKスペシャル「靖国神社」では、同神社の戦後改革そのものが日本の守旧派の利害関心を反映した「ねじれた」改革であって、GHQ当局者自身がそれに満足はしていなかったという、私の指摘と同じことがようやく明るみに出された。このことは1993年に大原康男の『神道指令の研究』（原書房）が出版された時点で、史料的には裏付けられていたことである。名うての靖国支持派である大原の解釈には色がついているが、著者の解釈にとらわれずに史料を史料として読みれば、むしろ「謀略史観」には不利な事実が多く読み取れるのである。それが10年以上も無視され、反靖国派によっては活用されてこな

かった事實を省みると、私は、その時その時の政治運動に有効に使える言葉の弾丸を寄せ集めることに腐心してきた進歩主義史学の弱点を思ってしまうのである。

以上の詳細については、拙著『靖国問題の原点』(日本評論社)を参照されたい。

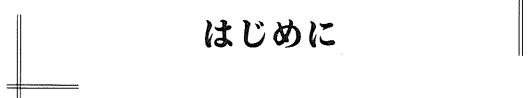
(みつち しゅうへい 東京理科大学)

## 日本の9.11は何をもたらしたか — 小泉劇場の総選挙を考える —

KAMITANI Akio

神谷 章生

### はじめに



「郵政民営化」が参議院で否決された8月7日に、小泉首相は直ちに国会の慣例を無視して、衆議院の解散に打って出た。参議院のチェック機能も、憲法上疑義のある日本国憲法7条を援用した「首相の解散権」も、何もかも無視するような「暴挙」でもあり、それだけでも十分に議論し、検討しなければならない課題であるが、ここではそれらについてはあえて問わない。問題を、小選挙区比例代表並立制という選挙制度と、地すべり的圧勝を果たした小泉自民党、及びこの制度においてはきわめて脆弱な存在となった小規模野党の問題に絞り議論したい。

今回の選挙では、当初、マスコミは「郵政解散」は無謀であるという論調であった。小泉純一郎の神通力もそろそろ飽きられてきており、何を聞いてもワンフレーズで切り返す内容のない発言に、マスコミも国民もさすがに「小泉自民党への風は止んだ」と判断していた。選挙が終わって、したり顔に自民党圧勝は「想定の範囲内」などと叫ぶ

ものがいるが、当初は民主党への流れも確かにあったのである。その根拠は、東京都議選における民主党が大きく議席を伸ばしたことにある。国政選挙を占う首都東京での民主の躍進は衆議院選挙における民主党に流れるはずであり、ひょっとしたら政権交代をもたらすのではないかという観測もあった。更にこの流れは2004年の参議院選挙の風がいまだ吹きやまらずを実感させるものでもあった（獲得議席において民主は50、自民は49であり、わずかであるが民主が上回ったことに注目）。

さらに今回の選挙の争点とされた「郵政民営化」法案については、「郵政三事業そのものが黒字経営であり、国家財政から一円も支出されておらず、民営化し、公務員数を減らしてもまったく財政改革にはならない」であるとか、「簡易保険が保険弱者にとっての福祉効果を有している」であるとか、民営化された郵貯、保険会社の数百兆円は国債購入に回らなくなると直ちに予算を組めなくなるなどと批判された。それがもっともな理由であり、国民は、郵政民営化のためめさに早晚気づくことになるだろうと観測された。そこで、民主党は、この郵政民営化そのものの是非ではなく、「真に重要」な社会保障や増税問題、国家財

2005年総選挙党派別当選者数

	自民	民主	公明	共産	社民	国民	日本	諸派	無所属	合計	定数
当 選	296	113	31	9	7	4	1	1	18	480	480
小選挙区	219	52	8	0	1	2	0	0	18	300	300
比 例	77	61	23	9	6	2	1	1	—	180	180
公示前勢力	212	177	34	9	5	4	3	1	32	477	欠員
解散時勢力	249	175	34	9	6	—	—	1	3	477	3

政問題に議論をシフトしようと判断したのも、その時点では、それなりに妥当な判断であると思われた。

しかし、事態は都市部における新中間層を中心に大きく民主党の支持層を侵食していた。筆者が、このことを痛感したのは、私事ではあるが8月9日の高校時代の同級生たちとの懇親会においてであった。彼らの口からは、自民党守旧派を切り捨てるに英断を下した小泉の手腕を高く評価し、古い日本型システムを大きく転轍するためには、この程度のことをするのは当然であるというものであった。そこには、郵政民営化の正確な得失論ではなく、郵政問題に象徴された「戦後のシステム」への訣別を、私たちが決意するかどうかという問題に変換されていたのである。民主党が、このことに気づかず、個別政策の優劣を問おうとした段階で、都市部の新中間層の意識を大きくつかみ損ねたということができよう。

## 投票行動の流れ

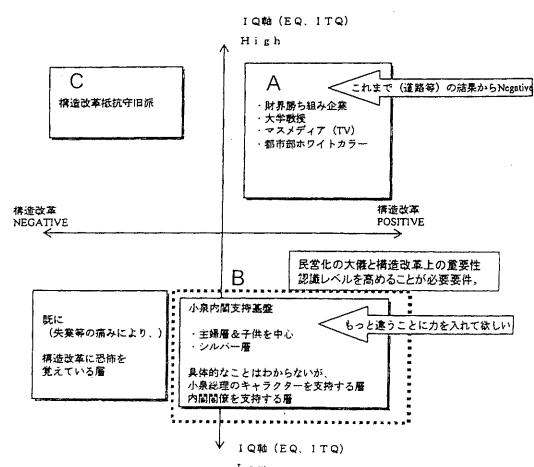
さて、今回の総選挙でどのように有権者の投票や意識が動いたのか、そのことを東大・朝日共同調査分析「自民にスwingした柔らかい構造改革派」（以下、論座調査）（論座、2005年11月号）を参考に確認しておこう。

論座調査によると、04年参議院選挙時の投票と05年衆議院選挙時の投票の比例区について比較した場合、次の表のようになる。

この表から明らかなことは、今回、自民党は自らの支持票を大きく固め（参議院時点の81%）、なお、民主党や社民党から、与党を組んでいる公明党と同様の票が流れ込んでいることである。驚

くことに共産党からでさえ参議院時点より8%の票が流れている。こう見ると、今回の自民党の「地すべり的勝利」が数字の上でも明らかになるだろう。有権者は、小泉自民党が争点化した、郵政民営化をそのわかりやすさとともに、既得権益に胡坐をかいているとイメージされた公務員や特殊法人批判と結びつけた。この戦略は、論座調査の言う「柔らかい構造改革派」の心をつかむことになった。

さて、この柔らかい構造改革派とはどのような存在だったのだろうか。今回の総選挙に至る数ヶ月前、郵政民営化などの争点は「物事の是非を知らない、バカな連中」をメインターゲットにした政策であると論じられたことがあった。国民を馬鹿者扱いするような争点がそうやすやすとおるはずもない期待されたわけであるが、事はもう少し戦略的で周到に練り上げられたものであった。「衆議院郵政民営化特別委員会」6月22日に配布



出所：[http://tetsu-chan.com/05-0622yuusei\\_rijkikai3.pdf](http://tetsu-chan.com/05-0622yuusei_rijkikai3.pdf)

2005年衆院比例区							
2004年参院比例区	自民	民主	公明	共産	社民	その他	総計
自民	81	8	4	1	1	6	100
民主	24	66	2	1	6	1	100
公明	23	4	68	6	0	0	100
共産	8	8	3	73	8	0	100
社民	15	15	0	12	58	0	100
その他	33	42	0	8	8	8	100

された政府資料によれば ([http://tetsu-chan.com/05-0622yuusei\\_rijikai3.pdf](http://tetsu-chan.com/05-0622yuusei_rijikai3.pdf))、柔らかい構造改革派とは、「郵政民営化」は概ね好意的に理解しているが、それに対するプライオリティは低いと理解している層であった（B層）。そこで、多数を占めるB層をターゲットにした宣伝戦術を展開することによって状況を開拓しようとするものであった。論座では縦軸を「情報量の多寡」、横軸を「構造改革への賛否」と「改竄」しているが、当日の政府資料は、上記参考資料のごとく、辛らつな表現で縦軸は「IQ 軸の高低」としている。すなわち、郵政民営化を問うことによって、自民党への支持層を発掘するためには、B層のような IQ (E Q) が低いとされる「主婦層&子ども」「シルバー層」で、具体的なことはわからぬが小泉総理のキャラクター（あるいは内閣閣僚）を支持している階層を小泉マジックで包み込むことであった。自分たちを支持する層を潔いまでに「IQ の低い層」だと判断し、忠実にこの層をターゲットにした選挙戦術を探っていった。さらにまたこのB層は、「まだ失業など構造改革の痛みを実感していない」層でもあった。確かに、失業率は5%にのぼり、地方によっては危機的な状況を呈していたわけであり、すでに小泉構造改革の犠牲になった層を自民に振り向けることは難しい。そういう層は切り捨てることが意図された。しかし、東京や名古屋ではバブル期を再来させるような活況も予感され、とりわけ東京への集中的投資もすでに行われていたことから、潜在的な多数派は、「リストラ層」ではなく、このB層であると見立てたことは「理にかなった」選挙戦術だったのだろう。今回の選挙で、どのような政策も「郵政民営化」へ流し込み、まさに「一点突破、全面展開」とも言いうるよう、「ワンフレーズ」ポリティクスと、「郵政民営化もできないで、今後の構造改革などできようはずもない」と繰り返しまくし立てることになった。このスローガンは、自らの政策を浸透させる上で効果を發揮しただけではなく、返す刀で、郵政に反対票を投じた民主党の「真の構造改革路線」を上滑りなものとイメージ付けるのに成功した。

この効果は、てき面に現れた。論座調査によると、04年参議院選でB層（=柔らかい構造改革派）が自民党に投票した比率は29%，それが今回は43%と急激に伸張した。その分、民主は41%から35

%へ、A層（=堅い構造改革派）においても民主党への投票は44%から34%へと急落した。この部分は、都市（新）中間層の中核部分であり、この階層をひきつける政党が一挙に民主党から自民党へと移行したことを物語っている。

## 自民党の「新自由主義」政党への純化？ それとも靖国派ナショナリズム？

80年代の中曾根内閣における公社の民営化や規制緩和による「国家改造」を通じても、自民党の主たる支持基盤は農山村の「草の根保守主義」であった。自民党は、そういう地方から選出される「過剰代表」を通じて自民党衆議院議員の政治的な補助金、公共事業の地元誘導というリソースを配分するメカニズムをその構造の一つに持っていた。もちろん、他の一つは巨大独占企業の利害を代表する側面であり、この面を代替する政治的チャンネルは、当時は存在していなかった。前者は、中央からの財政移転を伴い、公共事業というパイを配分する「擬似福祉国家」という効力を有していた。このメカニズムは、巨大独占体が求める規制緩和や公共事業削減による「小さな政府」や新自由主義とは相容れない。しかし、この相容れないものの極めて絶妙なバランスが自民党をして、政権政党の地位を保持させてきたこれまで言われ続けてきた。

だが、この前者の機能が、真性の福祉国家ではなく、あくまで擬似でしかなく、それは直接市民を包括するのではなく、土建業や保守系地方政治家をパイプとする地方名望家を潤すことによってのみ波及するものであったため、潜在的には多数の支持を受けうるものではなかった。徐々に人口は都市部へ流出し、擬似福祉国家の恩恵から離れていく人々は後を絶たず、さらには高度成長期には乗数効果も高く、それなりに必要性を満たした公共事業も、効果も必要性もないようなものを無駄に建設するという事態が誰の目にも明らかになってきた。そういうことの総決算として、中選挙区制から小選挙区比例代表制への選挙制度の改正は、地方の草の根保守の力を圧倒的にそぎ落とすことになった。選挙制度の改正から10年、今回の選挙は、自民党の中央執行部が地方支部を完全にその支配下に置くことになった、記念すべき選挙

ともなった。中央の統一的指示で地方が動く、選挙区への候補者は地元後援会ではなく、執行部が選出し地方へ「刺客」として送り込む。まさに集中制に基づく政党の近代化を一挙に達成したのである。民主的かどうかは関係がない。それを有権者が正当と判断すれば、そこで民主主義が担保されたのだから。選挙戦突入前後（あるいは選挙後も）民主党の有力者が、「自民党の情け容赦なさ」を自民党攻撃の材料としていたのは、国民世論の流れを読み誤ったというだけではなく、自らの政党の「前近代性」を露呈したことにもなった。

そしてこのような自民党の近代化は、自民党の中にあった「権威主義的保守層」あるいは「擬似福祉国家」機能を一掃し、「靖国派ナショナリスト」を残してはいるものの、新自由主義的改革派の大躍進につながった。元財務官僚の片山さつきが、当選後、「首相は靖国参拝をすべきではない」と発言したのは、まさに新自由主義派の面目躍如たるところであろう<sup>1)</sup>。小泉の靖国への固執が、対アジア外交や貿易にとって大きな阻害要因となっていることはすでに明白であるが、小泉以後の後継候補の一部（例えば谷垣禎一財務大臣の10月23日のサンデープロジェクト発言）が、靖国問題と一定の距離をとっているのは、自民党内の靖国派ナショナリストと新自由主義派の間の綱引きがすでに始まっていることを物語る。そして、あえて予測すれば、新自由主義派の巻き返しによる自民党の政策純化が今後の展開であろうと判断する。

## 野党の対応——何が自民党の圧勝を産み落としたか——

かつて小選挙区比例代表並立制が導入されたとき、有権者はバランスの取れた投票行動をするとされた。たとえ小選挙区で多くの死票が出ても、比例によって、ほぼ政党の支持に連動した議席が配分されるというものであった。そのことを有権者も判断材料にするので、少数意見も反映できるのだということであった。だが、小選挙区で勝利できない政党への有権者の苛立ちは選挙の回数を経るごとに現実化し、今回の選挙（実は前回の選挙においてすでに明らかであった）は、小政党への投票が「堅い支持者」を中心としたものになつていったように思う。このことは、小政党として

の社民党ではなく、共産党に最も重くのしかかった。周知のように共産党は当初、全選挙区に候補者は立てないという方針であった。内部の意思決定の詳細は判明しないが、「条件のあるところからは大いに立候補させる」ことになり、都道府県委員会や地区委員会は、大方の選挙区に候補を擁立することにした。結果的に、その多くの選挙区において得票は泡沫候補並みとなり、多額の供託金を没収されることになった。1選挙区300万円であるから、数億円の没収となったであろう。組織の財政がガタガタになる中、今後の活動に影響をもたらさないかどうか不安視させるものである。

だが、候補の泡沫化だけなら、それは一組織の問題に過ぎないといふこともいえる。多くの国民にとっては、一政党が消滅するかどうかは関係がない。問題は、今回の選挙結果との関係で、共産党の小選挙区政策がどういう意味を持っていたかということである。選挙後、民主党代表の岡田克也は、引責辞任した。その後継の前原誠二は、民主党内でもネクストキャビネット（N C）の防衛問題を担当していたことに見られるような右派である。すでに連合、とりわけ今後の公務員改革にとっての最大の障害になると予想された自治労を切り捨てようと、躍起になっている。このような人物を代表の座に押し上げたのは、総選挙における民主党の行政改革（公務員改革と規制緩和・民営化等の新自由主義政策）への態度があいまいで、自民党に先んじられたことへの反省から来ている。また、社民党はともかく、共産党は選挙区で独自候補がいるため、共産党支持層が民主党を支持することも少なく、彼らの意思を取り込むことは不要であると判断されたためであろう。共産党も、「自民と民主、どちらがよりましか」と「サンデープロジェクト」で問われ、「どちらもだめ。どちらも増税するという点で、同じだ」と答えた。はたしてそうだったのか。少なくとも民主党は、イラク派兵を取りやめると明言していた。少なくとも、改憲への足並みは大きく遅れた。少なくとも、対アジア外交の正常化を展望できた。もちろん、財政問題で類似の政策（例えば増税）をとるとしても、以上のような可能性を展望できるだけ「よろまし」な要素があった。

歴史にifは無意味かもしれないが、仮に小選挙区で独自候補を立てず、接戦が予想される民主党に片務的選挙協力が行われた場合、自公から40

議席以上取り戻せたという試算がある（ウェブページ <http://blog.livedoor.jp/journals/archives/50043594.html>）。そうなればもちろん、与党は327議席にも到達せず、自公あわせて衆議院の3分の2を占めさせた与党勢力は改憲を発議できなくなるだけではなく、民主党内の「潜在的改憲派」の声を押さえ込むことにもなったかもしれない。

しかし、片務的選挙協力に至らずとも、候補擁立を見送るだけでも、現在の状況はある程度回避可能だった。問題は小選挙区を軸とする選挙制度に基づくならば、政党として国民に責任を負うべき合理的な行動が取れたのではないかということである。無駄にリソースを浪費せず、有効に戦い、政治的効果を生むような政党活動が望まれる<sup>2)</sup>。

## 最後に — 小選挙区制を前提とする選挙対策を —

小選挙区比例代表並立制は、わずかな得票差を歪曲して議席に結びつける制度である。このことを痛感した人々による小選挙区制を改革せよという声も出ている。だが、マスコミや国民の多数は、この制度がもつ政権交代へのダイナミズムのほうにより心酔している。この危うさをたえず告発するのは非常に理解できる。止めてはならない。しかし、問題は、ここ数回で日本においては選挙制度を変えることはきわめて難しいということだ。イタリアでは、日本と同様の小選挙区比例代表制度を、このたび完全比例代表制に再改革（？）し

た。与党側が望んだということだが、日本では与党は現行制度に執着しているし、対抗すべき民主党も同様である。改革への展望がまったくないわけではないが、今後、共産党の選挙政策は、社民党との歴史的和解と協力へつながるか、民主党への片務的協力となるのか、さらには現行どおり独自候補路線となるのか、重要な試練に立たされるであろう。

一步前進2歩後退の現実政治のプロセスの中で、小政党ではあるが、組織体制を整備してきた共産党の今後の選挙政策は、今なお、大きな可能性を有していることをここに付記しておきたい。

### 注

1) 週刊現代2005年11月5日号では「小泉『靖国参拝』のゴーマン」という記事で、片山さつきを含む新人議員たちがこぞって小泉の参拝を肯定している旨が記されている。それだけ党内のナショナリスト圧力が強固であることも付記しておく。

2) 蒲島郁夫・菅原琢「2005年総選挙の分析 — 自民党圧勝の構図 地方の刺客が呼んだ『都市の蜂起』」（中央公論、2005年11月号所収）によれば、今回共産党が独自候補を立てなかつた25選挙区のほとんどはもともと共産党も民主党も弱い選挙区であったが、それでも民主党の得票の伸びが大きかったことが論じられている。このことは、当選確率が極めて小さいがそれなりに得票する他の地域において、もし候補擁立が見送られていたなら民主党が大きく議席数を減らさなかつたことを予感させるものである。

（かみたに あきお 所員 札幌学院大学）

## 横田めぐみさんの遺骨 DNA鑑定は正しかったか

SOKAWA Yoshihiro

宗川 吉汪

北朝鮮との拉致問題の話合いは、現在、難航を極めている。その最大の障害になっているのが横田めぐみさんの遺骨問題である。日本側は、北朝鮮から送られてきた横田めぐみさんの遺骨といわれたものをDNA鑑定した結果、他人のものであることが判明した、と主張している。それに対し、北朝鮮側は、1200℃で焼かれた骨からDNAなどが検出されるはずがない、日本側の鑑定結果

はまったくの誤りで、でっち上げだ、と反論した。

めぐみさんのものとして送られてきた遺骨は、帝京大学医学部と国立科学警察研究所に送られ、そこでDNA鑑定が行なわれた。科警研では遺骨からDNAを検出することができなかった、という。しかし一方、帝京大学医学部では遺骨の5つの試料から2人のDNAを検出し、しかもそれらは両方ともめぐみさんのへその緒のDNAとは一

致しなかった、という結果を得た。日本政府はこれを受けて、遺骨はめぐみさんのものではなく、他人のものであることがDNA鑑定によって「科学的」に証明された、と発表したのである。

DNA鑑定はPCRという方法によって行なわれた。この方法では、サンプル中に含まれる極微量のDNAを増幅することができる<sup>(参考1)</sup>。髪の毛に付着していたり、血痕や体液に含まれる微量の細胞のDNAをPCRによって増幅して、分析することができる。そこで、法医学におけるDNA鑑定<sup>(参考2)</sup>にこの方法が利用されている。

PCRは非常に感度の高い分析法である。そのため、サンプル中に目的としていないDNAがたまたま混入した場合、そのDNAをも増幅してしまう。専門家はこれをコンタミ(contamination; 汚染)問題と言っている。PCRに用いるサンプルはもともと微量であるため、研究者はその調製には随分気を使う。空気中のほこりはもちろんのこと、研究者自身のふけなどが飛び込んだりしないように、十分注意する。そして何より、取り扱うサンプルそのものにもともとコンタミがあるかどうかの考察が絶対必要である。コンタミを分析しても何にもならない。

今回のめぐみさんの遺骨からDNAを調製する場合、以下のような問題がある。まず、遺骨は1200°Cで焼かれた、といわれていることである。常識的にはこの温度で残存する細胞はない。DNAはすべて酸化されて二酸化炭素と二酸化窒素と水とリン酸化合物に分解されているはずである。いくらPCRでも増幅不能である。たまたま火の通らないところがあって、そこに極微量の細胞が残っていたのだろうか。それとも、北朝鮮当局が嘘を言っていて、本当は遺骨は低温で焼かれていたのだろうか。

そもそも、めぐみさんの遺骨は2年間埋葬され、掘り返して燃焼処理をした、と言われている。現在の日本にはないが、遺体を一旦埋葬してから掘り起し、骨を焼いて保存する習慣が残っている地域がある。地中に埋葬した場合、遺体の有機物は土壤微生物によって完全に分解され、主にリン酸カルシウムからなる骨だけが残る。この骨からDNAを含む細胞を回収することはできない相談だ。

北朝鮮から送ってきた遺骨がどんな状態にあったのは分からぬが、DNA鑑定を想定して保存されたわけでないことは確かである。実験室レベ

ルでいえば、コンタミだらけのサンプルであることはほぼ間違いない。しかも遺骨の内部には多数の小孔があり、どんな汚染をも受け付ける。この可能性については、鑑定を担当した帝京大学の研究者自身がNature東京編集局のアジア-太平洋特派員シラノスキー氏のインタビューに答えて認めていることである<sup>(参考3)</sup>。

送られてきた遺骨からDNAを回収することはどう考えても無理がある。それが専門家の常識である。帝京大学の研究者が一般の専門家の常識を超えて骨からDNAを回収したというのであれば、大変興味深いものであり、是非学会でその詳細を報告してもらいたいし、これだけの問題になっているのだから、その義務がある。ところが、当の研究者は大学から警視庁の方に移って人前には姿を現さなくなった、ということである<sup>(参考4)</sup>。

この種の鑑定では、骨から期待されたDNAが検出された時にだけ意味をもつ。つまり、めぐみさんのへその緒からのDNAと骨のDNAが一致した時だけ、鑑定結果は生きてくる。それ以外の結果が出た時はいろいろな可能性が出てきて、それらひとつひとを検証しなければ断定的なことは何もない。帝京大学の研究者が検出したDNAがコンタミでなく骨自身のものであると彼らはどう証明するのか。

この一連の問題に関心をもったNatureは「政治対現実」なる論説を発表し、「いかに不快であろうと、日本の政治家は科学的な不確実さを直視しなければならない。北朝鮮との交渉にあたって、彼らは科学の基準を犯さずに、外交的手段を使うべきである」と厳しく警告した<sup>(参考5)</sup>。日本政府の科学的見識の乏しさは目をおおうばかりだ。Natureは今回の事態を日本外交の「失敗」と評している。日本側が論理で劣勢に立たされでは、したたかな北朝鮮外交官と切り結ぶことなど到底できない。

日本のマスコミも一体何をしているのだろうか。政府や拉致被害者の家族会に気兼ねして真実に目をつぶっているのだろうか。衆議院の外交委員会で民主党議員が遺骨問題を取りあげて政府を追求したが、政府側の答弁はまったく様になっていない<sup>(参考6)</sup>。骨を洗浄した洗液からDNAが検出できなかったから、検出したDNAは骨自身のものである、と主張しているが、専門家から見たら噴飯ものである。一見もっともらしいのがかえって可

# NEWSを読み解く

美しい。元帝京大学の研究者が言ったとしたら、研究者としての資質を疑う。まさかそんなことはないだろう。政府側答弁のようなことを証明しようとしたら、かなりの実験をしないといけない。相手が素人だと思って子供だましのようなことを国会で言ってもらっては困る。民主党議員も基本的な間違いをしないようにもう少し勉強してから追求した方がよかった。いずれにしても、日本人の科学的思考力、分析的力量、批判能力が世界に問われているのだ。

**参考1：PCRとは**、ポリメラーゼ連鎖反応（polymerase chain reaction）の略称で、生物試料に含まれるDNA中から特定のDNA配列だけを倍々に増幅する方法である。この方法の特徴はごく微量のDNAも増やすことができることで、いまや分子生物学の研究ではなくてはならない技術になっている。この方法を開発したアメリカのK.B. Mullisは1993年のノーベル化学賞を受賞した。

PCRによって、あるDNA分子集団の中から特定のDNAだけを濃縮することができる。そのために、まず、目的とするDNA配列の両末端に相補的なオリゴヌクレオチドを化学合成し、多数回のDNA合成のプライマーとして使用する。1段のPCRでプライマーに挟まれた領域は2倍に増幅される。10段の反応では1000倍に、20段では100万倍に、30段では10億倍に増幅される。

**参考2：法医学におけるPCRの利用。**ヒトの染色体の中にはCACACACA-----のような配列がいろいろの長さで繰り返し現れる。これはVNTR (variable number of tandem repeat；さまざまな数の縦列反復配列；縦列反復配列数多様性)といわれ、人によってみな違う。つまり、人によってもっているVNTRの長さが違う。そこでPCRでVNTRを含む領域を増幅し、その長さを分析すれば個人を特定することが可能になる。

**参考3：Nature 433巻 445頁**

2005年2月3日号掲載記事の抄録  
記事の表題：DNAは日本と北朝鮮が誘拐をめぐって激突する熱い問題になっている

記事の内容：火葬された遺骨が、1977年に拉致された一人の日本人のものかどうかを明らか

にするために行われたDNA鑑定をめぐって、日朝両国間で激しい論争が起こった。現在、両国はこれらの拉致被害者のうちの一人の遺骨からDNAを正しく鑑定できたかどうかをめぐって、言い争っている。

昨年11月15日、日本の外務官僚らはピョンヤンでの協議の後、北朝鮮が1977年に拉致した当時13才の横田めぐみさんとのものとされる火葬された遺骨を持ち帰った。東京の帝京大学で遺骨の5つの試料が鑑定された結果、ふたりの人のDNAが検出された。しかし、両方とも横田さんのへその緒のDNAとは一致しなかった。12月に、これらの結果が北朝鮮に伝えられたが、1月26日、北朝鮮政府はその結果を「捏造」と決めつける声明を発表した。日本外務省スポーツマンの高島肇久氏によると、北朝鮮は鑑定に用いられた方法に疑問を投げかけ、遺骨は1200°Cで焼かれており、したがって、そこにDNAが残っているはずがないと主張した。北朝鮮は、また、声明の中で、東京の国立科学警察研究所が5つの試料を調べてDNAが抽出できなかったのに、なぜ帝京大学が抽出できたかと問いただしている。

日本の代表的法医学専門家の一人である帝京大学の吉井富夫氏は、何故彼の5つの試料すべてからDNAが抽出できたのかについて、いくつかの理由を挙げている。通常のポリメラーゼ連鎖反応（PCR）ではDNA増幅操作は1回であるが、2回行なうネステッドと呼ばれる非常に感度の高い方法がある<sup>(注1)</sup>。彼は、今回、その方法を用いた。また、彼の最初の試料が他の研究室のものより質の高かった可能性がある。彼は、DNA試料の操作では「だれもが自分自身の方法」をもっていると語っている。「一般的方法などないので<sup>(注2)</sup>。」日本では、火葬された標本に対して法医学的鑑定が行われたことはほとんどないし、吉井氏を含む大部分の専門家たちも1200°Cで焼かれた遺骨にDNAは残っていないと考えていた。「私もほんとに驚いた」と吉井氏は語っている。しかし、この温度でもさらされた時間がごく短ければDNAは残るかもしれない。「温度だけでは、何も言えない」と信州大学の法医学の専門家である福島弘文

氏は述べている。

そうは言いながら、吉井氏は、彼の鑑定が確実なものではなく、試料が汚染されていた可能性を認めている。彼は、火葬された標本を取り扱った経験はこれまでなく、「骨は何でも吸い取る硬いスポンジのようなものです。もし、骨を扱った誰かの汗や油がしみ込んでいたら、どんなにうまく処理しても、それらを除去することは不可能でしょう」と語った<sup>(注3)</sup>。日本の官僚らは問題のDNAの再鑑定を行いたいとは言っている。しかし、吉井氏は、5つの試料のうち、最も大きいものでも1.5グラムしかなく、鑑定で使い切ってしまった、と語っている。つまり、見るところ、意見の相違を解決する可能性はほとんどないということだ。(David Cyranoski)

(記事の中の注は筆者が付したものである。)

(注1) ネステッドポリメラーゼ連鎖反応 (nested polymerase chain reaction)：1回目のPCRで、目的のDNA配列の両末端に相補的なオリゴヌクレオチドをプライマーとしてDNA断片を増幅する。2回目のPCRで、最初の増幅断片の内側 (nested) の配列に相補的なプライマーを用いて目的DNAをさらに増幅する。

(注2) PCRでDNAを能率よく増幅させるためにさまざまな方法が取られている。その中にはプライマーの設計から反応条件までいろいろな工夫がある。

(注3) PCRは感度が高いため、汚染の可能性は常にある。空中に漂うほこりの中にあるDNAを増幅することもしばしばである。PCRで増幅したDNAが目的のものであるか否かは慎重に検討されるべきで、本鑑定のような場合、横田めぐみさん以外のDNAの検出はネガティブデータとして扱うのが常識である。他人のDNAが検出された場合、骨がその人に由来するか否かはすぐには結論できない。

#### 参考4 : Nature 434巻 685頁

2005年4月7日号掲載記事の抄録  
記事の表題：転職は日本の拉致調査を阻害する  
記事の内容：一人の遺伝学者が警視庁の要職に就いた。それは彼の研究が北朝鮮に拉致された日本人の運命に関する騒動に再度火をつけたほんの数週間後のことであった。しかしニュース解説者は、吉井富夫氏の帝京大学から警視

庁科学捜査研究所法医科長への転職は、彼のDNA鑑定の真偽に関する問い合わせから彼を守るために計画されたものだと述べている。野党民主党の首藤信彦議員は、3月30日の議会における町村信孝外務大臣との激しいやりとりのなかで、政府が吉井氏を新しい職場に移すよう影響力を行使した、と示唆した。

日本政府は、吉井氏のDNA分析により、昨年北朝鮮から提供された火葬遺骨は、1977年に拉致された横田めぐみさん以外の別の人のものであることが疑いもなく証明された、と主張している。しかし吉井氏は、Natureとのインタビューで、彼の結果はコンタミ(汚染)の結果かもしれない、と認めた。日本政府高官は、吉井氏は自らの発言が誤って引用された正在と主張し、Natureの記事に反論した。それ以来、オーストラリアのドキュメンタリーフィルム制作、韓国の放送局、そしてその他のリポーターが吉井氏にインタビューを試みたが成功していない。

首藤氏は、この件に関して吉井氏に外務委員会で証言して欲しいと言っている。しかし警察権力を有する吉井氏の新しい部署では、彼は上司の同意のないかぎり出席できない。これは今まで妨害によく使われてきた手だ、と首藤氏は語っている。遺骨からはDNAは回収できなかった、という千葉の国立科学警察研究所の正反対の報告にもかかわらず、政府は吉井氏の結果を断定的なものとして受け止めた。首藤氏は町村氏に「大きな研究機関の言葉を無視して、一私立大学の一研究者の言葉を受け入れるというのであれば、そのような研究機関は廃止してしまうべきではないか」と迫った。町村氏は首藤氏の疑惑を「侮辱」と呼び、内閣は真剣に調査に取り組んできたと述べた。(David Cyranoski)

#### 参考5 : Nature 434巻 257頁

2005年3月17日号掲載の論説の抄録  
論説の表題：政治対現実  
論説の内容：北朝鮮は、日本に昨年引き渡した遺骨は横田さんのものであると言っている。しかし、日本側の鑑定によると、そのDNAはだれか他の人のものであるという。日本が北朝鮮のどんな声明をも疑うのは当然である。

# NEWSを読み解く

しかし、DNA鑑定の解釈は、政治的側面と科学的自由の境界に位置している。Natureと鑑定を行なった科学者との会見から、遺骨は汚染されていただけで、DNA鑑定は不確実であるという可能性が出てきた。この示唆は、北朝鮮が明らかに不正を働いているとみなしたい日本政府にとって不快なものであった。日本政府は直ちに記事を論評した。細田官房長官は、記者会見の席上、Natureの記事には「不適切な表現」があり、科学者の発言を誤って表現している、と主張したと伝えられている。細田長官は、記事で表明された意見は「一般的知識」で、この問題には当てはまらないと述べた。これは当該科学者の意見を聞いてのことであるとも付言した。この間、件の科学者自身はどこでも会見には応じていない。

骨の汚染の可能性は避けられない事実である。骨がこのひどい事件の間、どんな状態になっていたかなど誰にも分からぬ。北朝鮮によると、遺体は2年間埋葬された後、掘り返されて1200°Cに焼かれ、女性の夫の家に保管され、一部が日本に渡された、ということである。北朝鮮が偽りを述べている可能性は十分ある。しかし、日本が行なったDNA鑑定はこの問題の解決にはなっていない。

問題は科学の中にあるのではなく、政府が科学的問題に完全に干渉しているという事実である。科学は、実験とそれらに伴う不確実性のすべてが綿密な調査にかけられるべきであるという前提に立っている。鑑定がもっと大きなチームによってなされるべきであったという他の日本の科学者の意見はもっともある。日本は何故一人の科学者に鑑定するよう任せたのだろうか。彼はもはや鑑定について発言する自由を失っている。

日本の政治は、外交的失敗、もっと正確には、日米安全保障条約の失敗、を糊塗するため絶望的な努力をしているようだ。この条約は、「日本の安全と国際平和ならびに極東の安全の維持」との引き換えに、不人気な軍事基地を日本に置く権利を米国に与えている。

日本の政治的、外交的失敗の重荷の一部がこの仕事をした一人の科学者に負わされようとしている。彼は、実験から結論を引き出し、

それについて合理的な疑問を提出したのである。しかし、北朝鮮と日本の間の摩擦は、DNA鑑定によっては解決しないだろう。同様に、DNA鑑定結果の解釈はいずれの国の政府によっても決定されないだろう。北朝鮮との付き合いは不愉快であっても、それをもって科学と政治の分離の原則を破ることを正当化してはならない。

参考6：4月15日と6月29日の衆議院外務委員会における首藤議員と瀬川政府参考人のやりとり

4月15日の委員会で、首藤議員は遺骨問題を取りあげ、次のように述べた。「国際的には問題のあるネステッドPCR法によるミトコンドリアDNA鑑定だということじゃないですか。これが怪しいということは世界を代表する科学雑誌であるネイチャーが3度にわたって指摘している」。これに対して、出席した瀬川政府参考人は、コンタミネーションの問題については十分な配慮がなされた、として次のように答弁した「具体的に申し上げますと、骨片を洗浄した後の洗浄液についてもネステッドPCR法を用いてDNAの検出を試みたわけでございますが、DNAは検出されませんでした。」<sup>(注1)</sup>

さらに、6月29日の委員会で首藤議員が横田めぐみさんの遺骨問題にふれた箇所で、鑑定に関しては、「ネイチャーに否定され、その後、タイムに出て、そして今ヘラルド・トリビューンにもこの記事が載りました。」と紹介し、「世界のかなりの多くの人たちが、もうこの問題は、ひょっとしたら日本の言っているのは科学的な鑑定のではなくて実は政治的に鑑定をしたんじゃないかな」と考え始めている、と政府に迫った。そして、さらに「そのことに関して共同通信から警察庁に質問状が出ました。それの回答を見せていただいた。それを見ると、やはり少なくとも専門家が書いたものでじゃないわけですよ。例えば、横田めぐみさんのDNA、細胞のDNAじゃなくミトコンドリアのDNAでしょう」<sup>(注2)</sup>、と述べ、畳み込んで、「問題になった遺骨に他人のDNAがもしかして混在するんじゃないかなということで表面を洗うんですけども、しかし、行なった手法は、骨の表面じゃなくて骨の内部に吸収された可能性のあるDNAについての洗浄の問題でしょう」と指摘した。それに対して、瀬川政府参考人は、

これまでできる限りの説明責任は果たしてきた、として次のように述べた。「骨の表面が汚染されていないということはその骨の内部だけが汚染されていた」「これが論理的な考え方」であると強調した<sup>(注3)</sup>。

(以下の注は筆者が付したものである。)

(注1) 骨片を洗浄がどんな条件で行なわれたかが問題である。まず、洗浄液が、水なのか、界面活性剤か、有機溶媒か。その容量はどうであったか。洗浄液からPCR用サンプルをどのように調製したか。骨に実験者自身のDNAを付着させるなどのモデル実験をして、その条件で確かに骨に付着したDNAは洗浄液から検出されるか、などの検討はしたのか。

(注2) 法医鑑定では一般にミトコンドリアDNAは使用されず、本稿の参考2で紹介したように、DNA鑑定は染色体DNAのVNTR（縦列反復配列数多様性）を利用する。

(注3) この答弁で、骨片の表面を洗浄した液からはDNAが検出されなかった、だから検出したDNAは骨内部のもので汚染でない、と主張している。

しかし、実際に鑑定した吉井氏自身が、Natureの記者に、「骨は何でも吸い取る硬いスポンジのようなものです。もし、骨を扱った誰かの汗や油がしみ

込んでいたら、どんなにうまく処理しても、それらを除去することは不可能でしょう」と語っている。洗ったぐらいではだめだ、と実験者自身が語っているわけである。一般的に、この種の検査では、すでにある特定の人のDNAの検査結果がある（この場合は横田めぐみさんのへその緒から得られたもの）、それと遺留物（この場合は遺骨）からのDNAの検査結果が一致したときだけに意味をもつ。つまり、この場合、横田さんのDNAが検出されない限り、検定はできなかったということである。骨から横田さん以外のDNAが検出されたときは、一番はやはりコンタミの可能性で、普通はこのことが否定されない限り何ものが言えない。二番目に、検出されたDNAがあくまでコンタミでないと主張するためには誰のものであったかを特定することが必要になる。これは今は不可能である。三番目には、やはり複数の施設で慎重に検査することである。科警研で検出できなかったのはどうしてか。PCRの条件は両者で同じだったのか。科警研でネステッドPCRを行なったら吉井氏と同じ結果が得られるか。

(そかわ よしひろ

生命生物人間研究事務所)

## 米軍再編 — 米軍が「宇宙・地球規模攻撃軍」を設置した意味 —

FUJIOKA Atsushi

藤岡 悅

米国の核戦略の変化を追跡してきたデンマーク出身の若手研究者にハンス・クリステンセンがいる。彼は、最近「抑止の失敗に備えて」という論文を書き、9月11日事件を口実として、ブッシュ政権はこれまでの軍事戦略を転換し、19世紀の帝国主義時代を思い起こすほどにアグレッシブな抑止=威嚇(deterrence)戦略を策定しつつあること、新たな「統合核作戦ドクトリン」の策定(2005年8月に公表予定であったが、遅れている)も、海外基地の全面的な再編の動きも、この新たな抑止戦略の一環として理解されるべきだと述べた<sup>1)</sup>。

ソ連など国際共産主義勢力がヤルタ会議で合意した勢力圏を越えて外部に侵攻してきたときには、核兵器を含むあらゆる手段を用いて反撃するとい

う姿勢を明確にし、敵を現存の勢力圏内に封じ込め、長期の時間をかけて自壊させようというのが、冷戦期の「核抑止戦略」の特徴であった。冷戦期のソ連のように「合理的な思考」をする敵には、「核抑止の戦略」は有効であった。ところが2001年9月11日に生じた無差別テロ事件は、従来型の戦略に頼っていては、米国の防衛ができないことを劇的に示したとブッシュ政権中枢は考えた。新しい敵——狂信的な「ならず者国家」や「テロリスト集団」のばあい、自殺・自滅覚悟で攻撃をかけてくるので、従来型の核抑止では制止が効かない可能性が出てきたからである。とくに彼らが核兵器を含む大量破壊兵器を手に入れたばあい、これを用いて、自滅覚悟で米国を攻撃してくる恐れさえある。

旧ソ連との全面戦争を想定した重厚長大型の核戦略によっては、「ならず者国家」やテロリスト集団にたいする抑止力としては不十分となった。どうすればいいのか。米軍指導部が導き出した答えというのは、次のようなものであった。核兵器のみならず他の大量破壊兵器の開発・保持の兆候が現れてきたならば、その段階で、地球上のどこであれ、電光石火のスピードで核と非核の両兵器を組み合わせつつ先制攻撃をすることを明示しておく必要がある。「大量破壊兵器」を開発・所持しようとする兆候が感知されたならば、双葉の段階で先制攻撃をかけるという、もっと前進的な威嚇戦略をとるべきだと彼らは論じたのである<sup>2)</sup>。

## 「全米戦略軍司令部」の設置

新たな前進的抑止を支える基幹的戦力として位置づけられたのが、ネブラスカ州オファット空軍基地内に設置された「全米戦略軍司令部」(US Strategic Command) であった。これまでの全米宇宙軍司令部（宇宙を活用する作戦を担当）と戦略軍司令部（核戦争を担当）とを統合して、2003年に設置された司令部であって、常設組織としては「頭脳」(司令部)だけを設けておくが、作戦を遂行する段になると、陸海空軍・海兵隊の必要な部隊を「戦略軍」の実戦部隊として選び出し、「戦略軍司令部」の統合的指揮下で、作戦を遂行させるのである。

全米戦略軍の使命とは何か。米国が有する宇宙と核の霸権を活用して、①「ならず者国家」や「テロリスト組織」に攻撃命令が下ったときには、敵が地球上のどこに隠れていようと、核と非核の兵器を用いて、電光石火のスピードでもって精確に攻撃し、粉碎してしまうこと（そのための作戦計画を CONPLAN 8022と呼ぶ）、②核大国にたいしては、戦略核兵器をもつて抑止する戦略を継続する（これまで SIOP と呼ばれていた作戦計画は、CONPLAN 8044と改称された）。③ミサイル防衛網を構築し、敵のミサイル攻撃（ないしミサイルを用いた反撃）を阻止する、というものである。

全米戦略軍司令部のロゴマークを見ていただきたい（図）。宇宙から鉄拳と稻妻とを用いて地球を攻撃するというメッセージが明確である。敵が

地球のどこに隠れていようとも、宇宙と核の霸権を活用して、電光石火のスピードで敵に壊滅的な打撃を与える、という全米戦略軍の任務が見事に表現されている。

## 「宇宙・地球規模攻撃軍司令部」の設立

全米戦略軍司令部の3つの任務のなかで、第1の任務——敵を電光石火のスピードで精確に攻撃するという任務を担うために組織されたのが、「宇宙・地球規模攻撃軍司令部」(Space and Global Strike Command) である。全米戦略軍司令部の下部組織となるので、同じオファット空軍基地に司令部を置くかたちで、2005年1月10日に設立された。①宇宙と核の霸権を背景として地球規模攻撃を立案し実行する、②毎日の軍事宇宙作戦を統合的に実施する、③各部隊のあいだの任務の統合と同期化を行うことが使命となる。司令部スタッフ数は270名の態勢で出発したが、05年末には400人に増員される。

長崎に原爆を投下されて60年目の05年の8月9日に「宇宙・地球規模攻撃軍司令部」の立ち上げ式典が行われたが、その席上「全米戦略軍司令部」のジェームズ・カートライト司令官は、「地球規模攻撃」の目的に触れてつきのように演説した。「宇宙・地球規模攻撃軍司令部の役割とは、冷戦後に求められるようになった『新しいタイプの抑止力』を作り出すことがあります。この抑止力は、運動エネルギー兵器（核戦力と通常戦力）の能力と非運動エネルギー兵器（情報戦争や宇宙利用）の能力の双方から形成されるでしょう。……旧ソ連のような国民国家であれ、テロリストのような勢力であれ、わが国の敵を恐怖の淵に沈め、わが本土に侵攻する意志を失わせるだけの抑止力を備える必要があります。……このような質の戦力を提供することによって、わが本土の安全を保障することができるのです」と<sup>3)</sup>。

「宇宙・地球規模攻撃」の作戦計画として、CONPLAN 8022が策定されたのであるが、この作戦計画は遂行可能かどうかを検証するために、05年11月1日-10日に「地球規模の稻妻」(Global Lightening) 演習が実施された。この演習は、宇宙霸権をバックにして核と通常戦力を

もちいて、空中から敵の標的を攻撃するものであった。それゆえ陸軍ではなく、空軍と海軍の該当部隊が「統合任務部隊」として動員された。この演習と連携するかたちで、北米航空宇宙防衛司令部（NORAD）は「用心深い防壁」（Vigilant Shield）演習を実施した。その結果、1週間後の11月18日に宇宙・地球規模攻撃軍司令部は「初期段階の作戦能力」を獲得したという判定を受けることができた<sup>4)</sup>。

ソ連の解体をうけて1991年以降、核搭載の戦略爆撃機の常時警戒態勢は、解除されていたが、CONPLAN 8022の策定をうけて、戦略爆撃機は常時警戒態勢に復帰している。たとえばルイジアナ州のバークスデイル空軍基地に駐屯する13機のB-52爆撃機は、全米戦略軍に統合任務部隊に編入されたばあい、常時警戒態勢に就き、1分間隔で離陸しなくてはならないという。大西洋・太平洋を遊弋する戦略原子力潜水艦も、CONPLAN 8022の作戦計画に編入されたばあい、搭載しているトライデントⅡ D核ミサイルを敵の目標に放つことになる。最近は敵地近海で遊弋することになっているので、核ミサイルは12-15分後には標的に着弾するという<sup>5)</sup>。

イランの核施設・軍事施設を米軍が電撃的に（核をもちいた）先制攻撃を行う可能性があるという報道がしきりであるが、もしこの作戦が敢行されたとすると、「宇宙・地球規模攻撃軍」司令部がその中軸を担うことになるのは間違いない。その場合「地球規模の稻妻」演習は、イラン攻撃の予行演習だったことになる<sup>6)</sup>。

## 宇宙からの地球的攻撃態勢

イラク（さらにはイラン）など産油地域の占領と同時に「宇宙の軍事的占領」をめざす姿勢をブッシュ政権は明確にしつつある。『ニューヨーク・タイムズ』の05年5月18日号にティム・ワイン記者が署名記事を書き、宇宙への兵器配備を承認する大統領命令を空軍が要求しているというスクープをものにした<sup>7)</sup>。大統領令は当初、数週間以内に出されると報道されたが、政治的理由で延びている模様である。

すでに触れたように、全米戦略軍団は、傘下の「宇宙と地球的攻撃軍団」を尖兵として、宇宙霸

權を背景として、地上・地中・空中・宇宙のいかなる目標であっても、核兵器・在来型兵器・非運動エネルギー兵器（サイバー・電磁波・情報から乱攻撃など）を用いて、攻撃するという「地球規模攻撃」（Global Strike）態勢を確立してきた。

地球規模攻撃を強化するために、別に「ファルコン計画」と呼ばれる計画が進められている。ことし3月9日の下院軍事委員会で空軍宇宙軍司令官のランス・ロード少将がおこなった証言によると、有人の「巡航宇宙飛翔体」を開発し、3万メートル上空の成層圏を飛行させておく。そこから「ファルコン」という名称の無人の「共通宇宙飛翔体」（Common Aero Vehicle）を発射するという。この態勢ができると、地球上のどのような地点でも2時間以内に攻撃できるようになる<sup>8)</sup>。領土・領空といった国家主権空間を完全に無視するわけだから、まさに「上からの軍事グローバリゼーション」の極致だといってよい。ファルコン計画は「海外の前進基地への依存を減らしながら、諜報・監視用の軍事物資を世界のどこへでも急速に配備する能力を格段に引き上げてくれる」、これが「アメリカ的戦闘様式」なのだ、とロード司令官は述べている。

この動きは、第4世代の核兵器を開発しようという動きとも連動している。周知のように、核兵器の第1世代とは原子爆弾、第2世代というのは水素爆弾である。第3世代になると、核爆弾ではなく核弾頭という形になった。宇宙時代に対応して弾道ミサイルの先端に装着すべく軽量化・小型化され、出力（爆発力）をおさえた核弾頭が主流となったのである。そのうえで現在は、地中貫通型のミニ・ニュークなど、実戦に使用できるように出力の量と質とを自在に調整できるタイプの第4世代の核兵器の開発が検討されている（かつての中性子爆弾などは、3・5世代の核兵器の試作であったと考えられる）。「宇宙・地球規模攻撃」戦略に役立つような新型の核弾頭の開発が模索されているのだ。

## 日本・東アジアへのインパクト

米国は、経済的なライバルに成長しつつある中国とASEAN諸国とを危険視し、封じ込めようとしている。それに伴い、米軍は東アジア、とく

に中国シフトを強めてきた。たとえばトライデント核ミサイル24基（1基あたり8個の核弾頭を積んでいるので、1隻から合計192個の核弾頭を敵地に打ち込むことができる）を搭載する戦略原子力潜水艦の配属先をみると、1997年には大西洋に10隻、太平洋に8隻が配置されていた。8年後の2005年になると、大西洋には5隻と配置数が半減したのにたいして、太平洋には9隻配置された。米軍の核戦略の重点は、明らかに大西洋から太平洋、とくに東アジアにシフトしつつある<sup>9)</sup>。

2006年とは、日本版のMD網づくりが本格化する年である。ペイトリオット3型ミサイル(PAC3)4個高射群がまもなく地上配備され、スタンダード・ミサイル3(SM3)、その改良型の開発にも、日本は引き込まれることが決まった)搭載のイージス駆逐艦4隻も2007年には横須賀と新潟に配備される予定だ。

TMD(戦域ミサイル防衛)をMDに統合したので、北朝鮮や中国がうちあげるミサイルが、米国向けなのか日本向けなのかが分からなくなる。したがって日本の国外を標的とするミサイルも、自衛隊が迎撃するほかなくなってしまう。まさにMD参加をスプリングボードにして日米軍事同盟の一体化が完成するわけだ。MDとは、ブッシュ政権のもとで、宇宙への兵器配備を不可欠とする「宇宙の軍事化」の第2段階突入を前提した計画に変質した。国民の命を北朝鮮のミサイルから守るものというよりも、中国・ロシアのミサイルの宇宙進出を阻止し、アメリカの宇宙占領態勢を防衛するための「トロイの木馬」計画に変質したわけである。それと同時に北東アジア・中国から中央アジアを経て中東にいたる「不安定の弧」地帯をにらんだ米国の宇宙覇権を背景とする「地球規模攻撃」態勢の前線基地として、日本が組み込まれるところまで事態は来ている。日米安保条約の極東条項の空文化の危機が来ているだけでなく、

宇宙開発事業団法の成立にさいして日本の国会が行った「宇宙開発を平和目的に限定する」とした国会決議(1969年5月)にも抵触する事態となってきた。

## 注

- 1) Hans M. Kristensen, Preparing for the Failure of Deterrence, SITREP 61-5, Nov/Dec. 2005 p. 10. 新原昭治「米核戦略で何が起きているか」『赤旗』2006年1月7日付け、梅林宏道「グローバル・ストライク」『核兵器・核実験モニター』249-50号、2006年1月15日。北沢洋子さんのメール通信からも教えられた。
- 2) この点、共同通信の太田昌克さんの優れた記事「核、通常兵器を一体運用、新作戦『8022』策定」(2005年12月30日、『共同通信』)も参照。
- 3) 詳細は Nuclear Information Project のホームページ <http://www.nukestrat.com/us/stratcom/globalstrike.htm> を参照。
- 4) Michael Chossudovsky, Nuclear War Against Iran, Jan. 5 2006, <http://www.rense.com/general/169/nuke.htm> を参照。
- 5) Hans M. Kristensen, op. cit., pp. 11-12.
- 6) Michael Chossudovsky, Nuclear War Against Iran, Jan. 5 2006, <http://www.rense.com/general/169/nuke.htm> を参照。
- 7) Tim Weiner, Air Force Seeks Bush's Approval for Space Arms, *New York Times*, May 18 2005. この記事は日本でも広く報道された。『東京新聞』2005年5月19日夕刊、『読売新聞』同、などを参照。
- 8) Walter Pincus, Bush Administration Looking to Space to Fight Threats, *Washington Post*, March 16 2005.
- 9) 『神奈川新聞』2005年9月6日付け。

(ふじおか あつし 所員 立命館大学)

# 北海道特集に当たって

基礎研理事会から「来年度の研究大会を北海道で開催したい」と打診を受けたのは、2004年の研究大会の名城大学に赴いたときであった。確かに基礎研はこのところ松山や名古屋など、いわゆる関西の地を離れて大会を開催していたが、北海道はあまりにも遠い。開催には承諾したもの、実際に開くことができるのだろうかという思いもあった。しかし、開催については、本州とは異なる風土を関西の労働者、研究者にも知らせてみたいという山っ気もあり、本来の「何とかなる」という気分もあった。極めて厳しい財政事情や農業や観光を除くと、主軸となるような経済条件も大きく欠如していて、小泉構造改革路線で真っ先に切り捨てられようとしているからこそ、そこに先進的な事例がはぐくまれる要素があるのではないかという実感があったからである。

今回のシンポジウム、そして特集では、そのような先進事例を提供してくれる奈井江長や蘭越町の町長さんにも執筆してもらった。北海道以外の人たちでこれら二つの自治体のことを知っている人は極めて少ないだろう。恥ずかしながら、北海道に住んで7年になろうとしている筆者ですら、昨年の5月ごろまで蘭越町の場所すら知らなかった。しかし、奈井江、蘭越ともに厳しい財政事情の中で、平成の大合併の「上からの改革」に、「住民の理解と参加」を保障しつつ「下からの自治」を背景に、住民への行政サービスの広域連携を軸に模索しようとしている。この動きは、小泉政権の構造改革路線によって財政力の弱い地方を襲うであろう補助金、交付金等の圧縮の中で、地域経済を維持し、住民の生活をいかに守り発展させていくかという最重要課題へのひとつのヒントを提示しているのではないか。そういう意味で、今後の日本全体の未来像にとっても北海道の経験をここで論することは重要な示唆を提供している。それだけでも今回の北海道での研究大会は基礎研にとって意味があった。

最後に、忙しい中、本企画の趣旨にご賛同くださり、報告と執筆を引き受けてくださった北良治奈井江町長、宮谷内留雄蘭越町長には心よりお礼を申し上げたい。本企画の当日の概要は、河合博司氏が「住民と自治」2005年11月号にレポートされているので、あわせて参照いただきたい。企画当日は、衆議院議員選挙の前日・当日でもあった。この企画に参加したいと表明してくださった道内の多くの方々が緊急の多忙さで参加できなかったが、それでも60名以上の参加を得て盛会となったのは「自治」をめぐる論点が今後もなお焦点であり続けることを証明している。なお、この企画は「道州制と自治を考える会」との共催で開催されたことを最後に記す。

(記 神谷章生 札幌学院大学 所員)

# 町村の立場から 見た道州制と自治

道州制は、国の財政再建のために行われるものではなく、最も国民にとって身近な行政組織となる地方自治体の行政運営を軸に議論を進めていくべきである。同時に地方自治体は住民にとって最も有益となる方法を住民と共に模索していく努力をしなければならない。



KITA Ryoji  
北 良治

## I はじめに

紹介頂きました奈井江町の北でございます。実は、これより先に札幌で全国国保地域医療学会に参加しております、それを終えて慌ててこちらに来ました。昨日の学会は全国から1,500人あまりの方が参加し、色々な議論を交わしました。

地域医療を含めた環境、福祉を含めた環境は、少子高齢化の中で大きく変わろうとしています。どのように変わるかと言いますと、社会保障費が年々膨らみ、特に医療費が31兆円を超えてきます。そういった中で日本の医療の姿はどうあるべきかということについて議論が交わされました。そこでフロアから出た言葉は、「医療費をこれ以上抑制するな。」「医療費をさげるな。」でした。世界に冠たる日本の医療福祉であるのに、国の歳出総額に占める医療の経費は、世界で17番目。そんな中、診療報酬の引き下げだとか、患者負担の引き上げだとか、個々の課題のみを取り上げ、計画もなしに急激な改革が行われている。こういった意見がフロアから出てきました。

私はこのサミットで司会を務めておりましたが、思わず「これは小泉首相に聞かせたい。」と言葉を漏らしてしまいました。郵政民営化も大事なことですが、社会保障の問題は、今後5年10年20年

を決める大きな分かれ道です。地方にとっても政府にとってももちろんそうです。今日の課題である道州制も含まれているわけですが、そういう大きな問題が山積している中で、1つの問題だけに焦点を当てて、これがイエスかノーか白か黒か、こういう手法はいかがなものかと思います。サミットでこのように述べますと、会場から大きな拍手をいただきました。皆さん共通した気持ちを持っていると思います。国政というのは、住民生活、国民生活に直接密接につながる政策をきちんと打ち出し、個々の議論を重ねる中で全般の方向性を見ていかなければなりません。ただ、1つのことに争点を絞って、そこを攻め込むというのは大変問題があると思います。

## II 道州制のあるべき姿

さて、本日頂いたテーマは「道州制と自治」ということですが、まず簡単に私の意見を述べたいと思います。道州制そのものは、将来どうあるべきかということを充分検討しなければならないし、課題として充分論議を広めていかなければなりません。ただ現状を見ると、財務省主導のもと、国全体の大変な赤字を立て直すために都道府県再編を行うということに道州制が使われているように感じ、問題意識を持っています。北海道で言いま

すと、様々な形で特区を認めますよということで、一部成功しようとしているところがあります。昨年の夏に、内閣府に呼ばれ、そこには関西学院大学の本間先生らがおられたのですが、道州制についてどう思うか意見を求められました。そのときも、今の道州制そのものが、本当の意味で、どう大幅に権限及び財源を委譲し、それを最も住民に身近な市町村に降ろしていくか。そして、道がそれを束ねながら自立的なものを作っていくなければならない。また、道庁は市町村行政をどうするか、市町村ネットワークをどうするか、道州制の補完的な立場を取っていかなければならぬと申し上げました。

### III 住民自治とは —奈井江町の取組み—

#### 1 情報共有の重要性

奈井江町は、市町村合併を当面しないと結論を出しました。自治体がこの判断をするときは、やはり住民参加が重要だと常々思っています。市町村長や議会が、独走的にこれを決めるものではありません。そのためには、市町村長、議会、住民の3者がいかに情報を共有するか。私が知っている情報はしっかりと住民に知らせなければなりません。市町村合併というのは、住民生活、町づくりに密接に関連します。ですから、町の行方を左右し、町の根幹を揺るがす今回の市町村合併の問題については、当然のことながら住民へ情報を提供して、その中で議論を交わし、最終的に住民投票を実施しました。始めから、住民投票ありきでやったわけではありません。

平成12年頃から国、地方を通じる財政危機が表面化し、小規模自治体の命綱である地方交付税が徐々に下がってきました。この状況を見て、これは住民にどう知らせながら、将来の町の根幹を決めていかなければならないのか。もう従来通りの予算編成は出来なくなってきた。この変化を住民に知らせなければ、住民ニーズとミスマッチを起こすだろう、そう思いました。

例えば、下水道については、奈井江町は昭和50年代から優先課題として取り組んで参りました。北海道の中でも、トップクラスの整備率です。バ

ブル崩壊後の景気対策でも、積極的に取り組んできました。しかし、町の財政状況により、公共事業は減らさざるを得ない状況になりました。奈井江町も、従来から公共事業への依存度が非常に大きいのです。これを地元の建設業者、土木業者に知らせても、はじめは批判だけが出てきます。ですから、住民全員に町の状況を知らせ、特に予算に関しては分かり易い説明書を全世帯に配布しました。この結果、徐々に理解を得ることが出来ました。

市町村合併については、平成13年頃より自治体の課題としてクローズアップされてきました。まずは、住民と情報を共有することを目的に、専門の情報誌の発行を始めました。この情報誌は、8回にわたり様々な観点から、合併する、しない両方を公平に情報提供を行いました。平成14年には、国の考え方を正確に伝えようと、職員と共に総務省へ足を運びました。何がメリットで、何がデメリットなのか、住民生活にどう関わっているのか、財政はどうなるのかを質問し、総務省の考え方をそのまま掲載して、住民に読んでいただきました。

#### 2 市町村合併問題に関する住民投票

奈井江町がある中空知地域・4市5町では、任意の合併協議会ができ、そこに奈井江町も参加しました。なぜなら、近隣の自治体の考え方や、合併したらどうなるという情報を住民に伝えなければなりませんし、場合によっては、合併しなかつたらどうなるということも議論もしなければなりません。

住民に対しては、協議会の議論の内容について、合併の情報誌で詳しくお知らせしました。また、町内の各地域において町政懇談会の開催し、さらには近隣自治体の首長さんや道庁から幹部職員を招いて講演会も開催しました。講演会場となった公民館はいっぱいとなり、町民の関心の高さに非常に驚きました。住民が関心をもったというのは、町が事前にあらゆる情報を提供し、みんながどうしたらいいかと住民自らが考え出した結果といえます。

また奈井江町では、平成14年に「子どもの権利に関する条例」を制定していましたので、子ども達に対しても説明責任を負っていました。私が直接学校に出向き、町長と語る会を開催し、小学校5年生以上の児童生徒全員に対して説明を行いま

した。子どもは10分、15分もちません。1時間となれば大変です。子どもたちがそうならないように、上手く伝えなければなりません。本当に内容を知らなければ、分かり易く伝えることは出来ない、中途半端では出来ません。担当の職員は、大人でも分かりにくいことを子どもたちに正確に伝えるため、予行練習を行って説明会に臨みました。その後の町政懇談会で、随分と職員は勉強したなと言われましたが、これは子ども達から教わったわけです。

町政懇談会のある会場では、入りきらない程の参加者がありました。そして全地区の懇談会を一巡した平成15年秋には、アンケート調査を実施しました。回収率は80%と非常に高く、合併賛成は約30%，反対は約45%，分からぬが約23%となりました。その中では分からぬという理由をちゃんと書いてくれまして、その内容を踏まえて、さらに徹底的に情報を提供しました。そして、最終的に方向性をどうするかということになって行きます。当時、さらに住民との対話を進めるために、合併問題の町民懇話会という組織を立ち上げていましたが、そこの議論も踏まえて、最終的に住民投票を行うことを決断しました。

平成15年の夏に住民投票条例づくりに取り掛かります。小学5年生以上、18歳未満の子どもさんは子ども投票として、結果を参考とする。18歳以上の住民は、住民投票として結果を尊重するとして、北海道では初めての住民投票を実施することになりました。結果は、投票率73.01%，うち合併反対が73.05%となり、当面合併すべきではないということになりました。住民参加、この自分たちで合併しないことを決めたと言うことが今まちづくりに生きています。あらゆる面において、自分たちで責任を持って行動しようという動きが非常に強くなっています。

### 3 徹底した行財政改革

現在、行財政改革を徹底的に行っています。奈井江町では助役も収入役も置いていません。課の統廃合により町長部局の課長も4人しか置いていません。助役がいない分、課長4人が率先して働いています。助役が4人いるようなものです。助役がいないことで、意思疎通がより出来るようになり、はっきり住民説明もしやすく責任も明確になっています。住民投票後、こうした体制の中で、

町の自律プランを作成し、今実行しているところです。このプランは、住民に新たな負担を求めることがあります。これも住民に参加いただいて決めています。

自治体の合併問題など重要な問題は、町長が決めるべきでないか、議会はそのために選出されているのではないかと、こういう意見もあります。しかし、これは町の根幹を搖るがす問題、また未来を完全に予見できる市町村長など存在しません。冒頭にお話ししました地域医療学会でも、こんなはずではなかったという問題が多く噴出し、これをどうするかということが課題であると議論されていました。市町村合併は、目的ではなく、あくまで手段に過ぎません。合併寸前になってきてから様々な問題が出てきます。確かに合併しないと苦しいのは事実です。しかし、大切なことは一人ひとりが支え合うことであり、その町に根付いている文化と伝統を守ることです。大変大きな過渡期のなか、住民自らがこの地域を作っていくことです。

### 4 近隣自治体との協力体制

#### (1) 広域連携の模索

住民参加のまちづくりに併せて、欠かすことが出来ないのが近隣市町村との連携です。奈井江町を含む近隣1市5町では、国民健康保険、介護保険、老人保健の3事業を広域連合としてやっていきます。

中空知地域の合併協議が破綻した平成15年の夏、広域連合の会議が終ったあと、各首長が会場に残り話し合いが始まりました。どの首長も今後どうあるべきか不安があるわけです。財政を含めて、今後3年5年の計画が立たない、今後未来の町政はどうあるべきか話になりました。その中で、2つの町は当面自立の道を検討するとなりましたが、残る1市3町でとりあえず集まってやりましょうということで、「空知中部連合自治研究会」という広域事業の研究会を作りました。今そこで盛んに議論しているのは、教育委員会など委員会の統合が出来ないか、消防庁舎を共同設置できないかといった内容です。公共施設が相当老朽化しているところがありますから、同じ市民、町民として共同で利用できないかなども検討しています。限られた資源を有効に活用するために話し合い、郷土愛を広めていこうとそれぞれの分科会に職員が

分かれ、作業しています。

## (2) 医療分野における広域連携

もう1つは、近隣市町村との医療の関係です。隣町にある砂川市立病院には病床が534あります。医師も67名います。中空知のセンター病院として優れた医療機関です。しかし、非常に施設が老朽化しています。砂川市では病院の建替えが最重要課題となっています。ただ、総務省も厚労省も、中空知地域においてはベッド数が多くて無駄であるとみており、建てることには慎重を期して欲しいと考えています。

そこで、隣の市長さんが私のところに相談に来られました。できたら、広域的な病院にしていきたいという提案があり、広域連合も視野に入ることで話がまとまりました。総務省に問い合わせたところ、それはいいですよということになっています。

今回の定例議会において、私と砂川市長からそれぞれ報告することになっています。全国では、自治体間での病院連合は初めてです。そうなりますと、高度医療と私たちの初期医療、介護型の老人医療などを1つにして、住民の立場に立った医療サービスが充実します。

高度医療もすぐ出来る、医師の不足もありません。医師の派遣に関する事、病床の有効利用に関する事、患者の紹介逆紹介に関する事、医療機械の共同利用に関する事、研究会の共同開催、医療情報の共同利用に関する事、総合情報システム化に関する事、保健医療に関わる総合的広域連合に関する事などを盛り込んだ医療連携協定書を結ぶ予定です。

医療だけに限らず、保健、福祉など様々な分野を結びつけて一体にしていくことにより、大幅に

行政経費を削減できることになります。住民の安心安全のよりどころ、さらには財政基盤をしっかりとしていくこうという事で協定書を結び、今後に向けた大きな一歩を踏みだすことになります。

## IV まとめ

我が町の財政基盤をしっかりとするために様々なリスクを減らしていかなければいけない一方で、住民サービスを低下させてはいけない。今回の医療分野における広域的連携の体制では、財政的リスクを少しでも回避しながら高齢化社会の保健医療を支えてゆく、これらを同時に出来ると言うことで非常に大きな利益を生み出します。しかし、これがすぐに合併ということになると、非常に難しい問題となります。連携を深めた上で、将来においては、住民生活の中で不安も何もないということで、自然的に合併することもありうるかもしれません。住民と共に考え、町づくりを進めていかなければなりません。

道州制の問題では、我が町だけでは受け入れられない問題がたくさんあります。いまは地域主権の時代といわれています。北海道は、4,000の権限のうち最終的に2,000の権限を移譲すると言っています。しかし、財源とセットにして権限を移してもらわなければなりません。ただ形だけ、財政難改善のためだけということだけで道州制を議論するのではなく、地方自治をどう強化して、どう充実して道州制を実現するかという立場から論じていくのが最も重要なことです。

以上で、話を終わらせたいと思います。

(きた りょうじ 北海道奈井江町長)

# 町村の立場から 見た道州制と自治

道州制には、地域の暮らしや経済を起点とした独自の規準や制度設計が必要であり、そこに多くの道民が参画していくことが大切です。

地域を自立的にグランドデザインできる地方政府を道民のもとで誕生させなければなりません。



MIYAUCHI Tomeo

宮谷内留雄

私からは、まず、道州制の議論で国と市町村の関係だけ強く言われ、道内の分権の議論が道庁と市町村との間に議論がほとんどなかったということを申し上げていきたいと思います。それから、これまで多くの市町村が合併の議論の中で時間を多く費やし、道州制について集中的に検討をする機会がなかったということがありました。

まず、蘭越町の概要ですが、北海道の後志管内のほぼ中央に位置しております、人口が約6,000人です。面積は449.68平方キロメートルで、小樽市を含めた1市19町村の中で一番面積の大きな町であります。ニセコ連峰に抱かれた雄大な自然に囲まれた町です。また町の中心には、東西に尻別川が流れ、私たちは「母なる川」と呼んでおりますが、過去四年連続清流日本一に輝きました。約30kmの一級河川の母なる川の流域は、きらら397、ほしのゆめ、ななつぼしに代表される蘭越米の生産地で、これは道内外から高い評価を得ているものです。また、ここではメロンやイチゴも生産されており、これもまた高く評価されています。また、蘭越町内には七つの温泉郷がございまして、町営でも二つの温泉を経営しています。四季折々に訪れる自然の美しさ、七つの温泉郷、そして農業と温泉と花の町ということで、それをキャッチフレーズにピーアールを進めております。

それでは、最初に蘭越町の市町村合併問題への取組みについて若干お話をしたいと思います。役場の庁舎の中では、平成13年7月に、特別職と課長職17名による検討組織を設置し、合併のメリット及びデメリットについて、行財政の現状と課題について住民への情報提供の検討を始めました。同時に、市町村合併庁内検討委員会の研究部会を設置しまして、この部会は、町内11名の若手職員で組織しました。平成14年5月13日に役場職員市町村合併討論会を開催し、合併問題について職員が議論をする場を多く持つことが重要であるということで取り組みました。10名の職員によるパネルディスカッション形式で、全職員に参加をしてもらいました。平成15年10月8日に、若手係長4名による蘭越町の自立の道を考えるプロジェクトチームを設置しました。自立の町づくりの調査研究、検討をしながら、町議会や町職員、そして各地区の連合町内会へ、『自立の道』という冊子を作りまして概要について説明を行ったところです。平成14年1月28日には、町議会議員、町議会と町の特別職等による合併問題についての懇談を行い、それからも何度も町議会と懇談を行い情報の共有に努めました。平成16年8月16日、蘭越町と蘭越町の職員組合、管理職会の三者共催で神原当時北大教授にお出でをおいていただき「市町村合併問題講演会」を開催いたしました。

私は、合併問題は行政、議会、住民が情報の共

有をすることが最大のキーポイントであると考え、情報の提供に努めてきました。

町広報誌に、平成13年7月頃より27回、2年3ヶ月にわたり特集を組み、連載をしてきました。また、『なぜ今市町村合併か』という冊子を作成し、全戸配布しました。さらに、小中学生に分かり易い冊子を作り配布をしています。町政懇談会を希望に応じまして、全町で年13箇所実施し、毎年600人程度の参加をいただき、平成12年度から継続的に合併問題を取り上げ、また小学校中学校、女性団体の代表と、この合併問題について情報の共有に努めたところです。また、講演会の開催についても、最初の平成13年8月に全町民を対象とした講演会を開催しました。

市町村合併問題の町民説明会の開催ですが、平成14年9月11日から11箇所において開催し、平成14年11月29日には、町の総合体育館で各関係機関代表者6名によるシンポジウムを開催しました。また、平成15年2月に18歳以上の町民を対象に町民のアンケートを行い、回収率は84%と非常に高く、合併賛成は41%でした。私はこの結果を受け止め、これまで蘭越町内を中心に議論を進めて来た合併問題を、今後は仮に合併した場合の町づくりの姿や将来構想の検討をし、合併の是非を問う必要があると判断し、平成15年10月に、合併協議会に参加いたしました。しかしながら、合併協議会は合併を前提とした議論であることから、独自に自立も議論しなければならないと、町民は合併か自立かの選択ができないことから、蘭越町の自立の道を考えるプロジェクトチームと議会の自立検討委員会で作成した資料に基づき、平成16年の5月から8月上旬まで住民説明会を13地区で開催し、説明会後住民アンケートを改めて実施しました。平成16年9月に、前回と同様に、18歳以上の町民を対象として実施したところ、回収率76.14%で、自立の賛成者が約50%でした。私は、このアンケート結果を住民の意思として尊重すべきと判断し、合併協議会から離脱することにしました。この合併協議会は、蘭越町、ニセコ町、真狩村、喜茂別町、俱知安町でしたが、平成16年3月31日に解散しています。私は、平成14年9月3日に、総務省主催による「市町村合併と共に考える全国リレーションシップ2002 in 北海道」

にパネリストとして参加し、自分の考えを述べる機会を得ることができました。

その際、私は、合併しないと「財政が破綻するとか、時代に取り残されるとか、バスに乗り遅れるとか言われているが、合併は故郷をどうするか、町づくりの視点で考えたい。そのためには、住民の意見を最大限に尊重し、もし住民が合併すると言えば全力でその道を行きましょう。もし住民が合併しないことを選択をすれば、厳しい状況には置かれるが、清貧の貧しくても清らかな自治体という生き残りの方法もある。」と考えを述べたところです。

このことは、私の合併問題の基本理念です。今後においても、この基本理念を持って行政運営に努めていきたいと考えています。

さて、自立の道を選択することについて、若干言及したいと思います。私たちの町は、昨年住民の意思を最大限尊重する形をとり、熟慮に熟慮を重ねた結果、五町による合併協議会から離脱し、当面自立の道を進むことになりました。そのことは、自らの町づくりは、自ら考えるという自己決定・自己責任の道の選択です。自立の道の選択までは、大変なエネルギーを費やしましたが、一方では、行政も議会も住民も、これまでこんなに町のことを真剣に考えたことはなかったのではないかと思います。また、現在、後志地域の旧合併特例法下の小樽市を除いた19の町村がありますが、これはそれぞれ合併研究会や法定協議会を設置し議論を重ねたわけですが、本庁舎の位置の問題、新町の名称、議会の定数について議論が難航し、意見の一一致を見ることができませんでした。この大きな理由として、歴史や文化の違い、地理的条件、中心化による周辺部の過疎化の問題、市町村間の財政の格差も大きな要因でした。

次の、地方分権の背景と道州制についてです。昨年、北海道では地方分権の課題として、市町村合併はもちろんのこと、道州制の課題や道州制特区の課題がありました。平成12年4月に地方分権一括法が施行され、いよいよ地方の時代の幕開けと大きく期待しました。しかしながら、残念なことに必ずしも期待している方向に進んでいないようになります。2000年の分権改革は、未完の分権

改革と言われているように、三位一体改革から見るように、私たち自治体の考え方からはほど遠い。とりあえず中途半端の改革の中で、なぜ道州制が大きく取り上げられ、全面に浮上し、そしてこのようになってきたのかは、私には分かりません。しかし、北海道庁が平成16年2月16日に「道州制推進プラン案」というものを作りました。また、道庁の企画振興部の地域主権推進室は「道州制について」という冊子を作りまして、これで色々と宣伝をされています。こういったことで、道州制の問題は、一部で取り上げられるようになってきたと考えています。しかし、市町村合併と道州制は関連付けられて議論されることも事実であり、この議論には主として二つ挙げられると思います。一つは、道州制のために市町村合併の推進が必要だという考え方です。地方分権を推進するためには、受け皿になる基礎的自治体の体力を強化する必要があるため、市町村合併は避けられない。つまり、道州制のために市町村合併が必要であるという考え方です。地方分権を進めるためには、市町村規模が大きくならなければならぬ、だから合併が必要だということで、進められていると思います。二つめは、市町村合併の結果、道州制への推移が必然的であるということです。市町村合併が進めば、将来都道府県の再編は避けられないと思います。

次に、道州制についての道内共通の見解が必要不可欠です。道州制の最大のテーマは、国、道州、市町村の仕事の分担、予算と権限の配分、あるいは権限の移譲の問題であると考えます。このためには、国と道、道庁と道議会、道と市町村との議論が重要です。道庁と市町村が、本当に深く議論したことはこれまでなかったのではないかと思います。国から道州に権限が移ることが、道州にとって本当に望ましいのか、市町村にどのような仕事が移ることが住民にとってふさわしいか、地域重視の視点が重要になってきます。道州制は道府県を廃止して、広域的自治体を設置するわけですから、地域の形を変えることになります。道州制は、地方制度の将来を担うものとして、地方主権を確立し、地方自治体としての道州を目指す意味から、一番重要なことは、道内道民の理解と発想が重視されなければならないと思います。そのためには、道内の経済界や道民の議論、議員の発想が大切で、

これまで以上に必要不可欠です。これまでのように一部の関係者だけで議論が活発であっても、理解を得ることは困難であり、北海道が抱える課題に的確に対応できるものにはならないと思います。道州制を道内の共通の課題として、道民の視点に立って考えていく必要があると考えています。

次に、道州制に何を期待するかについて述べたいと思います。住民の理解を得るために、道はこれまで以上に説明責任を求められます。これらの理解が得られた上で、道州制のメリットとは何か、権限、財政、規制緩和、国の出先機関の統廃合により、住民の身近なところで地方重視の行政運営ができる。そして身近な住民ニーズ対応した地域社会の展開が期待されると言われています。しかし、こういった道州制の一般的概念論は本当に実現可能なのでしょうか。道州、市町村のそれぞれの自治のあり方が問われる中で、道州制をどう考え、何を期待するか、はっきりした道筋が見えなければならぬと思います。

次に、道州制と市町村の関係です。道州と市町村の関係は、市町村の役割分担はどうあるべきかを分析しますと、保健、福祉はより地域住民に近い市町村が担い、住民のニーズにきめ細かに対応した効率的な運営が必要です。しかしながら、道が今進めようとしている権限移譲は、現行4,000件のうち、約2,053件の権限移譲と言われています。一定の規模の自治体でなければならず、分権の受け皿として小規模町村では困難であると考えられています。この規模重視的な考えは、合併新法の下でも、市町村合併は道内でも急速に進むとは考えられません。現在の市町村の広域連携を進めることにより、分権の受け皿となる可能性があります。特に、私たちの後志管内、小樽市を除いた19町村で管内自治体の将来像「後志のグランドデザイン」をまとめました。この基本構想で、広域連携を進めることにしました。合併新法は、平成22年3月31日までですので、5年間として、後志のこのグランドデザインをまとめました。一方、地域の自主的な判断で、これからも合併を選択する、そういったことによって行政基盤を拡大する市町村が多くなることにしたがい、さらに権限移譲をすすめることができる。つまり、広域でやるか合併で基礎的自治体の力を付けていくかと

ということです。また、市町村から道州へ、道州から国へと移譲する権限も逆にあり得ると考えます。道州が単に広域的な役割、補完的な役割、連絡的調整的な役割から脱却しなければ真の地方分権はあり得ません。

次に、道州制と地域の暮らし、経済についてです。地方分権は単に国から権限や財源を地方が譲り受けるのみが最終の目的ではありません。地方分権を推し進めて、道州制を実現する本当のねらいは、道民一人一人がゆとりと豊かさを実感できる地域社会を道民の手で主体的に作り上げることを忘れてはなりません。その地域社会とはどのような姿なのか。また北海道ならではの、暮らしや経済を生み出し社会経済システムはどのような仕組みが求められるのか。道民自らが、実現に向け努力していかなければ真の道州制への道は開けません。また、北海道の経済発展可能性を高めるには、限られた資源の徹底した選択と集中、北海道の実情や特性に即した独自の基準や制度の設計によって、地域の産業競争力を強化することが重要です。このためには、今度の経済開発に関して、統一的な責任を持つ地方政府としての道州の自立が必要であると認識しなければなりません。地域経済に関する政策は、これまで国の複数の省庁に

またがって行われてきました。また、地方自治体においても、同様に実施されています。このことは、人材や資源の投入効果の低下を招いています。さらに、これまでの国の施策や基準は一律であり、各省庁での縦割りになっています。北海道からの発想からはほど遠い本州の施策や基準で、北海道に適用することは、必ずしも適当ではありません。

私たちが目指す道州制は、これまで国と道の中で行われてきた産業、雇用、交通、社会資本の整備などの分野を一元的に担い、北海道の開発に関して、統一的な判断と責任を持つ地方政府としての道州を作り上げることが重要です。こういった新たな使命を背負った道州政府を道民のもとで誕生させ、新たな可能性を切り開いていくことが、北海道の進む道だと考えています。

最後に、21世紀の道民の価値観、人類の価値観は、従来の経済優先、国民総生産の向上、効率、利便性の追求から、環境重視へ大きく転換することが必至であり、地域の環境資源を高く見直し、北海道の特有の優位性を活用した産業の創出、そして道州制の位置付けが必要であると最後に申し上げます。

(みやうち とめお 蘭越町長)

# 「道州制」と 北海道経済の可能性

北海道を中心に議論されている「道州制」は、どのような背景を持って進められているのか。それは必ずしも本質的な議論とはなっておらず、地域経済の自立にはつながらないことを明らかにしたい。



KODA Kiyoshi  
小田 清

## I 「道州制」の内容を どう考えるのか

今、なぜ「道州制」が北海道を主体として議論されているのか。その内容はどのようなもので、それが施行されたならば、地域経済社会はどのような恩恵を受け、これまで以上に発展するのか。また、地域住民が安心して生活できる地域条件が整うのか。これまでの政府による一連の「道州制」議論を見ると、そのような本質的な検討なしに、バブル経済の処理と国家財政運営の失敗を地域経済社会・住民に肩代わりさせる、「市町村合併」に次いで「自治体再編」第二ラウンドの開始と見えるのは私の思い過ごしであろうか。

一般的に、「道州制」には幾つかの類型（枠組み）があるとされる。それは、①立法権等がある米国型の連邦制度（連邦政府と地方政府）で主権分割型といわれるものである。この実施に当たっては現行憲法の改正が必要で、枠組みとしては対象外とされるが、最近の憲法改正論議との関連では黙視できないものがある。②権限見直しなしの単純な都道府県を対象とした広域合併で、全国を9ブロック程度に集約するというものである。これによる地方自治体のメリットはあまり存在しないが、政府にとっては地方の自助努力に期待する

ということでは負担の軽減につながる。③都道府県の合併に合わせて、国の地方分支局の事業・人員も都道府県に統合し、国家財政の負担軽減と合理化・効率化をはかる。これは表面的には分権的であるが、地方負担を増大させ、地方の財政運営を困難にさせるといわれる。しかし、この枠組みが道州制の本命とされ、その先行事例を北海道で創ろうというものである。なぜならば、北海道は広大な面積にもかかわらず一つにまとまっており、省庁再編成にもかかわらず、国の地方分支局の一部としての「北海道開発局」（人員約7,000名）が大きな規模で存在し、政府にとってはその統合・合理化が急務だからである。

「道州制」の議論は類型（枠組み）だけではない。そこには「道・州」という自治体のあり方や性格を巡っての問題も存在するのである。すなわち、「道・州」を完全な自治体として考えるのか、あるいは中間的な役割を持った自治体として考えるのかである。前者の性格は地方自治体の権限を補完し、小規模な中央集権化をはかることによって成り立つ。後者の性格は従来とそれほど変わりなく、地方中核都市以外の基礎自治体の多様な側面での財政強化が必要となってくる。これに加えて、「道・州」内の「支庁」のあり方の再検討も必要となってくる。現在、北海道には14の支庁が存在する。そこでの役割は、「完全自治体」ではなく「中間自治体」でもない。いわば権限のない

「中二階的」で中途半端な性格・役割の機関で、今日では、その存在意義が厳しく問われているのである。

## II 北海道における 「道州制」の取り組み

このように検討しなければならない多くの基本的な課題が存在するにもかかわらず、北海道においては、その中味を別とすれば、「道州制」論議がかなり盛んである。

最近の主な動きは以下の通りである。

- 2000年4月 地方分権一括法の施行（機関委任事務制度の廃止等）
- 2003年8月 道庁「分権型社会のモデル構想」決定（首相より「特区」検討要請）
- 2004年4月 道庁「道州制プログラム」（現状踏襲の広域自治体構想）を決定
- 8月 道庁「道州制特区モデル事業」（出先機関統合・予算一体化）提案
- 10月 第1回「道州制特区」に関する懇談会開催（内閣府）
- 11月 道庁、4000余の権限のうち、約半分を2006年から市町村に委譲する案をまとめる。
- 2005年1月 道庁、支庁改革案を提示。14支庁を6支庁（現在の長期総合計画における「6経済生活圏」に合わる）に統合。
- 3月 「道州制に向けた道から市町村への事務・権限委譲方針」決定
- 6月 第1回道州制推進道民会議開催
- 7月 「道州制特区」に関する国からの回答（権限委譲よりも事務委任の検討が中心）示される
- 8月 「道州制特区」に関する国からの回答に対する北海道の意見を国に提出
- 10月 「道州制特区」に関する国からの再回答示される

結論から先に述べると、おそらく政府や道庁が

行っている「道州制」論議というのは、将来の政府と地方自治体との関係において、官僚の抵抗をはねのけ、確固たる理論や方針を持って進めているとはとうてい思えない。将来的にどうなるのかわからない中での手探り状態で進めているのが実態だろうと思われる。しかしながら、北海道は本州と違った行政システムの中で地域社会が形成され、官依存体質の強さと自立力の弱さを特性として指摘されている。したがって、北海道の地域経済社会を少しでも自立の方向に近づけることを研究テーマとしている私にとっては、単なる広域合併による「州」設置とは異なった独自の視点から、地域自治と地域経済との関係、自立の仕組みや手段を検討しなければならない。その意味からも、今日の「道州制」論議は、どのような背景でその議論が進められているのかを明らかにすることは重要な課題となるのである。

## III 道庁の市町村への 「権限委譲」の内容

前述の経緯からもわかるように、道庁側においても道州制論議が盛んである。それに関連して、2005年3月に、道庁が4,000余の権限のうち、市町村へ約半分の「権限委譲」を打ち出した内容について触れておく。いわば、政府や中間自治体が所有する「権限」の委譲の難しさ、否、本質的な面で権限を手放したがらないかについてである。

現在、道庁は地方自治体に対して、権限を約4,100ぐらい持っている。その内、約2,000ぐらいを2006年度から順次市町村に委譲するという方針を決めた。「道州制」に関わっての市町村に対する道庁の働きかけはこの程度です。これによって、北海道では道州制論議が盛んに行われている、進んでいるということになっている。これには様々な問題が内包されている。いわゆる、これまでの「道州制」論議というのは、地方自治・自治体法の改正や課税自主権の強化、財源委譲を含めた本格的な地方分権を前提としてのそれではなく、郵政民営化等を含めた構造改革の一連の流れの中から出されてきたものです。

バブル経済の抑制とその処理に失敗し、それまでの野放図な財政出動も加わって、結果的に大借金大国になったわけで、その多額な借金をどうに

かしなればならないという中で出てきたのが小泉流の「構造改革」です。その流れの中の「行政改革」の一つとして出されてきたのが道州制である。要するに、民間と政府の失敗の後始末を都道府県や市町村に下ろし、地域住民の負担増で処理しようということである。北海道庁も、民間の失敗による長引く経済停滞と政府財政運営の失敗の付け、それ自身の財政運営の失敗との二つの大きな要因によって破綻寸前で、道庁も「権限の委譲」ということでは、政府と同じことをやろうとしているわけです。

「権限の委譲」ということでは、財源を含めた相当の内容を伴った委譲と想定されるが、その内容は簡単な事務権限の委譲です。例えば、「パスポート発行」事務の委譲に関しては、大都市を除けば、個別市町村で担当者を配置するほどの事務量はなく、効率が悪くなる。むしろ、幾つかの自治体の連携で実施するような仕組みを考えた方が住民サービスにつながる。しかし、自治体間の行政サービス連携は市町村合併につながらないということで否定的である。個別市町村への無理な権限の委譲が行われるならば、一番割を食うのは基礎的自治体であり、地域住民ということになる。これでは何のための、誰のための権限委譲かが厳しく問われることになる。文字通りの意味で地方自治を確立したいといふのであれば、地域経済社会の自立をどうするのかということを前提にして、権限委譲、規制緩和を実施しなければならない。単に、国の借金や道庁の財政赤字を何とか軽減しようということでの「道州制」議論では、ますます地域の実情とはかけ離れたものになっていくのである。

#### IV 北海道開発と「道州制プログラム」「特区モデル事業」

北海道における地域経済社会の構築と展開は、これまで特別の行政システムで運営されてきました。周知のように北海道の経済社会発展は、戦前戦後を通して、他の都府県には見られない優遇措置を伴って国策として行われてきました。そこには「北海道開拓使」や「北海道開発庁」の開発事業を介しての特別の財政資金の流れが存在したのです。特に戦後では、1950年に制定された北海道

開発法に基づいて、企画官庁である北海道開発庁と事業実施官庁である北海道開発局の連携の下で、多額の公共事業展開でインフラ整備が実施されてきました。政府の公共事業予算に占める北海道開発事業比率は、現在では10%を切っていますが、多い時には15%以上となっていました。しかし、近年の国家財政の赤字は、行財政のスリム化を余儀なくし、2001年1月の省庁再編成となつたのである。このため、北海道開発庁は国土交通省に統廃合されて北海道局となつたが、事業実施機関としての北海道開発局はシステムの遂行をそのまま踏襲して残されたのです。小泉首相は、構造改革で「旧来からのしがらみをぶっ壊し、民間でできるものは民間に委ねる」と高言していたが、その内実は旧態依然で、しがらみを壊すことがいかに難しいかの一端を示しているのです。これは「道州制」論議においても同じで、政府の問題を都道府県に、都道府県の抱える問題を市町村に、最終的な負担は地域住民に押しつけるということです。

2003年8月の「分権型社会のモデル構想」、2004年4月の「道州制プログラム」の決定、同年8月の「道州制モデル事業」の提案などからそれを見てみよう。

「分権型社会のモデル構想」というのは、小泉内閣が成立した後、分権や道州制を前提にし、「北海道は北海道らしいモデル地区として何か考えろ」と北海道庁に対して言い、それで作ったのが「分権型社会のモデル構想」です。その内容は「国の役割を外交や安全保障に絞り小さくし、内政全般を道州にまとめる」というものです。このような分権型社会の仕組みを政府に報告すると、「これは直接このままやるわけにはいかないので、道州制特区ということで、北海道が道州制のモデルの中身を考えろ。加えて国の出先機関（開発局等）の整理が不十分なのでそれも考えろ」ということになったのです。

それでまとめたのが「道州制プログラム」です。その内容は、小さな政府の推進と地方支分局の道州への一元化などであるが、政府はさらに「具体的な中身を示せ」と要求し、道庁側はそれに応えて「道州制特区モデル事業」を作成したのである。この内容はかなり具体的で、①国出先機関の道庁への一部統合、②道事業の展開に必要な「省・政令」の書き換えの権限を北海道に与えてほしい、③国の地方での事業予算と道庁予算の一体化など

が盛り込まれている。その結果、この「特区事業」に対しては、使用条件なしで100億円の予算をつけようということになったのである。

これら一連のやりとりに対しては、北海道開発局側からかなりの反発が道庁に寄せられた。国策として進められてきた開発事業は、道庁の事業とは一体化できない。国には国の事業展開の必然性がある。それがなくなれば、これまでの多額の国費投下の意味がなくなり、北海道経済はさらに停滞する。また、特区事業費100億円は、使途を定めないと見えていたので、バラマキと同じで、効果が見えない。このような批判が北海道開発局側から出され、結果的には、北海道開発局が管理監督する補助金という形で、ある程度の使途に縛りを掛けたモデル事業をやらせようということになったのである。要するに、予算を実行する権限は譲りたくない。譲りたくないが、行政機関はスリム化したいという矛盾が出てきました。本来、国の行政機関や財政をスリム化するのは国の責任において実施するのが筋であり、地方自治体の担当する問題ではない。なぜ、北海道開発局側から「特区モデル事業案」として提案しなければならないのか、従来のシステムや枠組みを変えずに、道州制を進めていくことの意味はいったい何なのか、これでは何も前に進まないという点で、本質的な疑問が残るのである。しかし、いずれにしても、地域経済を自立させる方向で、こういう問題点を突き詰めて考えてゆくことでは、地域経済にどのような効果があるのかということを考えてみることも重要である。

## V 「道州制」と地域の暮らし・北海道経済の可能性

先ほどの「省・政令」の書き換えの話から効果の問題を始めたいと思います。北海道では、多くの条例に基づいて諸事業を進めているが、最終的には、道の条例は国の法律や省庁の法令には勝てない。例えば、北海道には本州から産業廃棄物を持ち込むことを禁止する条例があります。一方、国の法律では、業者から申請があれば産業廃棄物を持ち込む、あるいは処理施設の建設を許可しなければならないということになっています。

数年前、釧路市域に本州の産廃業者が埋め立て

地を作ることを道庁へ申請しました。当然、条例があるから道庁は認めない。業者は裁判に訴えました。結果的に道庁は敗訴しました。しかし、長い時間がかかり、その間、産廃施設は稼動できませんでした。北海道は美しく雄大な大自然の存在を地域発展に結びつけています。当然、環境を守るという動きがある中で、他地域・他人の廃棄物によって北海道の大地を汚して良いのかということになる。私自身は、地域のことは地域で処理する自己責任が地域経済や地方自治を考える上での原則だと思っています。いつも「大都市に自立性はない、このままでは未来はない」と言っています。人間生存にとって基本的な必需品である水や食料、エネルギー等は全て他地域に依存しているのです。それが当たり前と思っているような大都市・地域の経済や暮らしは、本当の意味での地域の自立、あるいは地域政策のあり方なのであろうかと。

それから、最近の問題では、原発による放射性廃棄物の処理問題がある。20年ほど前に、北海道の北部地域にその「実験施設」を作るということで、大変な議論がなされました。先ほども述べたように、豊かな自然環境が売り物の北海道には、そのような施設建設はふさわしくない、イメージが壊れるという意見が多數で、道議会と知事が反対決議をして、建設させないということになりました。しかし、政府（科学技術庁＝当時）は執拗に、受け入れを表明している町に対して、要請をします。これなどは、道民の意志として駄目ということなので白紙とするべきですが、国の責任でそれを推進する、賛成の自治体があれば、道民全体の意見にかまわずに進めるということになる。これなどは、先ほどの「書き換え権」があればと考えたくなる。北海道、あるいは多くの地方自治体ではこのような事例は沢山存在する。それを地域にあった形で変更する法律は是非必要です。

さらに、予算の一体化や出先機関の統合についても考えなければなりません。特に北海道の場合は、北海道開発局が様々な大規模インフラ整備を進めている。国がお金を出して建設しているから良いのではと思われるが、そうではありません。地域経済の自立を考える場合、単に地域で施設を作るとか、それに関連して産業が活性化するとかということだけではなく、地域に投下された予算がどれだけ域内で循環するのか、あるいはそれに

関連する技術がどれだけ地域の中に蓄積したのかが重要になります。今から10年ほど前、北海道で大規模なトンネル崩壊事故が起こりました。巨大な岩石が崩落し、トンネルを潰してしまいました。不運にも走っていたバスを直撃しました。乗客生存の可能性は時間との闘いになりましたが、この岩石を取り除くのに一週間かかりました。結果的に、多くの方が亡くなりました。当然、岩石除去の技術が問題になりました。これだけ北海道では大規模公共事業が存在するのに、道内業者は岩を取り除く技術を持っていませんでした。三回失敗し、4日間が無駄に経過しました。最終的に岩石を取り除いたのは東京の大手業者でした。

なぜこういうことになるのか。道内における大規模工事は、一定以上の年間受注額によって指名入札業者が決まるため、大部分は本州大手業者が請け負うことになる。道内業者はジョイントあるいは下請けで参加することになる。トンネル掘削に関する地層や地質の調査資料・掘削技術は東京の業者が持っている。当然、岩石除去に関する情報や技術も本州業者が持つことになる。北海道のために公共工事を行うということは良いことなのですが、お金も技術も全部本州に流れていく。政府公共事業の10%前後が北海道に投下されるのですが、投下金額の何%が北海道内にとどまっているのか。また、大規模土木・建築技術の波及効果と蓄積は、様々な産業に関連を持って広がっているのだろうか。これらのこと総合して考えると、北海道内では技術水準の高い産業はなかなか育たない、結果的に経済がなかなか発展しない理由の一端が見えてくるのである。したがって、道州制を考える場合には、こういうことも含めて、改善方法を考える必要があるのです。

また、行政機関や予算の一体化に関しては、既設官庁の抵抗は大きい。先述の北海道庁「特区モデル事業」では、行政機関の一体化を実現するということで、かなり大胆な提案を行っているが、それに一番反対したのが北海道開発局であった。すなわち、北海道は地域の社会資本整備がかなり貧弱だということで、これまで特別に高い補助率（特例措置）で道路等を建設してきました。本州の場合、自治体の負担は約3分の1、北海道の場合は5分の1程度です。しかし、道州制で北海道庁と開発局が一体となれば、特例はなくなる。そうなれば予算が激減し、北海道は困ったことにな

るでしょうと言うわけで、北海道開発局は試算結果を公表する。現時点での政府直轄事業は4,700億円、補助事業を含めての北海道開発事業予算は総額で年間約1兆1千億円程度であるが、特例を廃止すると、約1,800億円のマイナスになりますと。1,800億円の減額は2万4千人の失業者を出すということにつながる。そうなると、北海道経済は大変な事態になる。だから、行政機関や予算の一体化などを言うのは止めなさいというわけです。これによって北海道庁の「一体化案」はかなり腰が引けました。その後、政府出先機関等の一体化に関連した「道州制」の話はほとんど進展していません。やはり官僚の抵抗は強いということです。したがって、「道州制」の中身は全く決まらないままに議論が一人歩きしているのです。

最後に、今回の郵政民営化問題から「道州制」と地域経済発展の関連を考えてみよう。われわれ庶民の貯金や年金はどのように運用されているのか。一般的には、道路や港湾などの財源として利用され、部分的には地域内に投下され効果を生み出す。これが民営化されればどうなるのか。多くは国債購入と海外投資に流れるとされ、ほとんど地域内にはとどまらないだろうといわれている。しかし、同じ資金でも次のような有効利用の例が挙げられる。道東に留辺蘂町というところがあります。町が老人福祉施設を建設するために、町民から無利子で資金を調達することになりました。「愛町債」というものを発行して、募集したところ、必要な資金の倍近くの申し込みが短期間にありました。そこで自治省に諮ったところ、「無利子の債権というのはありえない」ということで却下されました。そのため、福祉施設を民間化し、無利子で出資金を募るということに方針変更しました。こういう事も含めて、地域住民のお金を地域内で循環させるためには、地域に権限をおろすことが必要で、今のような中央集権的なやり方を変えなければ非常に難しいということです。

「道州制」を考える場合、本当の意味での地域自立とは何か、地方分権とはどういうものかを前提にして、そこから上へ意見を積み上げていくという手続きが重要だと思う。最初に「道州制ありき」では、議論が逆立ちしてしまいかねないのである。

（こだ きよし 北海学園大学）

SPECIAL EDITION

## 特集

## 北海道の地域と経済

## JR 北海道の今日

JR 北海道は今日、札幌圏と他圏の格差が拡大する一方で、全体の収益力は低下傾向にある。二元論的な「市場」か「国家」という観点ではなく、北海道の産業との連関を考慮し、鉄道の公共性の観点からの改革が求められている。

MIYATA Kazuyasu

宮田 和保

## I はじめに

日本国有鉄道（JNR）が分割・民営化され各JR会社が設立されて18年余りが経過した。分割・民営化の経過を簡単に振り返ることからはじめよう。日本国有鉄道は、国家による巨大な設備投資・整備によって鉄道運輸における公共性——「生産の一般的条件」（マルクス）——を担ってきた。しかし、それは同時に、この公共性という普遍性の形式を通しての特殊利益の貫徹でもあった。すなわち、政府は新幹線の整備や在来線の維持などをすべて国鉄の借金に押し付け、そこに群がっている資本は国鉄の食いつぶしに狂奔したのである。その結果、国鉄は28兆円の債務累積に陥った。他方では他の産業では類をみない国鉄労働組合が存在していた。国鉄内部のなかでも分割・民営化にたいする強い反対の雰囲気があったが、中曾根内閣は国鉄総裁の首を摩り替え、反対勢力を抑圧し、「民間活力」「借金体质からの脱却」のスローガンのもとに、国鉄の分割・民営化法案を国会で可決した。そこでは「改革」派——JR東日本の松田前社長、JR東海葛西社長、JR西日本井出前社長を筆頭とする——が登場してきた。当然にも彼らには共通の認識があった。それは、国鉄では個別的・独立の企業体としては維持困難であるとし

て、「企業体」として確立するためには、資本の論理（価値を維持・増殖する主体）を導入し、かつ、機能の観点から巨大企業を各社に分割することであった。したがって、資本が自己を資本として確立するためには、常套手段であるが、その債務を出来るだけ削減して出発することを求めた。そこで国鉄の債務28兆円のうち14兆円を国民負担の転嫁し、10兆円を国鉄の継承法人・国鉄清算事業團に、残りの4兆円を、本州3社およびJR貨物会社が負担することになった。しかし、北海道、九州、四国のJR各社は、設立当時から営業損益が赤字になることは明らかであったから、1兆2,781億円を経営安定基金にして、この運用収益から営業損失を補填することにした。他方では、民営化においては、国労を中心とした現場協議制度などの労働運動は認められるものでは決してなかった。そこで分割・民営化のさいに国労の排除に乗り出し、「国労に所属しておればJRに採用されないと」という強力な恫喝なされ、国労の奮闘にかかわらず、多くの組合員が国労から脱退し、他の新しい組合に移っていました。そのさいに労働組合法を無視して起きた事件が「国鉄採用差別事件」であった。JR以降の職場では、JR西日本・福知山線事故でもクローズアップされた兵役的規律、上意下達が支配し、他方では効率化・コスト意識が強調された。

ところで、国鉄とJRとは共通点がないのであ

ろうか。一方の見解は国鉄がJRで生まれ変わったことを肯定的に強調しながらも、しかしいまなお福知山線事故で明らかのように旧国鉄の体質——乗客を無視する体質——が温存されていたとしてJR西日本を批判する。他方の見解では、経営形態が全く異なり、とくにJRでは営利追求が主力になり、公共性が背後に退いてしまったことが強調される。両方の見解とともに後者の見解には一定の真理があるが、しかし、国鉄とJRとの共通点があることを見落としてはならない。国鉄では政治家を介した総資本の「食い物」にされていたが、JRでは「競争の権威」——競争は「資本の法則の執行者」であるから、「競争の権威」とは「資本の法則」の権威でしかないが——しか認めず、企業の社会的責任が欠如していたこと、したがって国鉄およびJRにおいて社会的規制がないという点では共通である。資本を社会的に規制を求めるることは、のちにも簡単に触れるが、市場原理が跋扈している現状で、市場原理にもとづく経済かまたは国家に主導された経済かという二者選択ではなく、第三の道を意味している。前置きはこのくらいにして、JR北海道の経営状態を概括してみよう。ただし、小稿は紙幅の制限のため詳細な資料の提示およびJR北海道のグループ全体についての分析を省かざるをえない。

## II JR 北海道の経営状況

(1)北海道の総人口は567万人であるが、そのうち260万人が札幌市圏域に集中しており、第2の都市・旭川市36万人、函館市30万人、釧路市19万人といったように、他の圏域にみられないアンバランスな都市・人口構成をなしている。こうした都市・人口構成がJR北海道の輸送および経営状況にも反映している。

JR北海道の経営状況を一瞥すると、鉄道部門での営業損益の動向は、87年度では（営業費用1,261億円－鉄道営業収益726億円＝）535億円、96年度では（営業費用1,309億円－鉄道営業収益930億円＝）379億円、さらには03年度では（営業費用1,130億円－840億円＝）291億円というように、営業損失である。ただしその損失が減少傾向になっている。この鉄道営業損益から注目されることは、第一に鉄道営業収益の動向、第二に鉄道

営業費の内容とその動向である。第三に鉄道営業利益の赤字がどのように補填されているのか、そこででの問題点はなんであるのか、ということである。第四にJR北海道はどんな問題を抱えているのか、ということである。

(2)鉄道営業収益は、87年度726億円から96年度930億円へと増加傾向を示していたが、この96年度をピークにして97年度は915億円と減少はじめ、それ以降は減少（ないし停滞）傾向に向かえ、03年度では840億円にまで減少した。この鉄道営業収益の減少傾向の原因は何であろうか。

鉄道営業収益の構成は、その主要部分が鉄道運輸収入であるが、その他に鉄道関連付帯収入、旅行収益、鉄道線路使用料（JR貨物にたいする線路使用料）、車両相互利用料等からなる。そこで主要部分である鉄道運輸の成績状況をみてみよう。

87年度度の輸送量および鉄道運輸収入は、輸送人員で98百万人、輸送人キロで43億人キロであり、純収入で716億円であったが、ピークの92年度ではそれぞれが131百万人、49億人キロ、858億円というように増加してきた（以下数字の多くは概数である）。97年度では、それぞれが133百万人、46億人キロであり、純収入786億円であり、さらに03年度ではそれぞれが123百万人・44億人キロ・728億円である。JR北海道は、92年度をピークに、それと比較して03年度で輸送人員8百万人の減少、5億人キロの減少、70億円の減少であり、全ての指標で減少している。この減少傾向をより詳細にみれば、今の北海道さらには日本経済の一つの特徴が浮かびあがる。

JR北海道は、札幌本社、旭川支社、函館支社さらには釧路支社の四つの支社からなるが、とくに、札幌圏域を除く3支社では、87年度と比較して03年度では輸送人員で40%減（315百万人→19百万人）、人キロで29%減（18億人キロ→12.7億人キロ）、純収入で23%減（303億円→233億円）であり、著しい減少傾向を示している。また、鉄道営業収益が減少はじめた97年度と比較した03年度の3支社では、輸送人員18%減少（23.1百万人→19百万人）、人キロ12%減（14.4億人キロ→12.7億人キロ）、純収入13%減（267億円→233億円）であった。あとでみるとこの3支社での社員の削減も大きいのである。

JR北海道は分割・民営化の当初から札幌圏域および都市間交通を鉄道経営方針の重点にしてき

たが、この3支社の減少は、バブル経済が崩壊した以降の平成不況のなかで札幌圏以外の都市の停滞ないし衰退とあいまって、札幌・釧路（旭川、函館）という都市間交通の利用客が減少したことによる。

これにたいして札幌圏域では、同じく87年度と03年度を比較すると、輸送人員50%増（74百万人→111百万人）、人キロ29%増（24億人キロ→31億人キロ）、純収入20%増（413億円→497億円）を示している。3支社での70億円の減収を札幌圏域での84億円の増収で穴埋めしている。ただし、鉄道営業収益が減少しはじめた97年度と03年度を比較すると、札幌圏域でも鉄道運輸収入は純収入で518億円から497億円と減少し、かつてのような増収増益は期待できなくなっている。そこでJR北海道は、グループ化を進め、札幌圏域を中心に不動産賃貸、物品販売等に力を注ぐことになるが、これについての考察は、紙幅の制限もあり、省かざるをえない。

(3) JR北海道グループではないが、JR北海道本社がもつ関連事業については簡単に触れておこう。90年度では121億円の営業費にたいして132億円の収益であったが、90年後半では、平均営業収益52億円程度であり、平均の営業費は38億円であり、平均利益14億円であった。ところが、2000年以降のそれは、収益が伸び悩み、平均営業利益は5億円程度に落ちている。そして不動産賃貸が営業収益の大半を占めている。

自動車関連は、JR北海道から分社化する前は毎年10~20億円の赤字であった（平均して60億円の営業収益にたいして70億円以上の営業費であった）。2000年にJR北海道からJRバスに分社化され、03年に札幌市営バスがJRバスに全面的に譲渡された以降は、毎年1~5億円の営業黒字を生んでいる。ただし、札幌圏以外のバス路線の殆どは廃止され、JR鉄道の補完としての性格はすでに喪失している。

(4)鉄道営業収益にたいして、鉄道営業費用は87年度で1,261億円であり、92年度で1,377億円とピークに向かえたが、それ以降は減少しはじめ、03年度で1,130億円となっている。鉄道営業費用の変化のなかで大きな割合を占める人件費の変化を看過するわけにはいかない。分割・民営化の直後12,991人体制で出発した社員数は、97年度では——鉄道営業収益が減少し始めた年でもある——

11,350人に減少したが、それ以降、減少は加速化し、05年度の社員数は8,677人（うち出向1,880人）となった。したがって87年度から05年度までに全体4,317名人の削減（削減率は33%）であり、社員の削減が加速した97年度から04年度のあいだに2,673人が削減された（削減率24%）。これにたいして鉄道営業費は、97年度1,281億円から03年度（手元に04年度の損益計算書がないから）1,130億円であったから、151億円の減少であった。この間の社員の削減が2,419人であるから、一人当たりの賃金を500万——低めに計算しているのであるが——とすれば、この社員の削減で121億円以上の経費削減したことになる。鉄道営業費の減少——とくに97年以降のそれ——は、維持管理費等の削減よりも、人件費の削減に大きく依存していることは明らかである。

社員の削減のおもな箇所は、駅、施設関係、運転所、車掌所であった。91年度と04年度を比較すると、駅で1,818人が1,002人（45%減）に、保線を中心として施設関係では1,752人が870人（50%減）に、運転所では2,200人が1,325人（40%減）に、車掌所では689人が344人（50%減）に、減少している。とくに減少が著しい時期は、鉄道営業費・鉄道運輸収入がピーク期である91~92年さらに鉄道営業収益がピーク期（96年）を越した97以降であった。

本社および各支社の人員削減の状況をみれば、札幌本社では97年度7,023人が04年度5,808人に、釧路支社では1,228人が901人に、函館支社では1,426人が1,053人に、旭川支支社では1,672人が1,169人に減少している。札幌本社で17%の削減率にたいして3支社では26~30%の削減率である。鉄道営業収益が減少している3支社ほど削減率は高くなっている。さらに、この3支社では30代の社員（JR北海道全体で600人）が皆無に近いという異常な構成をなし、このことも将来の鉄道輸送業務の保証体制に危機感をいだかせるものとなっている。さらに指摘しておかなければならないことは社員の年齢構成である。50歳代が約3,600人、40歳代が約3,000人、30歳代が約600人、20歳代が約1,600人、10歳代が約100人であり、40歳代以上が74%，働き盛りの30歳代は7%という年齢の断層が生じ、さらにこの5~6年の間に2,300人（全社員の26%に相当する）が退職予定である。この年齢構成は大量の希望退職、国鉄末期の新採

用停止およびJR発足から3年間の高校卒採用停止による。

大幅な社員削減と同時に「いびつなひょうたん型」の年齢構成——他のJR各社にも共通ではあるが——は、「JR北海道ミス連発 背景に効率化、人員減」(北海道新聞)、「効率重視 かすむ安全」(朝日新聞)「事故やミスの多発」(北海道運輸局鉄道部安全対策課)の大きな背景となっている。有・無責事故の発生件数は、02年度で124件(有責33、無責91)、03年度で252件(有責109、無責143)、04年度で251件(有責79、無責172)というように増大している。05年には、信号機が故障しているなかでの特急の通過など、重大事故につながりかねないミスが相次いだ。またJR貨物北海道支社での脱線など12件の事故が起きた。運輸局はJR北海道を文書で指導したが、その後も重大ミスはあとを絶たず、特急が無線装置を積まないで駅を出発した事故、排雪作業中のロータリー車の脱線といった事故が頻発した。そこで運輸局は事態を重要視し、大事故のときに実施する「立ち入り検査」を行なった。このことは地元新聞(北海道新聞05年3月16日)において「社説 安全置き去りでは困る」として取り上げられた。

また、大幅な社員削減および「いびつなひょうたん型」の年齢構成は、ベテランから若手への「技術の断層」を生み出している。このことにさきの2,300人の退職予定見込みから、「技術の断層」はいっそう厳しくなることが予測される。JR各社はこれを「外注化による効率化」「機械化・システム化」のチャンスとみているようであるが、鉄道輸送のミスや事故の背景をなすことが指摘されている。技術継承に関していえば、技術経験の「マニュアル化」は実際の経験を介してはじめて意義をもつてあるから、実際の経験を取り入れつつ体系的な技能を保持・発展させなければならない。機械化・システム化といっても、その習得はもちろんのこと、現場の実情・労働との関連も無視しては、成立しないのである。そのためには現在の「社員教育」の根本的な見直しおよび技術継承の必要性から定年延長または退職者の再雇用および新規採用の促進が求められている。この点からも急速に進んでいる外注化は避けなければならない。

(5)すでにみたようにJR北海道の全事業での営業損益は赤字であった。この営業損失は——減少

傾向にあるとはいえる——経営安定基金の運用収益で補填されている。この経営安定基金運用収益は、87年度当初は498億円であったが、95年度では378億円となり、00年度で292億円となり、04年度は289億円であり、これもまた減少している。営業損失の減少に対応して経営安定基金運用収益も減少しているために、営業損失を減少させるため、営業費用の減少したがって人件費の削減により、この経営安定基金運用収益の減少をカバーすることが強いられている。つまり、本来経営の安定を図るべき安定基金運用収益が、その減少によっていっそうの「効率化 人員削減」等に拍車をかける役割を果たしているのである。

それではなぜ、運用収益が減少しているのであろうか。経営安定基金(JR北海道6,822億円、JR九州3,877億円、JR四国2,082億円)はJRの設立当初から見込まれた営業損失を経営安定基金の運用収益でもって補填するために設けられたのである。ただし、経営安定基金は、定期的な収入が利子率で資本還元されたもの——87年当初の利7.3%で運用収益498億円を割るという資本還元——であるから、擬制資本である。この経営安定基金が87年から96年の10年間に毎年JR北海道に償還された。経営安定基金の償還の進捗とともにあって「市場原理」(国債・株式市場への投資等)に委ねる「自主運用」の比重が高まったが、しかし、長引く不況による低金利および株式市場の低迷により96年度の運用収益率は3.2%にまで下がった。このことは、「市場原理」にゆだねる「自主運営」が経営安定基金の目的・性格と矛盾するものであることを事実でもって示したものである。そこで講じられた処置は、97年度から経営安定基金の一部分を鉄道建設公團(現鉄道建設・運輸施設整備支援機構 以下、支援機構と省略する)に貸し付けることによる、4.9%(97~2001年)、4.4%(2002~2006年度)を確保するという支援措置であった。当初7.3%——これ自身がバブル経済を前提したものであったが——に比べれば低い固定利子率であるだけでなく、この支援措置の期限は06年度までである。さらに、依然として経営安定基金の他の部分は「市場原理」に委ねられている。04年度ではJR北海道の自主運営額は1,867億円で収益59億円であり、収益率は3.16%であった(ちなみにJR四国では自主運営額383億円、収益5億円であり、JR九州では自主運営額1,061億円

と収益19億円であった)。支援機構への貸付金は4,955億円で運用収益は230億円であった(ちなみにJR四国では貸付金1,699億円－運用収益80億円、JR九州では貸付金2,816億円－運用収益130億円であった)。だから、経営安定基金のうち72%が支援機構に貸し付けられ、運用収益の80%が支援機構からの収益である。このことは自主運営方式ではJR3島は成り立たないことを告白しているのである。

(6)以上の概観からも、JR北海道の経営環境は依然として厳しく、また札幌圏域と他の圏域との差はいっそう拡大していた。とくに鉄道運輸収益は停滞ないし減少傾向を克服していかなかった。そこで、札幌駅の周辺の商業地域施設などに経営はますますシフトすることが予想されるが、それでもJR北海道の展望は決して明るいとはえない。それゆえJR北海道の脆弱な経営基盤を転換し、経営基盤を確立することは喫緊の課題となっている。そのためには以下の諸策が早急に講じられなければならない。

第一に、経営安定基金は設立当初から見込まれた営業損失を基金の運用収益でもって補填するために設けられたのであるから、「自主運営」という名目で経営安定基金を「市場原理」に委ねることは、その本来の性格・目的と矛盾する。この矛盾が全面的な自主運営による収益率3.2%として現われた。このような事態を避けるために支援機構は、貸付額を見直し、かつ固定金利でもって一定の運用収益を恒常に保証しなければならない。もし自主運営を認めるとしても当初の運用収益498億円と現在の230億円との差額が余りにも大きいのであるから、支援機構はこの差額を埋め合わせる義務を負う。第二に、固定資産税・都市計画税等の減免措置は06年度まで延長されているが、この減免措置が切れると16億円から50億円へと負担が増大し、連結決算ベースでの税金等調整前当期純利益71億円(04年度)の殆どが消失することになる。それゆえ、自治体・北海道が固定資産・都市計画税等の減免措置を継続しなければならないであろう。第三に、青函トンネル改修工事は、30年間で1,107億円見込まれており、そのうえ償却資産(785億円)は鉄道公団およびJR北海道、取替資産(322億円)はJR北海道が負担することになっており、このことはJR北海道の経営に多大な影響を及ぼすことは間違いない。したがつ

て、北海道および各自治体との連携・協力のもとで、政府および支援機構にこれらの課題の解決を求めていくことが早急に求められる。第四に、一方では政府は社会資本整備重点計画に鉄道を対象に入れ、他方では地方自治体は自治体予算の一割前後を占める道路財源の一定部分を鉄道に投入する必要性があろう。第五に、北海道整備新幹線は総額4,700億円(北海道負担830億円、青森720億円)で新青森－新函館着工がすでに決定し、さらには新函館－札幌間の工事費1兆300億円、合計1兆5,800億円という巨大なプロジェクトで予定されている。しかし、函館－札幌間で都市は札幌近郊の小樽市(14万人)－新幹線駅設置が予定されている他の町は人口2万人以下－しかなく、従来の延長では、道輸送量の減少、鉄道輸送収益の減少、さらには航空機(東京－札幌間50往復／1日)の競争条件などから「需要予測の妥当性などは不透明」であり、整備新幹線工事による一時的な経済的な効果はあったとしても、北海道新幹線は長期的にはJR北海道にとって負担になることが危惧される。したがって、一時的な経済的な効果だけに眼が奪われないで、北海道全体の産業および交通体系の－並行在来線の独自な意義を認めつつ他の交通機関との共存を含めた－将来性を見通した計画でなければならない。最後に極めて重要なことであるが、各地方自治体との協力のなかで北海道全体の産業の連関を考慮しながら、鉄道の公共性(①財・サービス、安全性、②公平性、生活必需品、③大量、正確、迅速、④全国ネットワーク)の観点から、「規制緩和」の見直しを含めた総合交通体系を検討・確立し、そのなかで以上の諸課題の解決の方向性を提示することが求められている。このことを無視しては、あらゆる対処がその場しのぎに終わらざるをえない。

(7)最後にありうるかもしれない批判にたいして反論しておきたい。支援機構は経営安定基金の運用収益を保証すべきである、と筆者は述べたが、この見解にたいして、ふたたび国家に依存する体质を生み出し、経営努力を試みないぬるま湯の国鉄時代に復帰するのではないか、という「市場原理」主義からの批判が飛び出しそうである。筆者は国鉄時代がそうであったとは理解していないが、しかしこの点はいま保留にしておこう。

筆者の見解は「市場」か「国家」か、という二者選択の問題ではなく、鉄道のもつ公共性を維持

するために、JR 北海道を社会的に規制・制御することである。ただ、資本にたいする社会的な規制とは、一般的には営業利益を上げている企業が対象であるから、営業損失の JR 北海道にたいする社会的規制ということは違和感を覚えるかもしれないが、さきの公共性の観点からすればやはり社会的な規制の一種である。なぜなら、社会的な規制がなければ、JR 北海道は札幌圏域以外の多くの鉄道部門は営業損失だから、それを札幌圏域のみに集中し、他の圏域の路線を廃止するであろうからである。ただ、この社会的な規制の多くは、

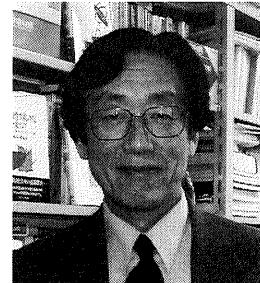
マルクスをもちだすまでもなく、国家をつうじて実施されざるをえない。筆者は、ただし、国家と JR という直接的な関係ではなく、そこに地方自治体を介することにより、一方での地方自治体による JR 北海道による監視・規制、他方では同じく地方自治体による国家の監視・規制の必要性を説く。しかし、「市場」か「国家」か、という二者選択しかない偏狭な市場原理主義者は、国家をつうじての社会的な規制を国家主義の復活としてしか映らないであろう。

(みやた かずやす 所員 北海道教育大学)

## 投稿論文

# 人事労務管理者と労働組合 リーダーのための大学院

— もう一つのMBA、「労使関係・人事労務管理」修士 —



KURODA Kenichi

黒田 兼一

【キーワード】HR/IR, 人事労務・労使関係修士, 職業教育

## はじめに

日本の大学が、現役の会社員（特に20代後半から30代の若年層）にターゲットを絞って、MBA取得を前面に掲げた夜間大学院を開設するようになってから久しい。

しかし私たちの国の大学は眞の意味で高度職業教育のシステムを確立できているとはいえない。これは大学に限ったことではない。高校でも職業教育は脇に置かれてきた。かつて熊沢誠はそのことを鋭く指摘し、職業教育の重要性を主張したことがあった（熊沢、1993）。ゆっくりした変化がないわけではないが、しかし事態が大きく変わったとはいえない。それどころか、いわゆる高校新卒者のフリーター・ニートと呼ばれる若者が急増しているという。こうして改めて職業教育の重要性が浮上している。

学校教育のなかで職業教育が重要視されてこなかったのにはそれなりの理由があった。端的にいえば、企業は「従業員」を採用することはあっても、「職業人」を採用することは例外だったからである。大学を含めて学校では、基礎学力や基礎的な知識、そして思考・判断・対人能力など最低限の社会的能力が期待され、それ以上の能力は企

業が長い時間をかけ、徐々に育成していくものとされてきたからである。このOJTを核とした企業内教育の意義についてはここで繰り返す必要はあるまい。新規学卒者を「従業員」として採用し、その企業に最大限貢献できる「職業人」に育成していく、このようなシステムこそが学校教育のなかで職業教育が軽視されてきた主因であろう。

ところが、1990年代の半ば過ぎから流れが変わり始めたようにみえる。1995年に日経連から報告書『新時代の日本の経営』が発表されて以降、経営側主導で雇用システムが大きく変えられてきた（日経連、1995）。「年功制」廃止が打ち出されただけでなく、裁量労働制の適用範囲拡大、労働者派遣法改正など法改正がおこなわれ、非正規雇用の拡大など雇用形態が多様化された。他方で、経団連やその他の財界団体がエンプロイヤビリティ Employability を喧伝し、職業能力向上への自己研鑽を鼓吹する動きが顕著となった。

このような変化の理由は何か。それを深く掘り下げる余裕はないが、一つだけ指摘しておきた。それは、人件費コストの削減にのみにそのねらいがあるわけではないということである。IT技術革新と企業経営のグローバル化の進展は、長期雇用を前提にしたOJTでは従業員の適切な能力育成ができなくなってきたのである。未知な問題への分析能力、情報解読、交渉、問題解決能力など

を持ち合わせた創造力溢れた「職業人」こそが必要なのであって、極論になるが、社内の経験はむしろ足枷となる。だからこそ、この新しい職業能力を自己の責任において身に付けるよう喧伝されているのである（黒田、2001）。

こうした事態は一面の真理ではあろうが、残念なことに、ほとんどは経営側ないしはそのコンサルタントからの主張が先行し、労働組合側からの提言や主張は少ない。働く人々の唯一の生活手段＝職業能力という基本問題であるだけに、組合側からの積極的な関与が求められるところである。

本稿は、アメリカの高度職業教育の一つとして、「労使関係と人事労務管理」修士 Master of Industrial Relations & Human Resources を紹介し、その意義と役割、そして私たち日本への示唆を考察する。一つの典型事例としてミシガン州立大学 (M S U) の「労働と労使関係」研究科 School of Labor & Industrial Relations, SLIR をとりあげた<sup>1)</sup>。まとめるにあたっての問題意識は上述した通りであるが、なお以下にみる三つの点が念頭にある。

第1に、アメリカでは、それぞれの教育過程段階にそれぞれに見合った職業教育が設定されている。それぞれの実態については、もっと詳細な調査が必要であるが、すべての段階で実社会とのインターフェイスが目的意識的に組み込まれている。卒業してから企業の主導で職業教育するのとは大きな違いがある。例えば、義務教育となっている高校では、通常の科目以外に「Professional Internship」や「Work Experience」などが設置され、職業経験を通して単位取得ができる (Okemos High School, 2004)。全米の各地域にあるコミュニティ・カレッジは、技能と能力開発を求める受講生の要望に応えるのがその重要な目的の一つなのである<sup>2)</sup>。またこれらとは別に、企業に資金を提供させて労働組合が運営する「技能・能力開発センター」もある<sup>3)</sup>。本稿の対象である大学院修士課程も例外ではない。いわば職業教育の最高段階ということができる。理念的にも実態的にも、キャリア・アップが前面にかつ鮮明にうたわれている。

第2に、企業の経営管理に関わる知識と能力の育成・開発という目的ではいわゆる Master of Business Administration, MBA がよく知られている（和田充夫, 1991）。冒頭に述べたように

最近の日本は MBA ブームの感さえある。しかし経営管理はヒト・モノ・カネ全般に関わるわけだから、そのすべてを包括した職業教育には自ずと限界がある。とりわけ容易ではないのがヒトに関わる問題である。しかも労働組合との関係、複雑な法律関係の問題、行政当局との関係、ヒトを取り巻く環境は複雑至極である。MBAだけでは対処しきれない高度な知識と能力を必要としている。

こうして筆者はかねてより、人事労務に関わる職業教育が特別におこなわれる必要があるのでないかと考えてきた。「労使関係・人事労務」に特化した経営管理教育である。労使関係と労働組合への深い理解に欠けた人事労務担当者は労使双方にとって不幸である。本稿のサブタイトルを「もう一つのMBA」とした所以である。

ついでに、私見であるが、これは労働組合の側からみても首肯できるのではないかと思われる。労働組合を職業集団と考えると、企業経営とその管理手法に無知な組合役員は有効な交渉を期待できない。組合の交渉力を上げていくためにも、組合リーダーには人事労務管理の知識と技能が必要であると思われる。筆者が「労使関係・人事労務」修士に注目したもう一つの理由である。

第3に、職業教育の基本が、公教育としておこなわれている国と、企業内教育としておこなわれている国との違いである。前者は社会的公準としての職業能力が重視され、それ故に公平性・客觀性を確保しやすい。反面、企業内での効率性やフレキシビリティに欠ける。これにたいして後者は、企業内でおこなわれる所以あるから、企業側の裁量で効率性とフレキシビリティを確保しやすい。しかし他面では、企業の収益性に重きがおかることによって、社会的通用性という点で大きな限界があるといわねばならない。時代の流れが個々人の職業能力の質的向上を必須としているとすれば、公教育か企業内教育かは改めて問われる必要があるように思う。

## I ミシガン州立大学大学院労使関係研究科 (SLIR) について

### (1) 概要

ミシガン州立大学 (Michigan State University, MSU) の一部門, School of Labor & Industrial Relations は、下に学部をもたない大学院 Graduate School である。ここには労使関係と人事労務管理に関する修士課程と、社会科学部 (College of Social Science) と連携して博士課程がある。

ここで図表 1 をみてほしい。実は、SLIR には、上記のアカデミック・プログラム以外に、労働者教育機関 (Labor Education Program, LEP) と人事労務教育訓練センター (Human Resources Education and Training Center, HRETC) がある。基本的にこの二つの部門は、正課ではなく (その意味では単位付与はできない) 多様なプログラムを提供する、いわばエクステンション・センターである。

この研究科の公式ウェブサイトによると、SLIR の目的は、組織（企業）目標と従業員の満足を最大化することをめざして、労使関係を改善することであるという。そのために、人事労務管理の担当者とそのリーダーを養成するとともに、新しい人事労務管理と労使関係の理論家を育てて

いくことが使命であるとされている<sup>4)</sup>。

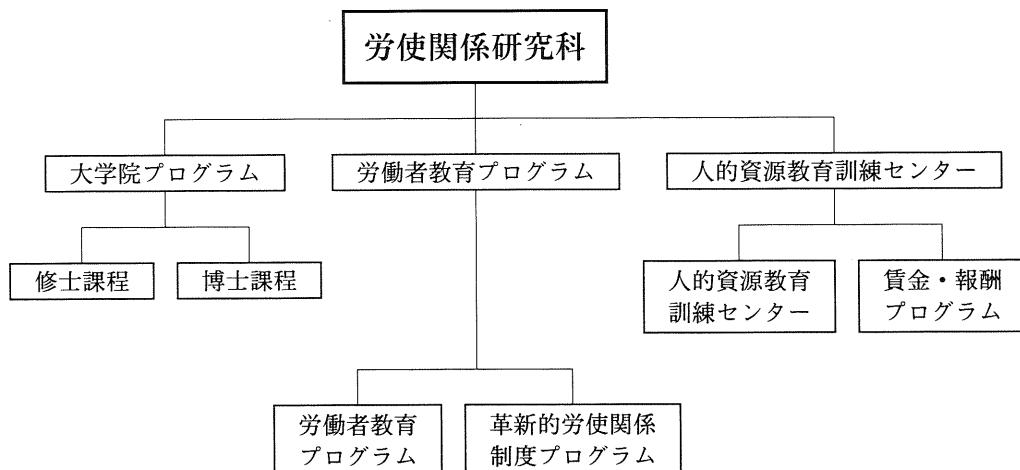
そもそもミシガン州立大学は、1855年に最初のランドグラント大学 land-grant university の一つとして創設された。ランド・グラント大学というのは、19世紀半ば、農業と機械技術を市民に提供するために公有地を供与されてできた大学である。その意味では当初より市民に開放された大学という特徴をもっていた。それ故、SLIR もまた「教育と研究と市民向けサービスを統合するというランド・グラントの精神をあらゆる面で求めていく」ことを鮮明にしており、「企業と従業員そして労働組合の関係がきわめて重要であり」、そのような立場から「私たちの目標と使命に貢献していく」という。経営者と労働組合、それぞれの利害の均衡のなかで、優れたマネジメント能力を体得した人事担当専門家と、優れた交渉力を体得した労働組合リーダーを養成しようという意気込みが垣間見えてくる。

### (2) 労働者教育プログラム (LEP)

MSU の労働者教育プログラムは、SLIR の一部として、組合リーダーと組合員のための教育と訓練プログラムを提供している。単位付与はされないが、大学キャンパス内だけでなく、出張授業、各種セミナーなども開催している。現在、6人の教授陣と1人の専属スタッフで運営している。

コアになる科目を挙げすれば、リーダーシップ、交渉能力、労働法、コミュニケーション、労働経済学、職場委員訓練、団体交渉、議会手続き、労

図表 1 ミシガン州立大学労使関係研究科の組織図



歴史などである。

またこのような通常のプログラム以外に、革新的労使関係システムプログラム Program on Innovative Employment Relations System という特別プログラムも実施している。PIERSは、労働側と経営側が経営環境の変化に主体的に対処していくために、労使がそれぞれの立場から協力しあえるようにするためのものであるという。プログラムの具体的な内容は、労使協力の改善、労使双方のリーダーシップの改善計画と訓練、チームコンセプトの技能、リーン生産方式などである。

LEPはまたイリノイ大学の労使関係研究所と共同で労使関係問題の全国会議も開催している。

後にみると、実はそもそも SLIR は、1953年、社会人教育部門として誕生した。ランド・グランツ大学の使命に沿って、働く階級のための実践教育をする目的で創設されたのである。以来、働く人々に焦点を合わせた多様なプログラムを提供してきた。このような特徴は全国的にも広く知られており、SLIR の伝統にもなっている。

### (3) 人的資源教育訓練センター Human Resources Education and Training Center

LEP がいわば労働者向けのプログラムだったのにたいして、この人的資源教育訓練センター HRETC は SLIR の経営者教育部門である。ここから明らかのように、HRETC の目的は経営者と人事専門家のための人的資源及び労使関係管理の教育なのである。このセンターにはまた「労働者給与センター」Workers' Compensation Center が設けられており、賃金・報酬問題担当の専門家に必要な知識と技能を教育することに特化した講習会も開催している。

これらを、基本的には 3人の教授陣と 2人のスタッフで運営しているが、それとは別に10人ほどの協力者もいる。

開催プログラムは、そのときどきの状況に合わせて決定されているが、最近のものを例示すると以下の通りである。

「労働協約の取り扱い方」、「業績管理制度の導入」、「業績給の導入」、「公正労働基準法と平等賃金」、「ハラスメント」、「人事戦略」、「雇用平等とアファーマティブ・アクション」、「労働仲裁制度」

### (4) 大学院プログラム (アカデミック・プログラム)

さて上記二つの部門と並行して、大学院プログラム（アカデミック・プログラム）がおかれていく。創設されたのは1965年である。

既述したように、人事労務と労使関係の修士課程及び博士課程がおかかれている。2004年6月の時点でみると、ドクター・コースには4人、マスター・コースには90人の学生が学んでいる。ドクターコースの学生が取得できる学位は「社会科学博士（労使関係と人的資源）」PhD. in Social Science with a concentration in Industrial Relations and Human Resources であり、マスター・コースでは「労使関係と人的資源」修士（the Master of Labor Relations and Human Resources, MLRHR）である。このアカデミックコースの専任教員は、経済学、労使関係論、組織行動論、人的資源論、賃金論、労働法など11名である。

以下、マスターコースを中心に紹介する。

第1に、マスターコースの主目的は研究者養成ではなく、雇用関連問題の専門能力を育成することに主眼がおかれている。

具体的には人的資源管理（人事労務管理）と労使関係（団体交渉）の双方の知識と専門的技能の育成である。その専門的技能は、例えば、人材募集と採用、能力開発と訓練、賃金と報酬、労働協約の交渉と管理、職業上の健康と安全問題などである。こうして MLRHR は、人的資源の管理だけでなく労働組合及び労使関係に造詣の深い人事労務の専門家の育成、あるいは労働組合と団体交渉についての知識と技能だけでなく人的資源管理について造詣の深い組合役員の育成、これがめざされている。後述するカリキュラムにそれが良く反映されている。

アメリカの多くの大学がそうであるように、ここも、夏、秋、春のどの学期からでも入学できる。手元にある資料に依拠して、2003年秋学期に入学した45人の内訳をみてみよう。まず平均年齢は26才（03年は25才）で、学部から直接に入学してきた学生は19人であったというから、約6割が一度就職を経て入学してきたことになる。注目したいのは男女比である。男性15名、女性30人というから、女性が男性の倍になる。この比率はほぼ一定で、女性が相対的に多い傾向は1970年代半ばから

始まった傾向であるという。64年成立の公民権法のタイトル7（雇用機会均等）以降、人事労務関連の仕事は女性が好む仕事の一つになったという<sup>5)</sup>。

第2に、設置科目とカリキュラムの特徴をみてみよう。

学位取得のための最低必要単位数は36単位で、通常は1科目3単位になっているので、12科目取得しなければならないことになる。そのうち必修科目とされているのが次の7科目21単位である。

- ・労働市場 Labor Markets (3),
- ・労働と労使関係における組織行動論 Organizational Behavior in Labor & IR (3),
- ・人的資源戦略と決定 Human Resource Strategies and Decisions (3)
- ・給与と諸手当制度 Compensation and Benefits Systems (3),
- ・労働と労使関係分野の資料分析 Date Sources in Labor and IR (3),
- ・団体交渉 Collective Bargaining (3),
- ・労使関係分野の法 Law of Labor-Management Relations (3),

人事労務と労使関係に関する科目的バランスに留意されたい。また5番目の「資料分析」の科目は、統計学的な手法を学びながら、「労使関係と人事労務に関わる資料の評価、利用、解釈」の能力を育成するものであり、また「それらの資料を使ってプレゼンテーションやレポート作成の方法」をも学ぶ。アメリカの社会科学系では一般的であるという。さらに日本のMBA大学院では法律関係があまり重視されているとは言い難いが、ここでは労働法が必修科目となっていることに注目すべきであろう。

また受講生の便宜を考慮して、必修科目は年間に2回開講される。いくつかの科目は夏休みにおこなわれる。さらに少なくとも4年に1回程度は夕方遅くや夜に開かれる。これは仕事をしながらパートタイムで学ぶ学生の便宜をはかってであり、こうしたパートタイム学生でも3、4年以内に学位を取得できるようになっている。

選択科目は学期によって多様であるが、用意された科目から15単位以上取得しなければならない。2003年秋学期に提供されている科目は次の通りである。

- ・労働組合の歴史・構造・運営 Trade Union History, Structure, and Administration (3)
- ・教育訓練開発 Training & Development (3),
- ・組織開発と変革 Organizational Development and Planned Change (3),
- ・高業績の労働システム High Performance Work System (3),
- ・人事情報システム Human Resource Information Systems (3),
- ・国際労使関係／人事システム International IR/HR Systems (3),
- ・交渉と問題解決 Negotiation and Conflict Resolution (3),
- ・雇用法 Employment Law (3),
- ・労使関係と人事分野の個人研究 Independent Study in Labor Relations and HR (3),
- ・特別講座 Special Topics in Labor Relations and HR (1~15),
- ・修士論文 Master's Thesis Research (3~6),
- ・組織開発と人事労務のセミナー Seminar in Organizational Behavior and HR (6),
- ・雇用関係の理論と調査 Employment Relations Theory & Research (6)

実に多様な科目があるが、学生はこれ以外も、例えば学外の関連科目でも単位取得できるという。最近の日本でもそうだが、研究目的（博士課程への進学）でない学生は修士論文執筆が義務づけられているわけではなく、選択制となっている。ここでもまた団体交渉とその解決に関する科目、雇用平等をメインにした労働法の科目などが設置され、実践が強く意識されていることを窺える。またより高度な内容を期待する学生には、特別講座やセミナー、理論研究と調査などの科目が設置されているが、これらは誰でもが受講できるわけではない。一定の単位数と一定の科目を履修していることが条件になっている。

必修科目と選択科目の全体を通していえることは、学位名に相応しく、労使関係と人事労務関連の双方の科目が配置され、それを繋ぐように雇用と労働に関わる法律科目が配置されていることである。また日本の大学院と比べて必修科目が多い

ことも特徴的である。「IRの知識を備えたHR専門家の養成」と「HRの知識を備えた組合リーダーの要請」というねらいが反映されたカリキュラムだといえるのではないだろうか<sup>6)</sup>。

最後に、卒業後の進路をみておこう。

数名のドクターコースへ進学する学生を除いて、卒業生のほとんどは「人事労務(human resource management or personnel)、労使関係(labor relations or collective bargaining)、あるいは両方の仕事の担当者として、民間、公営、NPOの企業や労働組合で働いている」。

すでに2,000人を越える修士課程の卒業生を世に送っているが、卒業生の勤務先リストをみると、自動車ビッグ3、GE、IBM、マイクロソフトなど有名を含む企業から、UAWなど労働組合、州政府などの公務員など、あらゆる組織で働いている。

担当している職務内容については次のように記されている。「募集と採用の職務、訓練や能力開発などの教育担当職、賃金や手当の設計や管理の担当職、労働協約の交渉と管理の労使関係担当職、その他、苦情処理、雇用機会均等、職業安全衛生、労使仲裁・調停などの担当職である」。

職務分類と職務内容が厳格なアメリカだからこそその傾向であろうが、労働組合にも仕事を得てているなど、彼我の違いを感じざるをえない。

## II SLIR のあゆみ

軸足を労使双方におきながら高度な職業人を養成していくSLIRの特徴は、MSUだけの特徴ではない。エクステンション・プログラムとして労働組合とその活動家、市民向けにおこなっているものまで拡大してみると、かなりの数の大学をリストアップできるはずである。

MSUのSLIRが当初よりそのような性格をもっていたわけではない。ここに至るまでは、大学と関係諸団体の努力があった。それは同時に、アメリカの労働運動と人事労務、労使関係、さらには全国レベルの政治的情況を映し出したものもある<sup>7)</sup>。

SLIRは、1956年1月、労働と労使関係センター Labor & Industrial Relations Centerとして創設された。それ以前は大学の社会人教育部門で労

働者教育プログラム Labor Education Program (LEP) としておこなわれていた。実はそのLEPもCIOや AFLなどの労働組合リーダーたち要請で1953年に発足したものであった。しかし「大学は、企業の人事管理の要請に応えるだけでなく、労働と労使関係問題の調査や公共的なプログラムもおき、目に見える形で社会的な要請に応えていくべきだ」とされ、センターとして独立したのである。

この設立には、既述したように、MSUそれ自体の設立の趣旨、ランドグラント大学 land-grant university という特徴も強く影響している。LIR初代所長となったキリングワース C. Killingworth教授は、当時の学長に、「大学は、労働運動のために課外教育講座を拡大する資源もあるし、義務もある」と進言した。学長も「MSUは、農業関係に比べて、非農業人口や産業にたいする人材育成と知識開発に積極的ではないし、いまこそこのアンバランスに取り組む時期なのだ」ということを理解したという。

発足したLIRセンターは評判を呼び、急速に発展した。毎年の30~50の教育プログラム、特別プロジェクトなどがおこなわれ、数千人が参加した。記録によると、その受講生の60%が労働組合の役員であり、その40%がUAWのリーダーとメンバーだったという。受講生の平均年齢は39才であった。教科の中味は、組合の職場委員としての仕事に必要な知識、職場の苦情の取り扱い方、話し方、議会での処理方法とコミュニケーション技法、経済学、道徳的な組合活動、法律問題、労働者の家族と家計問題などの科目まであったという。

しかしこのような情況は長くは続かなかった。1960年代にはいると、すぐにセンターの存亡に関する困難がうまれた。

一つはセンターが実施している人事管理講座 Personnel Management Program Service が「経営学部の領域を侵害している」と経営学部から批判を受けたことであり、もう一つは労働関係講座が組合側に偏向しているとするキャンパス外からの批判であった。

この後者の批判は州議会を巻き込む大争点となつた。1961年6月、州議会である議員が二つの根拠をあげて、「センターの活動は組合側に偏向している」と主張した。その二つの根拠とは、センター内では経営側の視点に立つ唯一の人物・副所長だっ

たロジャー氏が解雇されたこと、センターが作製した映画「ミシガン州の労働者」は AFL-CIO の宣伝映画だというものである。

大学側も学長を先頭に全面反論に出た。「MSUはビジネス関連のたくさんのプログラムをもっており、労働組合にたいするよりは経営者へのサービスが何倍も大きい」と。

この様子を傍聴していたある大学院生の記録が残っている。「議会は超現実的だった。フランス（MSUを批判した議員）は1900年代初期のミシガン鉱山の反乱についての調査コピーをもちだして、センターが階級革命を扇動している証拠だと激しく非難した。それは異様だった。そのマッカーシズム的雰囲気にゾッとさせられた」。

結局、このミシガン州上院議会での議論は、提訴議員の主張を退ける決定を下した。同時にまた、MSU側には LIR センターを課外教育活動ではなく、正式な学術教育プログラムとして再編するよう求める決議をした。

こうした経過を経て、LIR センターは1962年7月に労働・労使関係研究科 School of Labor & Industrial Relations と名称変更した。それは、従来までの「労働者教育講座」（LEP）と「人事管理講座」（PMPS）に加えて、新たに学術部門を創設したこと、そして組織的には社会科学部の一部になったことの反映であった。

1965年には単位付与の大学院プログラム労働・労使関係修士（MLIR）コースを設置した。続いて PhD コースも付け加えられたのである。さらに1995年には修士の学位名を MLIR から「労使関係と人的資源修士」MLRHR に変更した。

こうして、MSU の SLIR はときどきの政治と経済の情勢を背景に、多くの関係者の努力で維持・発展してきた。とりわけランド・グラント大学という伝統と、製造業を中心とした労働組合運動を基盤とし、内外の批判に応える形で労働側と経営側のバランスを考慮しながら、発展してきたことがわかるだろう。

このことは同時に、製造業の衰退と労働組合の低迷に直面する現在、SLIR が新しい困難な課題に直面していることを意味する。かつては年間で 8,000～11,000 人も集めた課外コースの参加者も減少しているという。新たな対応策が求められるところだが、学位名のなかに人的資源を明記したこととそのことと無縁ではない。また既述した革

新的労使関係システム Program on Innovative Employment Relations System もその対応策の一つとみなせるだろう。LEP の責任教授ジョン・ベック John Beck 氏はいう。「集団的な労使関係が個別化されている今こそ、労使関係に精通した人事の専門家、人事労務に精通した組合リーダーが求められているのです」。これをどのようにカリキュラムに反映させるのか、SLIR の新しい重要な課題である。

### III 人事労務と労使関係の専門家養成の大学院

MSU の SLIR は特別にユニークな機関なのだろうか。Business Administration 以外に、その一分野である Industrial Relations や Human Resources を学位名に明記し、人事や労務、労使関係の専門的職業人を養成することを主目的にした機関は全米にどれだけあるのだろうか。

ウェブサイトを通して調べ、まとめたのが図表 2 である。注に明記したように、MBA を除外し、修士の学位名に Labour, Industrial Relations, Human Resources, Employment Relations などが入っているところを検索した。MBA を除外した理由は、人事労務と労使関係に特化した専門家養成機関を知るためにある。また労使関係 IR や人事労務 HR を明示していないなくても実質的に当該分野の専門教育をおこなっているところはあるだろうが、それも除外した。要するにここで知りたいことは、IR と HR の専門的職業教育を主目的とした大学院修士課程の実態である。ウェブサイトを通したものであるから、精度については確かではないが、およその傾向を知ることができる。

この表からわかるることは以下の通りである。

まず第 1 に、これらの大学はすべて東海岸から中西部にあり、西海岸は皆無である。MBA の場合はもちろん全国に散らばっているのだが、MIR や MHR の場合は東海岸と中西部に集中している。何故だろうか。いくつかの例外はあるが、古くからの製造業が多い地域であること、そしてこれら州の労働組合組織率は全米でも高い地域であることが関係していると思われる。製造業、高い組合組織率、活発な労働運動、こうした要因を結びつけてみれば、確かな因果関係を検証しては

図表2 人事労務・労使関係修士課程を設置している主要大学

	大 学	機 関	学 位	学生数(女性比%)	備 考
1	Univ. of Akron	Dep of Economics	MA-LIR	22 (36%)	
2	Univ. of Cincinnati	McMiken College of Arts & Science	MA-LER	35 (63%)	
3	Cleveland State	College of Business Administration	MLRHR	55 (73%)	
4	Cornell Univ.	School of Industrial & Labor Relations	MILR	140 (-)	マネジメント・スクールとの共同でMBAとの複合学位も可能
5	Univ. of Illinois	Institute of Labor & Industrial Relations	MHRIR	150 (66%)	ロースクール、及びマネジメント・スクールでJD、 MBAとの複合学位も可能
6	Indiana Univ. of Pennsylvania	Industrial and Labor Relations	MA-ILR	47 (40%)	
7	Iowa State	IR Center	MS-IR	18 (89%)	
8	Loyola Univ. Chicago	Institute of HR & IR	MS-HR MS-IR	150 (73%)	
9	Michigan State	School of Labor & IR	MLRHR	130 (67%) 平均年齢26歳	マネジメント・スクールとは別組織 ロースクールでJDとの複合学位も可能
10	Middle Tennessee State.	College of Business	MA-IR	49 (35%)	
11	University of Minnesota	Carlson School of Management	MA-HRIR	240	マネジメント・スクール内の一部門
12	New York Institute of Technology	School of Management	MS-HRMLR	122 (79%)	
13	Ohio State	Fisher College of Business	MLHR	84 (69%) 平均年齢27歳	ビジネス・スクール内の一部門
14	Purdue Univ.	School of Management	MS-HRM	-	ビジネス・スクール内の一部門
15	Pennsylvania State	Graduate School	MS-IRHR	9 (78%)	
16	Rutgers, State Univ. of New Jersey	School of Management and LR	MHRM MLER	240 (67%) 平均年齢30歳	アカデミック・コース以外に労働関連のエクステンションセンターあり
17	Saint Francis Univ.	School of HRM & IR	MHRM	105 (67%)	
18	Virginia Commonwealth	School of Business	MS-HRIR	8 (63%)	
19	Wayne State	College of Urban, Labor & Metropolitan Affairs	MA-IR	35 (66%)	
20	West Virginia Univ.	College of Business & Economics	MS-IR	45 (53%)	
22	University of Wisconsin	UW-Milwaukee	MHRLR	63 (71%)	経営、人文科学の各学部の共同運営
23	Univ. of Hawaii	College of Business Administration	MHRM	-	2003年春に新規開設

注1) 学位名でリストアップしている。

2) MBAコースで人事労務や労使関係を集中的に学習する場合でも、学位がMBAとなっているものは含めていない。

3) 太字表示は比較的よく知られた有力校と思われるもの。

4) 学位の最初のM = Master of, MS = Master of Science, MA = Master of Arts

5) LR = Labor Relations, IR = Industrial Relations, HR = Human Resources, HRM = Human Resources Management, ILR = Industrial & Labor Relations, LER = Labor & Employment Relations

いないが、IR や HR についての社会的必要性を指摘できるのではないだろうか<sup>8)</sup>。

第 2 は学生のなかの女性の比率が高いことである。1, 2 の例外はあるが、おしなべて女性比率は高い。6 割から 7 割、中にはアイオア州立大学のように 9 割近くのところまである。既述した MSU のマイケル・ムーア教授がいうように、この傾向は1964年成立の公民権法のタイトル 7（雇用機会均等）以降、1970 年代半ばから始まった女性の職場進出と結びついているようにみえる。この点はジェンダーの視点からどう評価すべきなのか、分析し直す必要がある。ここではその事実を指摘するだけにとどめざるを得ない。

第 3 に指摘できることは、パートタイム学生が多いことである。それぞれ定員を設けているわけではないので、実態の詳細は不明である。それゆえ、図表には明示できなかった。ほとんどの場合、パートタイム学生の便宜を考慮して、必修科目は学期毎に昼と夜を入れ替えている。例外はミネソタ大学カールソン経営大学院である。140人がフルタイム学生、100名がパートタイム学生で、日本のように昼間部の大学院と夜間大学院を区別しているという。いずれにせよ、ここにあげられた大学院のすべてにいえることであるが、働いている人のキャリアアップに積極的に応えようという姿勢をみることができる。必然的に学生の年齢は上がる。例えば、ミシガン州立大学は学生の平均年齢は26歳、オハイオ州立は27歳、ロジャー大学は30歳となっている。

第 4 に、私たち日本人にもよく知られているハーバードやスタンフォード、MIT などの超有名校はみられない。これらの大学はむしろ MBA が有名で、全米で700校もあるという MBA の頂点にたっている。しかし IR と HR の専門コースは設けていない。これらの大学は、研究ではトップクラスではあるが、それを専門とする教育という面では企業経営全般を扱う MBA コースのみなのである。しかも2002年のウォール・ストリート・ジャーナル紙の調査では、MBA のトップ 3 は、ペンシルバニア大、ダートマス・カレッジ、ミシガン大であり、ハーバードは 8 位、MIT は 22 位、スタンフォードはなんと 30 位なのである<sup>9)</sup>。研究重視型の大学と教育重視型の大学の棲み分けが進んでいるのであろう。

このようにみてくると、表に掲げた23校という

数、数量的には少数ではあるが、それぞれ HR/IR の高度な専門的職業人を教育する大学として注目してよい。もっとも HR や IR を学位に明示せずとも関連領域で育てている可能性は大いにあり得る。例えば、ミネソタ大学では人材開発（HRD）は教育学部でもおこなわれて、その分野では全米で屈指の機関である。アメリカ労使関係学会（IRRA）が1998年に調査したものによると、「労使関係と HR」関連の学位を出していいる大学院は全米に81校あるという<sup>10)</sup>。ここではそのほんの一部しかリストアップしていないが、HR/IR の高度な職業人教育を目的とした大学院修士課程が相当数存在していることが確認できればよい。

個別の労使関係が重要性を増しているいま、この分野のバランスのとれた専門家の社会的需要は、今後も高まることが予想される。事実、図表の最後に掲げたハワイ大学は2003年に人事労務管理の修士課程を新設した。

## おわりに — 私たちへの示唆 —

どのような見地からであろうも、雇用形態が多様化し（終身雇用慣行の動搖）、処遇基準が個別化し（年功処遇の排除）、それとともに労働組合の機能が弱体化してきている（企業別組合の限界）ことは誰しもが認めるところであろう。これらの傾向は、社会的文脈が同一ではないから現れ方は同じではないが、日本のみの傾向ではない。例えば、アメリカでもコンtingent・ワーカー Contingent Worker として雇用の多様化は注目されているところであるし、賃金もペイ・フォー・ナレッジ Pay for knowledge や能力給 Competency based pay などとして処遇が個別化しつつある。こうした変化の流れは一時的ではなく不可逆的なものであるとするなら、人事と労務、労使関係をめぐる問題は、企業側にとっても、また働く側にとっても、重大である。とりわけ雇用の流動化と処遇の個別化は、日本にとっては雇用環境の180度の転換を意味するだけに、深刻である。

これらの見通しに大きな誤りがないとすれば、変化の結節点にいる人事労務の担当者と組合のリーダーたちの役割は重要である。公正・公平な雇用

と処遇は、両者の正当で対等・平等な緊張関係、対抗関係のなかでのみ実現する。そこにこそ真の意味での労使協調（労使癒着ではない！）があるとすれば、私たちの国のそれとは大きな違いがある。労使関係に精通した人事労務の担当者の育成、人事労務管理に造詣がある組合リーダーの育成、その意義は計り知れない。

社会的文化的背景が大きく異なるのだから、考察してきたアメリカのHR/IRの修士課程をそのまま日本に適用できるはずもない。しかしアメリカの経験は私たちにいくつかの示唆を与えているように思う。以下3点だけ指摘しておきたい。

第1に、職業教育の先進国・アメリカは、ジェネラリストタイプのMBAのみでは現実に生起する人事労務の問題を対処しきれないと示している。HR/IRに特化した職業能力育成である。この点は十分に論じられなかったが、ある意味では、職場レベルの労使関係と人事労務の重要性を彼らなりに日本から学んだ成果に違いない<sup>11)</sup>。しかもそれをマネジメントサイドだけの問題ではなく、組合サイドの問題としても教育していくこうという姿勢は、私たちは大いに学ぶべきである。

第2に、労働法と統計的な処理分析に関する科目はどの機関でも共通して必修化されている。私たちの国では必修化はおろか、設置すらされていない所も多いのではないだろうか。考えてもみれば、この二つはHR/IRの専門的な職業能力としては基礎をなすものである。ここには連邦法以上に州法が重んじられるアメリカの特殊事情があろうし、統計的分析手法を重視するアメリカの研究界の反映という面も無視はできない。しかし実学に徹する以上は、職業能力向上の基礎として、私たちへの貴重な示唆であると思われる。

第3に、これがもっとも重要なのであるが、雇用が流動化すればするほど、また処遇が個別化すればするほど、労使双方にとって雇用と人事労務の社会公準が必要になる。雇用と人事労務は人々の生活基盤そのものであるから、経営管理のみの視点では不十分である。働く側からのアプローチを不可欠とする。「社会的公準」という点では法による規制の有効性はいうまでもないが、しかしその実際は個々の職場そのものの問題なのである。ここにこそMBAとは別にHR/IRの修士課程を設けている根拠があると思われる。私たちの国に見合った形での具体化が必要ではあるまいか。

## 注

- 1) 筆者は同研究科の客員研究員として2002年10月から2004年9月まで滞在した。本稿で紹介する内容もそこで得た資料を基本にしている。
- 2) そのようなコミュニティ・カレッジの一つ、ヘンリー・フォード・コミュニティ・カレッジを訪問したことがある。そこは、アメリカでごく普通に見られる公教育としてのコミュニティ・カレッジと、もう一つは職業徒弟訓練部門の二つから成っている。そこではフォード社に働くUAWの若い組合員たちが徒弟訓練生（Apprenticeship）としてプログラミングの演習に取り組んでいた。Henry Ford Community College, Career Pathways, 2003.
- 3) UAWは組合員たちの技能教育のために、ビッグ3とそれぞれ協約を結び、いくつかの地域に技能訓練センターを設けている。
- 4) 同研究科のホームページ  
<http://www.lir.msu.edu/index.html> より
- 5) 同研究科のマイケル・ムーア（Micael Moore）教授の話し。
- 6) 法律関係に関しては、同じミシガン州立大学の法科大学院との複合学位プログラムをもっている。希望する学生は、両校からそれぞれ最大限9単位読み替えることができ、正規学生として4年でそれぞれの学位（MLRHRと法学博士 Juris Dr）を取得できるという。
- 7) 以下は、John L. Revitte (2004, 未公刊の論文)による。
- 8) 西海岸に位置するものは一校もなかったとはいえ、「市民教育センター」や「労働者教育センター」のような、エクステンションセンターとしてはたくさんある。オレゴン大学、カリフォルニア大学バークレー校、UCLAなどにはしっかりしたセンターがあり、活発な活動をしている。だが学位付与の正式な教育組織ではない。
- 9) このランキングは企業の採用者による26項目の評価ポイントの総合評価である。  
<http://www.collegejournal.com/bschool04/rankingsatglance/top50.html>
- 10) IRRA, Industrial Relations and Human Resource Degree Programs in the US, Canada, and Australia, 1998.  
 なお、この学会は2004年に雇用関係学会 Labor and Employment Relations Association に名称を変更した。

- 11) この点については以下を参照されたい。  
 サンフォード・ジャコビー（鈴木・伊藤・堀訳）  
 『日本的人事部・アメリカの人事部』東洋経済新報  
 社, 2005年

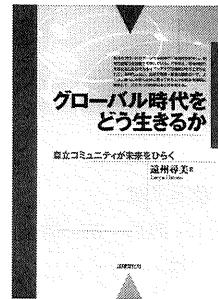
## 参考文献

- [1] 熊沢 誠『働き者たち泣き笑顔』有斐閣, 1993年。
- [2] 熊沢 誠『日本の経営の明暗』筑摩書房, 1998年。
- [3] 黒田兼一「労務管理をめぐる動向と21世紀の課題」『経済科学通信』第96号, 基礎経済科学研究所, 2001年。
- [4] 日経連『新時代の「日本の経営」——挑戦すべき方向とその具体策』1995年。
- [5] 和田充夫『MBA』講談社新書, 1991年。
- [6] Kaminski, Michelle, "Teaching Leadership to Women: the Use of Stories", *Labor Studies Journal*, Vol. 28, No. 2, 2003.
- [7] Haddad, Carol J. & Revitte, John L., *From Calumet to Kalamazoo, a Discussion and Resource Guide for Teaching Michigan Labor History*, Michigan State University, 1985.
- [8] Henry Ford Community College, *Career Pathways*, 2003.
- [9] Henry Ford Community College, *Trade & Apprentice Catalog/Schedule*, 2003.
- [10] IRRA, *Industrial Relations and Human Resource Degree Programs in the US, Canada, and Australia*, 1998.
- [11] Jacoby, Sanford M., *The Embedded Corporation*, Princeton University Press, 2005.
- [12] Michigan State University, *2003-2004 Application for Graduate Study*, 2003.
- [13] Miller, Whitney, *East Lansing Collegeville Revisited*, Arcadia, 2002.
- [14] Okemos High School, *Guide to Curriculum for Students and Parents 2004-2005*.
- [15] Revitte, John L., *Michigan State University's Late McCarthy Era "Witch-hunt" Controversy: From a Labor Education Program and a Labor & Industrial Relations Center to a School of LIR at Michigan's People's College, and Related SLIR & LEP, aka LPS, Historic Highlights*, 2004.
- [16] School of Labor & Industrial Relations, *Master of Labor Relations & Human Resources*, Michigan State University, 2003.
- [17] School of Labor & Industrial Relations, *Interdisciplinary PhD in Social Science*, Michigan State University, 2000.
- [18] School of Labor & Industrial Relations, *2003-2004 Graduate Programs*, Michigan State University, 2003.
- [19] UAW-DaimlerChrysler National Training Center, *Technology Training Center Course Catalog*, 2003.
- [20] United Association for Labor Education, *UALE Directory*, 2002.  
 (くろだ けんいち 明治大学)

遠州尋美著

## 『グローバル時代をどう生きるか — 自立コミュニティが未来をひらく —』

法律文化社 2003年4月 本体価格 2500円



9月の総選挙では、グローバル化を信奉して「構造改革」という題目を掲げ、政府の役割を放棄し、地域を切り捨てていこうとする与党が、ふるさととのきずなを忘れつつある多くの都市住民の支持を受けて信任された。本書は、このような時代だからこそ、大学生を初めとした若い世代に読んでほしいものである。なぜならば、グローバル化の負の側面が増大する現代において、ひとりひとりの生活の質の向上を確保し、かつ持続可能な社会を目指すためには、現代の経済システムの構造を理解し、ひとりひとりが目指す世界観を持ってその実現に参画する市民の存在がこれまで以上に必須となっているからである。

筆者によると、本書は、「大学2年生に半年間で講義する『地域政策』の教科書として使用すること」を目的に書かれている。ただしその多くが高校時代に「政治・経済」を履修していない学生にも理解できるように（「あとがき」）、グローバル化の進む世界をひとりひとりの学生がどう生きるかを考えるために必要な最低限の内容を具体的かつ平易な語り口で紹介したものである。経済学を学ぶことは「ひとりひとりが与えられた場所で、より良く生きることができる社会を形成することにどのように関わることができるか」を考える枠組みを手に入れることだ」と考えて日ごろ開発学を講義している評者にとっても、筆者の価値観を前面に出して学生に語りかけるこのような経済学・地域政策学の入門書は大きな刺激となった。

次に具体的な中身の紹介をしたい。本書は大きく分けて4つの部分からなる。プロローグの「グローバル時代」では、身のまわりの生活とグローバル化の関わりを示し、読み手に自らが近代経済システムの中でのグローバル化への過程の中に生きていることを認識させようとしている。さらに、今私たちが体験しつつあるグローバル化が、「産業革命」「大量生産・消費経済」に続く近代経済システムの三度目の大きな歴史的転換であると説明している。このことは続く3章でくわしく説明される。まず、第1章「グローバル化の出発点—アメリカ大企業の選択」では、生産者が自らの生産したものを購入できるというフォード主義と、その

限界から生み出された多国籍企業を説明している。第2章「グローバル化の進展—プラザ合意と日本企業の多国籍化」では、日本企業の海外進出を円高とアジアの低賃金労働から説明している。この2章でアメリカ企業が引き金を引いたグローバル化を日本企業が促進していった過程がアメリカの通貨政策を理由として描かれている。第3章「グローバル化の恩恵」は、グローバル化の進展に伴い全体としてアジアの経済成長が達成され、途上国の貧困緩和をもたらしたというグローバル化の肯定的側面を説明している。また、読者の多くが実際に生活の中で身近に感じているであろうユニクロの事例を用いて、消費者の立場からのグローバル化の積極的側面を紹介しており、このあとの、これらのメリットが「本当にそうであろうか」という問題提起へと読者を惹きつける工夫となっている。

続く第4章から第8章まででは、このようなグローバル化の負の側面を中心に分析し、わが国および世界の経済の今後のあり方を示唆する前提となる情報を提供している。まず第4章「グローバル化と平成大不況」では、「失われた十年」と言われる深刻な不況がグローバル化による行過ぎた価格破壊と、それに伴う雇用の流出が大きな原因であることを中心に説明している。第5章「技術立国・日本の危機」は、アメリカ企業が得意とする「ブレークスルー」技術革新に対して、日本企業を牽引してきたのは先端的技術を一般家庭に応用化し量産化する「フォロースルー」能力であったが、その能力が生産の海外移転に伴い失われ、結果として技術開発力が弱まっていることを説明している。第6章「地域の空洞化：社会的生産基盤の崩壊」では、形は異なるがわが国の製造業を支えてきたトヨタや東京大田区・東大阪の機械金属産業などの集積メリット（筆者はこれを社会的生産基盤と讀んでいる）が、グローバル化により崩壊しつつあり、商店街を含む地域の空洞化が起こっていることを説明している。特に、試作品の製造は、必要な何百という技能のうちひとつでも失われたら不可能になることから、わが国の中小零細機械金属工業の集積地域が取り返しのつかない状況になっていることを強調している。第7章「グロー

バル化と途上国」は、一見成長を続けているように見えるアジア諸国の成長が、輸出志向工業化に頼っている限りゼロサム的競争になり、勝者がいないことを警告している。さらに、途上国の工業化は技術移転を必ずしも伴っておらず、また深刻な環境問題を引き起こしていることを説明している。第8章「金融グローバル化とアジア危機」では、タイを事例に1997年のアジア金融危機を、「ヘッジファンド」や「金融デリバティブ」という国際金融の側面を含めてわかりやすく説明することで、「カジノ経済」の問題をまとめている。

第9章から第12章では、それまで述べたグローバル化の悪影響をどうやって克服するかについて筆者の研究成果を基に展望を論じている。まず、第9章「グローバル化と国家の危機」は、国民の経済を守ることのできなくなった国家の弱体化を説明している。第10章「戦後地域開発の歩みと社会的生産基盤」では、国家の役割の低下に伴い、相対的に重要さを増す地域の役割について、わが国の地域総合開発の変遷とその国民生活への影響説明したうえで、筆者の中心命題のひとつである第11章「社会的生産基盤の再構築」へとつなげている。具体例として、阪神淡路大震災の復興が住民を中心としたものでなかった教訓等から「人の住まないまちに未来はない」「必要なのは成長神話からの脱却」等の普遍化できうる概念を紹介している。さらに、過疎地を中心としたまちづくり事例を「特産品づくりから一村一品へ」「一人一芸の岩手県大野村」「文化と景観づくりで輝く長野県小布施町」などから取り上げ、地域における社会的生産基盤の再生の可能性を描いている。第12章「格差と貧困克服をめざす地球規模のパートナーシップ」では、グローバル化の負の側面の中心課題である経済格差を、グローバル化がここまで進んだ状況においてどう克服するかについてその展望を論じている。それはフェアトレードの原則による貿易や投資である。

まとめの13章「経済システムの歴史的大転換」とエピローグ「グローバル社会と地域の自立」はグローバル化をもたらした経済システム転換の歴史的意味について概念化するとともに、公正なグローバル経済の必要性を説いている。その上で自立する地域の役割の重要性を論じ、そのため読者である学生が自分の責任

を果たすことを促している。

全体を読んで気づいたことは、日本のものづくりの歴史を見る筆者のやさしいまなざしである。技術系出身の筆者が、その体感をもとに現代社会を分析していくと見るのは読み込みすぎであろうか？ 多く紹介されている事例も、地域に生きる人々の視点が描かれており、抱える問題についても、ともに克服しようとする姿勢で紹介されている。惜しむらくは、住民参加による地域づくりについて、持続性やリーダーシップ、開放性などの課題について、より批判的な評価も加えて、闇いの現状を若い読者に紹介してほしかった。さらに、筆者らは国内外の事例について豊富な研究成果を持っているのだから、近代化や経済成長とは異なる価値観による地域の自立について、ローカルで成り立つ大きな理由のひとつである地域の固有資源と住民との相互関係についても少し詳しい説明がぞまれるのではないだろうか？ そうでなければ、机上の理論でものごとを普遍化したがる巷の政治学者や経済学者と、事例・個人・地域・問題の具体性を重視する筆者の違いが際立ってこないと考えられる。

実際に評者も日々経験しているが、「経済学」を学ぼうとする大多数の大学生が日常の生活感覚の延長としての「経済学」を感じることが困難となっている。ましてや、グローバル化の功罪がどこまで自分たちの日々の生活に密接に関係しているか考えて経済学を学んでいる学生は稀であろう。その意味で本書のように日常生活の中で身の回りに起こる事例からグローバル化の仕組みまでを解き明かした教科書の存在は重要である。教科書の体裁をとっているが、その内容は、けっしていわゆる教科書的な通り一遍の説明ではなく、筆者らが1990年代から行ってきた科学研究費による調査研究の成果をふんだんに利用しており、興味深い具体的な事例も多く紹介され、筆者の目指す「学問的にも刺激的な」書物となっている。ただ、筆者の語り口はあくまでもやさしく、読者の覚醒を呼びかけるなら、「君たちは就職できない。」とか、「貧困がはびこり、やがて海外に出稼ぎに行く世代」というような、あえて脅しを含めた語りかけをしてもよかったのではないかだろうか。

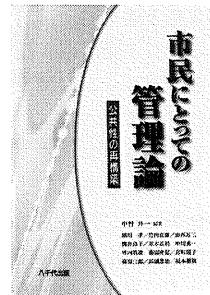
（西川芳昭 名古屋大学大学院国際開発研究科）

## 書評

中村共一編著

**『市民にとっての管理論 公共性の再構築』**

八千代出版 2004年4月 本体価格 2900円



本書は市民社会研究会のメンバーを中心とした13人の執筆陣による論文集である。「成長主義」に呪縛された大企業管理がもたらす過剰消費の矛盾が限界点に達し、企業における「市民的公共性」の構築によって、「資本を社会のなかに埋め込んで」(55頁)いく必要があるという共通の課題意識から執筆されている。

序章(編者執筆「市民管理への基礎視角」)では、市場経済を支えた企業管理の破綻という歴史的認識に立って、市民管理のもつ歴史的意味を解明しつつ、本書全体基礎的視角が提示されている。その上で第1部(「過剰市場社会と市民管理」)の9章と、第2部(「市民管理の科学に向けて」)の3章との2部構成として編成されている。

各章の冒頭にはその章の狙いが要約されており、それを中心に第1部の各章の内容を紹介しよう。

企業不祥事の実態から見て、企業倫理研究が深めるべき論点を考察した第1章(「企業不祥事と企業倫理」)、IT化・ネットワーク化の下での自律分散管理が新たな監視形態を生み出しているという認識に立って、企業の理性的管理のための方法を考察した第2章(「現代企業の『監視』への凝視」)、消費をめぐる公共性や社会的公準を権利として確立してきた消費者運動の歴史を検討しつつ、現代消費と企業倫理の関係について考察した第3章(「企業社会と現代消費者運動」)、週刊誌の「セクハラ記事」を使用用語の視点から分析しつつ、セクハラ告発が男性にたいする扇情的性格を内在するという逆説的関係を考察した第4章(「週刊誌におけるセクハラ記事のあやうさ」)、現在再編が進められている大学経営にかんして、国家的・経済的大学経営論を批判しつつ、市民的大学経営論を提起した第5章(「国家的大学経営から市民的大学経営へ」)、国家的森林管理の失敗にたいする地域運動としての市民的森林管理の新たな方向について考察した第6章(「森林・国家・市民」)、1950年代以降の日本の現代史における民衆空間(広場、路上等)の権力的収奪の歴史と民衆空間の貧困という現状を分析しつつ、民意が蓄積されない不可視の構造という問題を提起した第7章(「民衆空間収奪史」)、行政管理型から市民管理型

への地域社会の変革可能性について検討しつつ、市民的公共を前提とした経営学のあり方について考察した第8章(「市民的公共とNPO」)、家族の「危機」を個人生活の新しい可能性と捉え、シングルマザーのネットワークの経験から、その可能性を考察した第9章(「近代家族の危機」とシングルマザー)。

第1部では、現代日本の企業ないし企業中心的市場と市民生活との相互関係における問題状況が多面的に分析されている。これを受けて第2部では、新しい経済学や経営学のための方法的諸問題が考察されている。その概要は次の通りである。

性差別問題の解明にたいする経済学の取り組み方について検討しつつ、性差別を方法的視点から考察した第10章(「ジェンダーと『経済学』批判」)、会社の背任行為や犯罪を株式会社制度の構造的問題という視点から分析しつつ、会社権力と市民的所有との対抗関係について考察した第11章(「株式会社と市民」)、1970年以降イギリスから発信された批判的実在論を概説しつつ、経営管理現象の原理的把握のための方法的視座を提示した第12章(「現代経営学批判」)。

以上の各章では斬新な問題提起が行われているが、各章の内容の相互関係については必ずしも明瞭ではなく、「市民管理の科学」のための統一像を形成することは困難である。これは、はしがきや序章における編者の問題提起を受けとめつつも、その具体的捉え方が各執筆者にとって、異なっているためではないかと思われる。編者の問題提起を経済学の基礎的領域の視点から再考してみよう。

現代企業は、資本賃労働関係という企業内権力関係だけではなく、企業外部の市民生活や「社会」にたいしても強力な「企業政治力」を發揮している。企業活動がもたらす社会的諸矛盾を解決するためには、多様な利害関係者としての市民が社会的管理のネットワークを通じて、「企業の公共性」を構築すべき時代が到来している。この市民管理の時代における、新たな経済学や経営学が必要であるというのが編者の問題提起である。

この問題提起を経済学の基礎的領域の次元から受け

止めた場合、優先的に考察すべき課題は、直接的な資本賃労働関係の外部領域における独自経済問題としての「土地問題」と「労働力再生産」問題を、前者には環境問題、後者にはジェンダー問題や「人的資本」問題という現代的問題を包摂した広範な経済領域の問題として観察し、この二つの独自経済領域と資本賃労働関係領域との相互作用を検討することであると思われる。なぜなら、第10章で批判的に検討されている事例のように、多くの現代経済学の場合、これらの経済領域の資本主義的独自性についての十分な認識が欠落しているため、現代における三つの経済領域の相互作用という認識に立脚した、新しい経済学の成立が阻まれており、それが「市民管理の科学」の具体的展開を制約していると考えられるからである。

二つの独自経済領域にかかる問題は、本書のいくつかの章でも検討されているが、資本賃労働関係領域との相互作用という視点が内包され、評者にとって特に興味深い論考は、序章、第7章（竹内真澄執筆）、第10章（篠原三郎執筆）である。その内容を以下に紹介しよう。

第7章は、公共的な民衆空間の視点から、ヨーロッパの都市と比較しつつ、戦後日本の都市の土地利用の特質を検討し、市民生活を規定する土地利用の構造的性格を明らかにして、土地問題の経済的独自性の問題を解明している。戦後日本では国家が民衆的空间としての広場を奪い、文化的空間としての大学の都市中心部からの移転を推進すると同時に、土地の商品化を野放しにして、都市中心部が産業空間に圧倒されるという土地利用状況をもたらした。現代日本の都市は、人々の自由な出会いの場でもあり、また民意が蓄積される場でもある人間的な民衆空間を喪失し、その土地利用は、都市中心部の産業空間と周辺部の居住空間とに2分割化され、産業空間と住宅空間の往復という人々の生活時間を規定すると同時に、労働者の会社空間への収容（長時間労働）、少年・少女の学校・塾への収容、家族の全般的ひきこもり（ベットタウン化）をもたらし、人々を機能集団別に分離することによって、人々の生活のボーダー化（分断）をもたらした。

現代日本における土地商品化とそれによる土地独占の極限化は、市民的公共空間の剥奪という生活環境問題をもたらしているだけでなく、評者の私見では、生産力発展という歴史発展的な資本運動の障害ともなっている。このような事態は、国家の土地政策や企業の土地支配によるだけではなく、家族も土地私有化による「ひきこもり」的ベットタウン形成によって、事態の一端を担っていることが示唆されている。ここには現代日本における家族・ジェンダー問題も提起されて

いる。

序章では、労働力再生産とジェンダーの問題にかかわって、「家庭」の経済的性格の独自性の問題が提起されている。女性は生殖的制約のため労働市場からの排除という性差別の下に置かれ、家庭内における家事労働を無償労働として強制されている。家庭は男性労働力の商品化によって市場経済と結合しているが、非市場的関係としての共同的人格関係も内在しており、その意味で家庭は市場経済の境界線上に置かれている。序章では他の非市場的公共活動とともに、家庭が市場経済の外部領域の重要な構成要素とされ、資本賃労働関係の外部領域の独自問題が提起されている。

序章の問題提起を受けて、第10章は、現代的性差別を資本主義に内在するジェンダー（両性関係）問題と捉え、性差別を外的要因と見る代表的な経済理論の批判を行っている。宇野理論批判の立場に立つ二宮厚美氏の所説では、性差別を過去の伝統的家父長制の継承と捉え、宇野理論を継承する立場に立つロバート・アルブリトン氏の所説では、性差別を資本主義に先行する社会の社会慣行と捉えており、両者の認識は基本的に共通している。しかし、妊娠・出産という生理的属性を抱える女性の労働力は、資本にとって価値増殖のための使用価値としては、男性労働力より低く評価され、資本の運動に不可欠な相対的過剰人口に位置づけられることによって、性差別が再生産されている。このような性差別の克服は、男性労働者の労働と生活を女性労働者のそれに等しいものに変えていくことであり、それは資本主義の変容を迫るものである。

このような性差別の理論的把握は、評者の性差別認識と完全に一致するものではないが、性差別を資本主義に固有の労働力再生産の独自性の問題として把握し、性差別の外的要因論を批判する視点には同意したい。

序章、第7章、第10章は、資本賃労働関係の外部領域としての土地・環境問題と労働力再生産・ジェンダー問題の相対的自律的な独自性を解明している。資本主義的生産様式の総体的認識と、それにもとづくその歴史的発展段階認識は、このような認識を前提として可能になろう。本書が提起する「市民的公共性」の問題は、土地・環境問題の歴史的現状を前提とすると同時に、人口構成の歴史的現状を前提とした少産化の衝撃を通じて、女性が男性と等しい社会的市民権を獲得し、主体的「市民」に成長転化しつつある時代としての現代において、歴史現実化しつつある課題であるといえよう。この視点から見て、第11・12章を含む他の諸章でも、多くの興味深い問題が提起されているが、紙幅の都合で取りあげられなかつた。

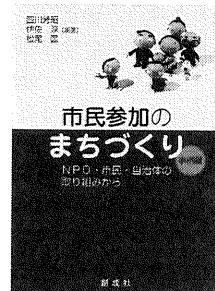
（青柳和身 所員 岐阜経済大学）

## 書評

西川芳明・伊佐淳・松尾匡編著

## 『市民参加のまちづくり【事例編】—NPO・市民・行政の取組から—』

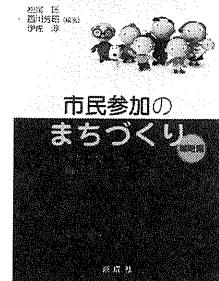
創成社 2005年2月15日 2000円+税



西川芳明・伊佐淳・松尾匡編著

## 『市民参加のまちづくり【戦略編】—参加とリーダーシップ・自立とパートナーシップ—』

創成社 2005年1月15日 2000円+税



このシリーズは、久留米大学経済学部の公開講義から生まれた。1990年代後半、従来公共サービス分野とされた福祉・環境・地域振興などが、硬直性や非効率性に対する批判を受けて民営化されるなかで、逆に弱者の切り捨てとサービス水準の低下が問題となりつつあった。そこで、学生向けであると同時に市民にも開放される公開講座の企画を引き受けた編者らは、官民の対立を乗り越える「市民参加のまちづくり」に着目し、その運動の担い手たちの経験を学ぶ機会を提供しようとしたのである。その最初の成果である『市民参加のまちづくり—NPO・市民・行政の取組から—』(2001年10月出版)は、構造改革を唱える小泉自民党総裁の誕生という時代背景のもとで多くの読者の支持を受けたが、二刷目が完売した機会に、理論編を新たに起こして、2冊のシリーズとして生まれ変わることになったのである。

【事例編】は、3部14章からなる。第1部はNPOのまちづくりへの関与とその意義に焦点をあて、環境問題を軸に地元九州で活動している2事例—九州大学キャンパスの環境創造に取り組む学内NPOと、ゴミ問題を軸に参加型啓発活動を展開する伊万里市の事例—と、サンフランシスコの参加型コミュニティ開発、スコットランドのナショナルトラストによる地域管理が紹介されている。市民活動の役割・支援について制度的な枠組、社会的位置づけが確立していない日本の現実の中で、手探りながら新しい分野を拓きつづける日本の事例の初々しさと、既に数十年～百年の時を経て社会システムの中に確固たる位置を占めてるアメリカ、ヨーロッパの事例との対比が面白い。

第2部は、市民参加の基礎となるひととの意識や想いを結集するシステムに焦点をあてている。高齢者の社会参加を促すまちづくりのあり方、まちづくり条例の草分けとなりまちづくりの成功例として名高い湯布院と長浜、拠点施設を核にボランティアを励ます仕組みを築いた参加型文化活動を取り上げている。いずれも先進事例として描くだけでなく、限界と展望についても率直に記されていて参考となる点が多い。

第3部は、参加を促すシステムが中心的論点だ。犯罪が急増する中で安心・安全のまちを築く市民の運動、市民主体の芸術文化行政、地域通貨やワーカーズ・コレクティブの活動を通して、ひととの成長・発達を促すひとづくりのソフトが展開されている。

豊富な事例ゆえに、それぞれに割き得る紙面の制約から、かゆいところに手の届かないようなもどかしさを感じることもあるが、市民活動に関心をよせる幅広いひとびとに支持されたことは肯ける。

【戦略編】は、事例を踏まながらも、参加型まちづくりの展開を支えるシステムについての分析・解明に重点を置き、【事例編】で紹介された湯布院、長浜の担い手を招いて開催されたシンポジウムの報告を導入として、2部12章で構成されている。

第1章は、2003年12月に開催されたシンポジウムに依拠して、「市民参加のまちづくり」の発展法則についての仮説を提示している。【戦略編】全体を貫く基調となるものなので、やや詳しく紹介しよう。

まちづくりの成功例として知られる湯布院、長浜であるが、まちづくりの成熟化とともに新しい課題に直面するようになった。この発展プロセスは次のように

説明できる。まずまちづくりの運動はリーダーシップのあり方によってA, B二つのタイプに分類できる。Aは、明確な獲得目標を掲げた少数の個人が、強力なリーダーシップのもとに、市場原理を活用して運動を展開する。リスクは高いがそれをリーダーが引き受けるので、直接の利害関係者を超えた幅広い市民参加の可能性もある。対照的にBは、当事者のニーズに基づく運動であり、当事者の合意を基礎に運動が展開される。参加者全体がリスクを分かち合うことから、参加者は当事者に限定される。まちづくり運動は大局的にはタイプAとして始まりやがてタイプBへと引き継がれる。最初からすべての利害関係者がゴールを共有することはあり得ない以上、タイプAとして始まることには必然性があるが、そのゴールは利害関係者すべての要求を満足しない。このようなまちづくりと地域コミュニティとの緊張関係は、まちづくりが一定の成果をもたらすとともに顕在化し、タイプBへの展開を迫る。湯布院や長浜が現在直面している課題は、このAからBへの転換プロセスだというのである。しかし、タイプAを中心的位置を占めていても、先行していくつものタイプBの運動が存在しており、まちづくりの発展の中でもBは解消されることなく機能し続けてきた。大局的にはAからBへの転換とリーダーシップの交代は不可欠だが、Aの基礎に先行するBの存在がない限りこの転換は成功しない。同時に、Bへの転換はAの否定ではなく、タイプAを特徴づけるリーダーシップの再生も不可欠だという認識が導かれている。

引き続く第1部は、第1章が提起したリーダーシップのあり方を問う5つの章で構成されている。「公的」領域において役割を期待される市民事業分野で、私的利害を超えて調整機能を果たすリーダーを育てる人材育成戦略、「総合型地域スポーツクラブ」を例に市民参加のまちづくりを担う組織のあり方、NPO、ボランティア、学生など、地域の多様な主体の交流、ネットワーキングと主体の成長、意志決定過程への市民の参加を導く「ワークショップ」の意義、参加型開発の理念・手法と参加型開発の課題が論じられている。「参加－参画－主導」という成長段階の模式化、「提供者－享受者」という構造を打ち破り、構成員が主体的に企画・運営に取り組むアソシエーション的発展の可能性と脱アソシエーション化の危険、参加が近代化論と結びついて絶対化されることによって、強制された参加、非参加者の排斥へと結びつく危険など、注目すべき論点が提示されている。主体的・自発的参加の保証を前提とし、コミュニティレベルにおける地域社会像の共有が、参加を通じて図られるシステムが必要であるというメッセージが込められている。

第2部は、市民事業の展開を支える外部セクターとの関係、パートナーシップのあり方に焦点をあてている。廃家電の修理・販売というリサイクル事業に取り組み、結果として破綻したNPO法人の事例、ビジネスと非営利活動との境界領域において台頭しつつあるコミュニティビジネス、市民事業を育成する助成財團、NPMの一形態である英国の「ベストバリュー」システム、景観・文化・生活の各側面を統合するまちづくり運動として、経験を蓄積してきたまちなみ保存運動を取り上げている。事業の公益的性格と経営体としての採算性との矛盾、経営体としての「責任」、ビジネスと非営利活動の相互浸透、まちづくりにおける行政の役割と地域社会・市民活動とのパートナーシップなどが、市民活動と外部セクターとの関係において検討され、参加と合意形成、組織運営の民主主義と活動の持続性に関して、貴重な示唆を提供するものとなった。

結論は、これまでの議論を受けて、まちづくりを担う主体のあり方を、アソシエーション概念を媒介として整理検討し、第1章で提起した仮説の妥当性を再確認した。執筆者は、人間関係に関わる社会原理を「共同決定／疎外」「開放社会／閉鎖社会」の二つの軸によって、「市場」「位階権力（ヒエラルキー）」「身内共同体（ゲマインシャフト）」（既存三社会原理）と「アソシエーション」の4つに分類し、開放社会でありかつ共同決定社会であるアソシエーションが、市民活動や参加型まちづくりの豊かな展開を保証する社会原理として主要な地位を占める必要性を主張する。しかし、萌芽的段階におけるアソシエーション化は、既存三社会原理の営みを通して進展する以外にく、既存三社会原理自身が存在を主張する以上、アソシエーション化の営みを既存三社会原理のいずれかが凌駕し、脱アソシエーション的変質をもたらす危険は常にある。この脱アソシエーション的変質を抑止し、まちづくりの持続的な発展を保証するためには、第1章で論じた市場志向のタイプAの運動とゲマインシャフト的タイプBの共存と地位の交代が必要であり、調停者としての行政が両タイプのスムーズな交代に果たす役割が大きいというのである。

このシリーズの特徴は、事例の紹介にとどまらず、それを踏まえて市民参加のまちづくりが発展する条件を理論的に解明することを試みたことであろう。アソシエーション概念を切り口とした理論化にも共感できる点が多い。しかし、あえて疑問点を指摘するなら、まちづくりの場としての地域コミュニティとまちづくりを担う開発組織とが明確に整理されずに若干の混乱をもたらしているように思う。コミュニティの構成員すべてが同じ負担でまちづくり関わることがあり得な

い以上、まちづくりを担うのは地域コミュニティそのものではなく、コミュニティの要求を受け止めた開発組織である。開発組織の民主主義と持続性は大切であるが、その挫折を過大に問題視する必要はない。挫折を抑止するよりも、それまでの経験を受け止め、新た

なリーダーシップを生み出し続けるコミュニティの成熟があることがより重要であるよう思う。開発組織とコミュニティとの関係が研究の発展を通じて一層深く解明されることを期待したい。

(遠州尋美 所友 大阪経済大学)

## 書評

玄幡真美著

## 『仕事における年齢差別 — アメリカの経験から学ぶ —』

御茶の水書房 2005年3月 本体価格 2500円



日本では「年齢差別」という言葉をあまり聞かない。たとえ聞いてもピンとこない人が多いかもしれない。それほどに日本では雇用における年齢差別は当然視されている。

アメリカでは1967年に制定された「雇用における年齢差別禁止法」によって、年齢を理由とした募集、採用、昇進、解雇などの差別が禁止されている。ヨーロッパ諸国でも2000年に採択されたEU指令「雇用における均等待遇」に沿って、近年急速に年齢差別禁止の取り組みが進められている。本書はこうした年齢差別の禁止をめぐるアメリカとヨーロッパの経験を研究し、日本における年齢差別禁止法の必要性を提起した労作である。

著者は、同志社大学を卒業後、地域計画コンサルティング業をへて筑波大学大学院環境科学研究科で学び、その後カナダ、アメリカに11年滞在し、オレゴン大学大学院計画・公共政策管理学科を修了した。フリーランスライターとして活動後、2000年秋に帰国し、現在は日本労働者協同組合連合会に勤務している。本書の冒頭に大内力氏（東京大学名誉教授、協同労働法制化市民会議会長）が推薦の辞を寄せているのは、大内氏が労働者協同組合と高齢者の雇用促進運動に深くかかわってきたからである。

全体は以下の6章からなる。

### はじめに

#### 第1章 米国求職事情

#### 第2章 米国の雇用・失業と雇用差別の現状

#### 第3章 雇用差別禁止法

#### 第4章 ADEAの歴史と日米の論議

#### 第5章 日本で年齢差別禁止法を導入する可能性

#### 第6章 アクティブ・エイジングに向けた欧州の論議から

おわりに — 世代間対立を超えて

第1章は、アメリカにおける求職の際の履歴書作成の事例を紹介するところから始まる。履歴書には決まった様式はなく、年齢、性別を記載する必要もない。求人先が記入を求める用紙には、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、出身国、年齢、障害、性的指向などによって差別されないことが明記されている。

アメリカにおいてこれらの差別がないというのではない。第2章で指摘されているように、アメリカでも年齢差別を含め雇用における差別は、中高年失業者や恒久的レイオフが増加するなかで、巧妙になるとともに増えてさえいる。しかし、留意すべきは、たとえば40歳以上の女性差別にかかる過去20年間（1975～95年）の訴訟事件では、「3分の2以上が公民権法と年齢差別禁止法を根拠としており、一連の差別に対し両法が歯止めになっている」ことである。

多くの雇用差別は40歳以上の中高年および高齢者が対象になっている。評者が翻訳にかかわったジル・A・フレイザーの『窒息するオフィス仕事に強迫されるアメリカ人』（岩波書店、2003年）には、シリコンバレーで働くSEの43歳の男性の話が出てくる。彼の勤め先のSEの7～8割は人材派遣会社経由の契約社員である。彼らの平均的な勤続期間は3か月で、「仕事が終われば出ていく」。20代なら歓迎されるが、「30代なら、使い捨てにされる。40代なら、もう雇ってもらえない」。フレイザーは別の箇所で「証券業やハイテク分野のようなとくに冷酷な産業では、この職業人生の『死のキス』は40代という若さの人びとを襲う」とも述べている。日本の状況がより厳しいことはいうまでもない。

第3章はアメリカの年齢差別禁止法が1950年代から60年代の公民権運動の所産であることを明らかにし、年齢差別禁止法による救済措置や申し立て手続きを論

じ、代表的な判例を紹介している。

2005年10月25日、「公民権運動の母」と呼ばれたロザ・パークスさんが92歳で亡くなった。1955年12月、アラバマ州モントゴメリー市に住む、全米黒人地位向上協会の活動家だった彼女は、前4列が白人専用席の市営バスの5列目の席に乗っていて、白人席が埋まつたあとに乗車した白人のために席を立つように運転手に指示された。彼女が「ノー」と断ると、運転手は警察を呼び、彼女は人種分離法違反で逮捕された。この事件をきっかけに始まった同市の黒人を挙げてのバス乗車拒否運動は、最高裁で人種分離法を違憲とする判決が出るまで381日間続いた。

この運動は、当時、26歳だったマーティン・ルーサー・キング牧師によって指導され、1963年のワシントン大行進を頂点とする公民権運動を受け継がれた。そして、1964年に、公民権法が（同法案を議会に提出したケネディが暗殺された後）ジョンソン大統領のもとで成立了。同法は、11編の個別法から構成されており、第7編（雇用機会均等）は「人種、皮膚の色、宗教、性別、出身国、民族を理由とする差別を禁止する」とともに、「採用、解雇、補償・協約、条件、雇用において差別的取扱いをすることはすべて違法である」としている。この雇用機会均等法をほぼ踏襲した法律として、雇用における年齢差別禁止法 ADEA（The Age Discrimination in Employment Act）が制定されたのは、公民権法制定から3年後の1967年である。

ADEA は採用、解雇、求人広告、募集、試験、会社施設の利用、給与、退職プランなどすべての雇用に関する条件や待遇において、年齢を理由とした差別を禁止する。また、差別による不利益を被り訴えをおこした労働者への報復措置も禁止している。

第4章と第5章は、アメリカの教訓から日本において年齢を理由とする差別を撤廃するための法制度の導入について検討している。

日本において年齢差別解消の動きがまったくないわけではない。厚生労働省は2003年10月1日より改正雇用対策法が施行された機会に、「年齢にかかわりなく均等な機会を」と題したパンフレットを出している。その背景には、求人に上限年齢を設けている企業が9割を超える、また、求人の上限年齢の平均は41歳となっている（日本労働研究調査）という現実がある。しかし、中高年や高齢者のこうした厳しい雇用環境に対し

ては、いまのところ年齢制限緩和の努力義務規定が設けられたにすぎない。

2004年6月、高齢者雇用安定法が改正され、①65歳までの雇用確保、②中高年齢者の再就職の促進、③高齢者の多様な働き方に応じた就業機会の確保が表明された。この改正の前段における労働政策審議会では、年齢差別禁止法の導入は「労働市場の混乱を招くおそれがあり困難である」とされた。また「直ちに法定定年齢を65歳に引き上げることは困難である」とされた。こういう議論に対して著者は、年齢を理由とする雇用差別が広く容認されている現状がむしろ労働市場を混乱させているのではないかと主張する。

第5章で目を引いたのは、玄田有史氏が『仕事の中の曖昧な不安』（中央公論社、2001年）において、若年者の雇用機会の減少を中高年の雇用既得権に起因するものとして説明していることに疑問を投げかけているくだりである。ここを読むと、著者が労働市場規制をめぐる法制度の研究から労働市場の経済社会学的な研究に踏み出していることがうかがわれる。評者としては著者が今後さらにこの方向に踏み込んでいくことを期待する。

第6章はヨーロッパの経験を取り上げていて、欧米を比較しながら日本の課題を考えるうえで参考になる。ヨーロッパにおける年齢差別問題への取り組みは1990年代に始まった。93年の「ヨーロッパ高齢者・世代間連帯年」の報告、95年の高齢者雇用に関するEUレベルの政治宣言、97年の雇用差別禁止措置に関するアムステルダム条約（第13条）、99年のEU委員会における「一般雇用均等指令案」の提案、2000年のEU指令「雇用における均等待遇」の採択などは、年齢差別禁止制度の導入の各ステップであった。このEU指令では、年齢差別に関する条項として、直接差別、間接差別、嫌がらせ（ハラスマント）、ポジティブアクションなどが盛り込まれている。それとともに注目されるのは、自営業を含む全雇用分野に適用され、訴訟における举証責任は、原告に求められるアメリカのADEAとは違って、被告に求められることである。

著者は本書出版後、『年齢差別——仕事の場で何が起きているのか』（岩波ブックレット No. 649）をまとめられた。本書と合わせて一読をお薦めしたい。

（森岡孝二 所員 関西大学）

# 市民社会フォーラムの活動報告

## — 学問・運動・市民の言論空間 —

OKABAYASHI Shinichi  
岡林 信一

『経済科学通信』編集局から依頼を受けましたので、市民社会フォーラム（以下、フォーラム）の取り組みについて紹介します。

### 1. 市民社会フォーラムの趣旨

フォーラムは、2002年3月に「分野を越えた学習・交流と社会への問題発信をしよう」と意気投合し、座長の楠真次郎君をはじめ立命館大学の学生が集って結成されました。私はオリジナルなメンバーではなく、彼らとは一世代上の社会人でしたので、彼らが就職・院進する時点で、学内での研究活動から、幅広い社会学習活動として拡張するよう提案し、現在のスタイルが確立しています。

フォーラムは、下記呼びかけ文の趣旨に賛同できる人々と繋がっています。

「今、わたしたちは、世界規模の環境悪化や南北の経済格差、止むことのない戦争と地域紛争および核戦争の脅威、食料や医薬品の圧倒的不足、教育からの疎外、女性・児童への人権侵害、国内においても、失業と不安定雇用の増加や社会保障の切り捨て、自衛隊の海外派兵に象徴される平和憲法の否定など、憂慮すべき多くの問題に直面しています。

一方で、国境を越えた民衆の連帯や政治・行政への市民参加など、あらたな社会運動や社会参加の動きもおこりはじめており、わたしたちは、その流れに確信をもち、協同を表

明します。

わたしたちは、信条や立場・所属を越え、わたしたちが直面している様々な社会問題に関心をもつ個人とともに、議論と認識・経験の交流を行い、互いの発展と活動の結びつきを通じ、社会問題の解決と新たな社会の創造を目指します。

わたしたちは、多様な個人による多様な社会問題の討議を通じた市民ネットワークづくりと新しい社会創造に、心からの参加を呼びかけます。」

この呼びかけ文をもとに、社会人から学生、研究者、NPO・運動団体関係者など多種多様な個人とともに、様々な社会問題をめぐる学習や各分野での経験交流、情報の交換を目的に、思想的・政治的立場の多様性を前提にして、より多くの、とりわけ若い世代の人たちとのネットワークづくりを目指しています。一言でいえば、学問と運動ならびに市民との接点を提供する触媒的役割を担う、「社会学習運動」といえるでしょう。

具体的な取り組みとしては、時事的な問題について専門家・活動家などに話題提供いただき討議する「例会」、より理論的な研究会として「社会科学研究会」をルーチン化しています。そして、多彩・多元・多様な論者による「評論」コーナーを含めたホームページ（HP）をベータベースとして活用しています。また、現在180人以上が登録しているメーリング・リスト（ML）での意見

交換・企画案内も活発に行われています。

互いに顔を付き合わせた学習会を定例化するとともに、物理的に集うことが困難な方々ともMLとHPを通じて、交流を深めています。

## 2. 活動内容(1) 社会問題についての学習例会

現在では、毎月の例会に十数名もの方々に参加していただいている。新しい順番から、最近の例会企画は下記の通りです（9月現在）。

第32回例会 徹底討論「若者による神戸再生論」  
—若者と神戸市政学習会(5) 05年9月 於：神戸

第31回例会 定住外国人の生活権、市民権—若者と神戸市政学習会(4) 05年8月 於：神戸  
(オリエンテーション：たかとりコミュニティーセンター)

第30回例会 神戸の文化活動と文化行政—「若者と神戸市政」学習会(3) 05年7月 於：神戸

（フィールドワーク：神戸空襲の史跡を探る）

第4回東京例会「民主的な選挙制度とは」05年7月

第3回東京例会「平和のネットワークを考える」  
05年6月

第29回例会「若者と神戸市政」学習会(2)—保育所民営化問題— 05年6月 於：神戸

第28回例会 東アジアの平和に向けて—歴史認識問題を考える— 05年5月 於：京都  
(見学：立命館国際平和ミュージアム)

第2回東京例会 市民的ネットワークの可能性  
05年5月

高知例会「小さくてもキラリと輝く自治体—高知県の経験から」05年5月4日

第27回例会 神戸市政と若者～神戸市長選挙への提言～ 05年4月 於：神戸

（フィールドワーク：神鋼石炭火力発電所と公害）

第1回東京例会「現代社会における有機的知識人の役割」05年4月

第26回例会 非核「神戸方式」30周年と反／非戦・平和 05年3月 於：神戸

（フィールドワーク：「非核の港」神戸・遊覧船の旅）

第25回例会 地域に根ざす自治の担い手としくみ  
づくりとは 05年2月 於：滋賀県草津市  
(フィールドワーク：くさつ感風ツアーア)

第24回例会 大震災10年の教訓—災害列島日本の生活保障 05年1月 於：神戸

（交流：プラザ5の震災復興の取り組み）

第23回例会「《弱者》としての若者」04年12月  
於：神戸

（フィールドワーク：大正区・浪速区 人権・文化遺産ツアーア）

例会はすでに30回を超えて開催し、最近は神戸が多いですが、京都、大阪など近畿一円で催しています。遠方からも参加いただいている方もいらっしゃるので、机上での議論だけでなく、開催地やテーマに関連したフィールドワークも催し、夕食交流会も含めて、小旅行的な余暇活動としても位置づけています。

4回開催している東京例会では、関東圏の平和グループとの連携をはかり、高知例会は高知自治体問題研究所との合同研究会となりました。

フォーラムは趣旨に賛同できる個人・団体と連携をはかるよう、柔軟かつオープンな企画を位置づけています。

## 3. 活動内容(2) より理論的な社会科学研究会

例会では幅広い市民を対象にした学習会を位置づけていますが、社会科学研究会（社研）では、研究者との連携も位置づけています。研究会履歴は下記の通りです。

第7回社会科学研究会 自治体の産業雇用政策

報告(1) 自治体ができる地域産業政策

本多 哲夫さん（大阪市立大学助教授）

報告(2) ニート対策の現状と課題

樋口 明彦さん（大阪大学院生）

報告(3) 自治体ができる労働政策

前田 定孝さん（時間短縮研究所事務局次長）

第6回社会科学研究会

報告(1) 「古層」と「飛礫」—丸山思想史と網野史学の一接点

富田 宏治さん（関西学院大学教授）

報告(2) 背広の作業着性——公務労働をめぐって  
前田 定孝さん（時間短縮研究所事務局次長）

第5回社会科学研究会  
「グローバリゼーションと貧困化する市民社会——多様性から収斂へ」  
神谷 章生さん（札幌学院大学教授）

第4回社会科学研究会  
「ノルベルト・ボッビオとエリート思想の関係」  
谷本 純一さん（法政大学院生）

当初は、研究書1冊をレジメにして報告する読書会でしたが、研究者との連携をはかるためにも、フォーラムの趣旨に理解ある方に話題提供いただいている。

#### 4. 活動内容(3) 映画鑑賞会

まだ本格化していませんが、机上の学習だけではない、文化を通じての批評として、映画鑑賞会も行っています。DVDを借りて観る場合もありますが、公開中の社会派作品を映画館で観て、感想交流会をしています。

読書であれ映画であれ、一人でたしなむこともできるものを、集団的な交流にして、そこに社会科学的なスペースを振り掛けることも、これから重視しようと考えています。

#### 5. 活動内容(4) HPとMLでの交流

例会・社研などの企画とともに、フォーラムの企画に参加いただいた方やネット上で知り合った方などにMLに登録いただいて、日常的な交流・情報発信をはかっています。

当初は、HPの更新情報の紹介や企画案内を発信する程度でしたが、「多重声音」を重視するフォーラムらしく、映画鑑賞から選挙に至るまで硬軟あい混ぜて、多元・多彩な交流がはかれるようになりました。

直接面識がなくとも、北海道から九州まで老若男女さまざまな個性ある方々が参加されています。

### 6. 活動内容(5) 若者による神戸再生論

これらの諸々の活動の中でも、05年は一貫性をもって取り組んでいるものがあります。それは、10月23日が投票日の神戸市長選挙を念頭に、若者の立場から神戸市政を変えるための提言をまとめることです。

フォーラムは、社会学習運動であり、それ以上でもそれ以下でもないので、諸々の運動とコンタクトはとりつつも自立しており、フォーラムが主体となっての政治運動を行うことはしません。なぜなら、フォーラムは会費も会則もない、「組織」ではなく、緩やかな「ネットワーク」であり、会を代表して政治的 requirement を掲げることはできないし、するべきではないからです。

ただ、選挙というイベントを重視して、地方自治のあり方を継続して学習し、その成果を公表することは意味のある活動なので、05年は、例会企画は神戸市政を軸に連続開催しました。

神戸で例会を重ねる度に、「若者による神戸再生論」の内容をバージョンアップさせ、これをHPに公開し、例会やMLでも意見交換をはかっています。

なぜ神戸市政にこだわっているのか。まず、私と座長らが神戸在住の勤労者であり、神戸でもフォーラムへの参加者を増やして、若者のネットワークを地元から広げたかったから。そして、選挙を媒介にして日本社会の民主的変革の「風穴」をあけるためには、目前の政令市長選挙がある神戸での市民活動との連携が重要だと考えたからです。

私たちが創りあげた、「若者による神戸再生論（最終案）」の骨子は以下の通りです。

\*\*\*\*\*

若者による神戸再生論（最終案）

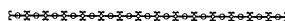
市民社会フォーラム座長 楠 真次郎

1. ムダな大型開発をやめ、市民生活に予算を
  - (1) 神戸空港の本体事業や関連事業(ポートライナー延伸、海上アクセスの再開など)をやめ、これ以上の市税のムダを増やさないこと。
  - (2) 多額の予算を投入し、医療を産業化しようとする医療産業都市構想の凍結・見直しをすること。

- (3) 中央市民病院の移転を中止し、現状維持か現地改修を行うこと。
  - (4) 無駄な事業をすすめている外郭団体への出資をやめること。
  - (5) 「創造的復興」のもとに進めているバブル期型の大型開発をやめ、被災者した住民が戻り、元の生活を営めるような復旧施策を行うこと。
  - (6) 大型開発を「聖域」とする今の予算の使い方を転換し、市民生活を第一にした予算編成、税金の使い方を行うこと。
2. 非核・平和都市にふさわしい平和行政を
- (1) 神戸大空襲の記録や非核・平和を発信する資料館を創ること。
  - (2) 「神戸方式」が決議された3月や広島と長崎に原爆投下された8月に、毎年市独自の核兵器廃絶に関する企画やアピール声明の発表、などを実施すること。
  - (3) 非核「神戸方式」を条例化すること。
  - (4) 広島市長が提唱する「世界平和市長会議」に賛同し、核兵器廃絶に向けた自治体外交を開くこと。
  - (5) 異文化交流に平和教育を位置づけ、高等教育での国内・海外研修、交換留学などを市として実施すること。
  - (6) 平和憲法の理念を守り、若者を犠牲にするいかなる戦争協力にも反対すること。
3. 若者の働く場を増やし、働きがいあるまちづくりを
- (1) 福祉・教育分野など公務・公共分野で、行政自身が積極的に若者の任用の枠を増やし、または新規の雇用の確保に努めること。
  - (2) 国に対し、最低賃金の大幅引き上げを求ること。
  - (3) 市の業務委託について、リビングウェッジ条例や政策入札制度を導入すること。
  - (4) 民間企業が積極的に若者の雇用確保に取り組むよう、企業の若者雇用を奨励する条例を制定すること。およびそのための何らかの給付制度などを創設すること。
  - (5) 若者の雇用促進に特化した施設を全ての区に設置すること。
  - (6) 神戸の伝統・地場産業への若い世代の就労支援や、起業家・自営業者への支援施策をとること。

- (7) 市内で就職する場合、市内専門学校の授業料の無利子貸与や職業訓練施設を増設すること。
4. 保育・教育・医療の充実で、健康でくらせ子育てしやすい環境を
- (1) 待機児童の解消を目指し、市が責任をもって保育所を増設すること。
  - (2) 公立保育所の民間移管を行わないこと。
  - (3) 低所得、中間所得世帯の保育料をさらに安くすること。
  - (4) 公立、民間とも保育士の労働条件を改善するよう、補助金等を増額すること。
  - (5) 市内各区へ病後児保育施設を増設するよう助成を促すこと。
  - (6) 小学校全学年に30人学級を導入すること。
  - (7) 中学生までの外来・入院の窓口負担を無料にすること。
  - (8) 国民保険料減免制度の対象を拡大し、低所得者の国民保険料の減免額を引き上げること。
  - (9) 市内の専門学校や大学に通学する市内一人暮らしの学生に対し、家賃補助制度を設けること。
5. 若者の文化・芸術、スポーツ活動の推進、若者の自主的で多様なコミュニティの育成を
- (1) 文化・芸術、スポーツなどの自主活動を支援する活動助成を拡充すること。
  - (2) 学生などの文化・芸術、スポーツ活動に対し、市内公共施設の使用料を軽減すること。
  - (3) 市の責任を回避する、安易な指定管理者への管理・運営委託を行わないこと
  - (4) 市の責任による若者などの文化・芸術団体への運営委託で、各種イベント開催などのインセンティブを与えていくこと。
  - (5) まちの空きスペースを市内の団体に、自由な表現の場、憩いの場、活動の場として提供すること。
  - (6) 芸術関連の教育施設やセミナーを積極的に設置・開催すること。
6. 若者の意見が反映される市政参加の促進を
- (1) 常設型住民投票条例を制定し、投票権を20歳未満にも認めること。
  - (2) 市の施策の立案段階から市民との協議の場を設け、情報提供と説明の義務を市民の納得できる水準で徹底的に果たすこと。
  - (3) 住民投票も含めた、定住外国人の神戸市へ

- の参加の権利を確保する条例を制定すること。
- (4) 地方自治体選挙への定住外国人の選挙権を認めるよう、公職選挙法改正を国に対して要請すること。
- (5) 空港建設は中止し、空港島の跡地利用については、平和資料館やイベント会場など、若者をはじめ広範な市民から意見を募ること。
- (6) 市の審議会、委員会、懇話会などで市民公募枠に青年代表を必ず入れること。



## 7. 今後の展望

フォーラムは社会運動に強い関心をもち連携しつつも、社会運動の中心的主体になることを想定していませんが、運動と学問の中に組織化されない市民にもネットワークを広げ、開かれた言論空間を構築することを目指しています。

いわば社会的活動の「ニッチ」産業として、民主的な変革主体形成を側面的に促すような、市民社会からのサイド・イフェクトの機能を担っていきたいと考えています。

社会を民主的に変革するためには、政党や労働運動や平和運動をはじめ、諸々の階層的・階層横断的な運動体の発展が最も重要でしょう。私も、職業としては医療運動の分野で、その末席を汚しています。

また、社会変革のためには、時代にふさわしい理論・思想も不可欠でしょう。これにはアカデミズムからの発信が大切ですが、それに耳を傾ける聴衆を広げなければならぬでしょう。

グローバルには世界社会フォーラム、ナショナルには九条の会など、従来にないネットワーク的な運動が広がっており、フォーラムもそれらのモー

ドに示唆を受けていますが、「9・11」から4年も経った今でも、ブッシュや小泉を権力の座から引きずり下ろせていません。さらに、既存のやり方だけにとらわれない、想像力ある営為が必要ではないでしょうか。

私はフォーラムのような社会変革にとっては副次的であるにせよ、運動や研究の「タコツボ」社会に安住せず地道な学習活動を広げる志向が、日本社会にもっと広がれば、もう少しましな世の中になるのではないかと思い、これに賭けています。

そのためには、IT媒体も「手段」として重視しています。

私にとって、職業としての医療運動は「本店」であり、フォーラムは自由時間を活用した「夜店」です。学問についてもアマチュアであり、研究者の生産物を「消費」するための媒介役ぐらいしかできません。しかし、学問の素人でも、道楽・趣味としての「夜店」であっても、目的意識さえあれば、ITも駆使して多くの人と結びつくことが可能です。それも自腹で。

こうした成果は、可能な限りHPにデータベースとして残しています。

『経済科学通信』の読者の皆様も、私たちの取り組みに興味がございましたら、ぜひ下記HPをご笑覧いただき、メールにてご意見いただければ幸甚です。

市民社会フォーラムHP

<http://homepage3.nifty.com/>

[civilsocietyforum/index.html](http://civilsocietyforum/index.html)

HP管理者 岡林信一宛メールアドレス

NQC41966@nifty.com

(おかげやし しんいち

所員 市民社会フォーラム事務局)



## 誌面批評

## 二つのコメント

108号「格差社会の中の階級」という特集へのコメントを、何かの拍子で安請け合いをした形になっているらしい。まとまらないままであるが、2つの問題を提出することで穴埋めとしたい。階級という概念に対する関心が高まってきた背景として、二つのことが指摘できると思う。一つは、右肩上がりの経済において、幻想であったにせよ「上方移動」や「総中流化」が期待できた時期を経て、経済的格差の拡大だけでなく、ニートなどを生み出すような労働の変化が格差の再生産をもたらすと考えられるようになったこと、もう一つは意識や連帯のありようについて、市場原理主義に対する新たな摸索が始まったことである。

玄田有史（東大社研）が2002年「就業構造基本調査」にもとづいて試算したところによると、15歳以上34歳以下の年齢層で、パートやアルバイトなど「フリーター」人口（209万人）を上回る213万人の「無業者」が存在する。そのうち就職希望を表明している人が171.1万人（うち求職型が128.5万、非求職型が42.6万人）、さらに就職希望すら表明していない非希望型が42.1万人となっている。いわゆるニートは、この非求職型と非希望型を合わせた84.7万人である。

UFJ 総合研究所の予測では、2021年には35歳以上の「中高年フリーター」が200万人を超える、2001年の4.3倍となり、それによりGDP成長率が1.2ポイント下がる恐れがあるという。この予測は、次の二つが背景となっている。①正規の職業経験（キャリア）がないまま中高年齢化すると、アルバイトやパートから正社員や契約社員などへの転換がますます困難となること。②年齢階層別の収入が中高年になると増加する社会にあっては、中高年フリーターは低収入のままとなり、同じ年齢層の正社員に比べた所得損失が大きい。その結果、社会保険料の徴収で1兆9百億円、可処分所得も5兆8千億減少することになる。高齢社会を支える担い手となるべき若年層の中で経済的負担能力を低下させる要因が見られるというわけである。

このようなフリーターやニートの増大は、主に「若者の意識」に起因するとして、その意識を変えるために、若者に職業体験をさせ、また自立支援施策を展開

しなければならないという議論や施策も盛んに行われるようになった。本田由紀『若者と仕事』によると、バブル崩壊以前の労働需要の大きかった時期までは、若者たちの大半が在学中に就職先を決め4月1日に一斉に働き始める、学校と企業という組織間で若者がやり取りされる「学校経由の就職」が一般的に行われてきた。それは学歴社会とかブランド大学とか偏差値競争とか言われる問題を引き起こしつつ、他方では、欧米の社会が制度的政策的にすすめてきた職業訓練・職業紹介システムを作り上げる必要から免れていた。そしてまた、高等教育機関の側では、「キャリア教育」や「高等教育の職業的意義」を問われることはなかったと言ってよい。しかし、①バブル崩壊後の不況による労働需要の冷え込み、②団塊世代と団塊ジュニア世代の労働力人口に圧される形での新規採用の縮減、③サービス経済化に伴う正規雇用機会の減少、④かつては早期退職が多かった女性が労働市場に止まるようになったこと、などの要因が重なって、若者の新規採用（正規雇用）に深刻な影響を与えた。若者の意識とか、若者の親世代との職業間のズレという問題よりも前に、日本社会の前提となっていた若者の雇用環境の決定的な変化をどのように受け止め乗り越えるのかという問題こそ重要なのではないか。

もう一つの問題は、ニートやフリーターなどの問題を抱え込む可能性は、いわゆる貧困世帯やその青年たちに多いということである。冒頭の玄田有史が抽出したニートの特徴は、①本人の低学歴、②世帯の低所得、③就業に必要なコミュニケーション能力に自信がないなどであり、日本の社会の階層化を反映していると考えられる。ニートの就職援助のためにも、日本社会における貧困の再生産と固定化を防止するという観点から、若年層の教育・キャリア形成と自立支援・機会の拡大などを含む総合的な社会政策が必要となっているのではないか。

もうひとつの関心の所在は、個性を育て個人主義を尊重しつつ、どのようにして生活を守る「階級的連帯」を形成していくかという点にあると思う。かつて熊沢誠は、集団主義的であったと考えられてきた日本の労

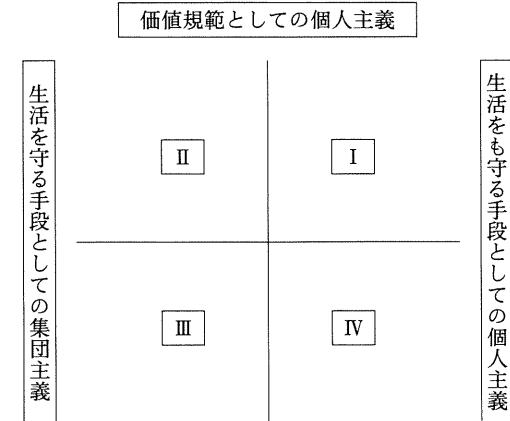
労働者・サラリーマンは、集団的規範を受け入れなければ競争からも弾き出されるという意味でそうなのであって、一人ひとりの生活を集団的に守るという意味では、そうではなくむしろ個人主義であった、という分析を示した（第IV象限）。

そのうえで、日本の労働者・サラリーマンの明日の選択として、「それぞれの人生の多様性や個性のかけがえのなさを絶対的に擁護しながら、労働組合や諸アソシエーションの活動、社会保障や自然環境の保全によって生活の基礎を守る」（＝第II象限の領域）ことを提示したことがある。（熊沢誠『日本の経営の明暗』筑摩書房、1989年、183ページ以下）。

ここで、価値規範としての個人主義とは、「みずからの中価値観または生活目標の独自性を決してゆずれぬものとして、その属する組織や集団の継より上位におく哲学」である。また、生活を守る手段としての個人主義とは、「生活の維持・向上をもっぱら個人の努力や工夫によって果たそうとする思想」であって、昇進、ジョブホッピング、投資、起業などを追求する。ヨーロッパの伝統的な組織労働者は、主に、第III象限に属してきたし、日本の多くの労働者・サラリーマンは、主に、第IV象限に属して、（集団的な規範を受け入れた結果として）標準的な生活のための厳しい競争を企業の内外で繰り広げつつ、連帯的な生活防衛の方途を

失っていた。新自由主義を見据えつつ、市場競争への自己投機という第I象限ではなく、価値観としての個人主義と生活を守る手段としての集団主義（連帯）という第II象限こそ、これからの選択に値する価値であると主張したのである。

問題は、このような選択に人々をおもむかせる課題、契機、経験の共有そして組織形態を具体的に提起することである。



価値規範としての集団主義

（青木圭介 所員 京都橘大学）

## 投稿規程

下記の要項にしたがって、奮ってご投稿ください。

**種類と枚数** 論文、研究ノート：200字詰50枚以内

研究動向、書評：同 20枚以内

いずれも、図表、注などを含む。

**原 稿** 審査の迅速化のため、コピーを1部添えてください。

パソコン、ワープロをご使用の場合には、使用機種、使用ソフトを明記したフロッピーディスクをお送りください。なお、お送りいただいた書類、フロッピー等は返却しませんので、ご了承願います。抜刷をご希望の方は実費にて作成可能です。

**掲 載 料** 下記の金額をお支払い願います（所員・所友・研究生を除く）。

論文・研究ノート5000円、研究動向・書評2000円

## 編集後記

▼北海道での記念すべき大会（第28回）の内容を中心にして、通信109号が発行されることは、まことに喜ばしいかぎりです。多少、編集に時間がかかり発行日がずれ込んだことは残念ですが、ひとまず特集号として出版できたことを祝いたいと思います。

▼特集は、道州制や市町村合併、地域公共交通機関の現状などと関わって、現在進みつつある「改革」が、どのような条件のもとで、住民の福祉を増大させる方向へ転換できるのかという、きわめて現実的かつ実践的な問題を軸として展開されています。大会での報告・討論にもとづいて編集が行われている点でも、一定の到達を示すものとなったと自負しております。

▼JR 北海道の問題では、公共性（公的規制）との関わりで、地域の足が問題とされ、問題が、原理的な視点から論じられている点が特徴的です。道州制の問題においては、地域と暮らしの視点から、地域を自立的にデザインする必要が強調されるとともに、道民一人ひとりが豊かさを実感できる地域社会を、独自に、主体的に作り上げる以外に、問題解決の方向がないことが明確に指し示されています。

▼『通信』では、これまで、愛媛・大阪・名古屋の地域経済を焦点に特集を組んできましたが、今回は、その4度目の取り組みといえます。いずれも、地域住民の暮らしの豊かさを最大化させる「公共性」の新しいあり方について、

議論は集約されてきつつあることが注目されると思います。▼次回の特集は「公共性と人間発達の経済学」となる予定です。これまで積み上げてきた、『通信』の地道な努力と研究を、さらに飛躍させる理論的発展がなされることを大いに期待しております。

▼来る06年3月18／19日両日に、春季研究交流集会が岩清水八幡宮青少年研修センターで開催されます。初日は、全体会が「マルクスの遺産」をめぐって発表・討論されます。その他、自由大学企画として楽しい催しを準備中です。2日目は、熊沢誠・脇田滋両先生をお招きし、基礎研からは森岡孝二先生が受けて立たれる形で全体会が催されます。

▼基礎研内外の方が、ぜひともご参集されることを願っております。詳しくは基礎研のHP：

<http://www.kisoken.org/>

にアクセスいただくか、月曜・木曜の10:00～15:00には、事務所(075-255-2450)に事務局員(服部さん)が詰めておられますので、ご心配な方は、この時間帯にお電話下さいますようお願い申し上げます。

▼『通信』の今号は、編集実務を担当する形岡さんが修士論文作成中ということもあり、形岡さんに多大な負担をお掛けしたばかりか、少なくない方に、編集実務にいろいろとご協力いただいたことをお礼申し上げます。

(増田和夫)



## 経済科学通信 第109号 2006年2月20日発行

編集・発行 基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局  
〒604-0934 京都市中京区麁屋町通二条下る尾張町225  
第二ふや町ビル603号  
TEL/FAX (075) 255-2450  
e-mail henshu@kisoken.org  
URL <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/kisoken/>  
振替 01080-8-1972 基礎経済科学研究所・編集局

編集局長 中谷 武雄  
副編集局長 大西 広 神谷 章生 藤岡 慎  
編集局員 岡 宏一 木下 英雄 佐々木潤子 中田 晋自  
増田 和夫 森岡 真史 形岡亮太郎

印 刷 所 北斗プリント社  
〒606-8540 京都市左京区下鴨高木町38-2  
TEL (075)791-6125

購 読 料 一部1300円 定期購読3号分前納3600円（郵送料を含む）

# 桜井書店

東京都文京区本郷 1-5-17 三洋ビル <http://www.sakurai-shoten.com/>  
TEL (03) 5803-7353 FAX (03) 5803-7356 値格税別表示

## 日経連 もうひとつの戦後史

ジム・N・クランプ著／渡辺雅男・洪哉信訳 四六判上巻・10000円  
“闘う”経営者団体といわれた日経連が、戦後の日本に刻印したものは何か。その歴史、結成（一九四八年）から経団連との統合（二〇〇一年）にいたる足跡をたどり、財界、階級、日本資本主義の特質を浮き彫りにする異色の日本研究。

J.Crump, *Nikkeiren and Japanese Capitalism*, 2003 の全訳。

トム・マイヤー著／瀬戸岡 純監訳 A5判上巻・4000円

## アナリティカル・マルクシズム

平易な解説

アナリティカル・マルクシズム（分析的マルクス主義）とはなにか？

アナリティカル・マルクシストとは誰か？  
公理体系と数学的モデルと統計的推論をふくむ綿密な分析的論証を重視する学派の全体像を描くアナリティカル・マルクシズム案内！

経済理論学会編

A5判並製・2000円

## 季刊 経済理論 第42巻第4号

(2006年1月)

特集○『資本論』草稿研究の現在  
大谷慎之介／大村泉／M.R.クレトケほか執筆

ジム・N・クランプ著／渡辺雅男・洪哉信訳 四六判上巻・10000円

池上 憲・一宮厚美編

A5判上巻・5000円

## 人間発達と 公共性の経済学

岡田章宏著

A5判上巻・5000円

## 近代イギリス 地方自治制度の形成

野村秀和編

A5判上巻・21400円

## 高齢社会の 非営利事業の 可能性

## 医療・福祉経営

奥村 哲著

A5判上巻・4000円

## 中国の資本主義と 社会主義 近現代史像の再構成

伊原亮司著

3刷 四六判上巻・10000円

## トヨタの労働現場